

令和6年 第3回

南会津町議会定例会 会議録

南 会 津 町 議 会

令和6年第3回南会津町議会定例会会議録目次

第1日 9月12日（木）

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎諸報告	4
◎議案第85号から議案第98号まで一括上程、説明	5
◎散会の宣告	18

第2日 9月18日（水）

◎議事日程	19
◎本日の会議に付した事件	19
◎出席議員	19
◎欠席議員	19
◎説明のための出席者	19
◎事務局職員出席者	20
◎開議の宣告	21
◎議事日程の報告	21
◎一般質問	21
渡部訓正議員	21
湯田芳博議員	32

丸 山 陽 子 議員	5 0
星 和 孝 議員	6 0
湯 田 剛 正 議員	6 6
古 川 晃 議員	7 0
◎散会の宣告	8 7

第3日 9月19日（木）

◎議事日程	8 9
◎本日の会議に付した事件	8 9
◎出席議員	8 9
◎欠席議員	8 9
◎説明のための出席者	8 9
◎事務局職員出席者	9 0
◎開議の宣告	9 1
◎議事日程の報告	9 1
◎発言の訂正について	9 1
◎一般質問	9 2
湯 田 哲 議員	9 2
芳 賀 正 義 議員	1 0 8
渡 部 裕 太 議員	1 1 9
酒 井 幸 司 議員	1 3 7
楠 正 次 議員	1 4 3
◎散会の宣告	1 5 9

第4日 9月20日（金）

◎議事日程	1 6 1
◎本日の会議に付した事件	1 6 2
◎出席議員	1 6 2
◎欠席議員	1 6 2
◎説明のための出席者	1 6 2

◎事務局職員出席者	1 6 3
◎開議の宣告	1 6 4
◎議事日程の報告	1 6 4
◎発言の申出	1 6 4
◎議案第 8 5 号 南会津町自家用有償旅客運送条例の質疑、討論、採決	1 6 6
◎議案第 8 6 号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	1 6 6
◎議案第 8 7 号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の質疑、討論、採決	1 6 7
◎諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑、採決	1 6 8
◎報告第 7 号 令和 5 年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について	1 6 8
◎報告第 8 号 債権放棄の報告について（公営住宅使用料）の質疑	1 6 9
◎報告第 9 号 債権放棄の報告について（奨学資金貸付金）の質疑	1 7 0
◎報告第 1 0 号 債権放棄の報告について（水道料金）の質疑	1 7 1
◎報告第 1 1 号 債権放棄の報告について（排水施設使用料）の質疑	1 7 3
◎議案第 8 8 号 令和 5 年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑、討論、採決	1 7 4
◎議案第 8 9 号 令和 5 年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑、討論、採決	2 0 8
◎議案第 9 0 号 令和 5 年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑、討論、採決	2 0 8
◎議案第 9 1 号 令和 5 年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑、討論、採決	2 0 9
◎議案第 9 2 号 令和 5 年度南会津町水道事業会計決算の認定についての質疑、討論、採決	2 1 0
◎議案第 9 3 号 令和 5 年度南会津町下水道事業会計決算の認定についての質疑、討論、採決	2 1 1
◎議案第 9 4 号 令和 6 年度南会津町一般会計補正予算（第 3 号）の質疑、討	

	論、採決……………	2 1 3
◎議案第 9 5 号	令和 6 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） の質疑、討論、採決……………	2 1 4
◎議案第 9 6 号	令和 6 年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の 質疑、討論、採決……………	2 1 5
◎議案第 9 7 号	令和 6 年度南会津町水道事業会計補正予算（第 1 号）の質疑、 討論、採決……………	2 1 6
◎議案第 9 8 号	令和 6 年度南会津町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の質 疑、討論、採決……………	2 1 6
◎日程の追加……………		2 1 7
◎議員派遣の件について……………		2 1 8
◎閉会中の継続調査について……………		2 1 8
◎町長の発言……………		2 1 9
◎閉会の宣告……………		2 2 0
◎署名議員……………		2 2 1

令和6年第3回南会津町議会定例会 第1日

議事日程（第1号）

令和6年9月12日（木曜日）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸報告

日程第 4 議案第85号から議案第98号まで一括上程

（提案理由の説明）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	酒井幸司	議員	2番	芳賀正義	議員
3番	湯田剛正	議員	4番	星和孝	議員
5番	古川晃	議員	6番	渡部裕太	議員
7番	森秀一	議員	8番	川島進	議員
9番	湯田芳博	議員	10番	室井英雄	議員
11番	丸山陽子	議員	12番	楠正次	議員
13番	湯田哲	議員	14番	高野精一	議員
15番	渡部訓正	議員	16番	山内政	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡部正義	町長	佐藤一範	副町長
川島敬章	教育長	月田啓	総務課長
星良栄	総合政策課長	渡部さつき	税務課長

鈴木 秀 和	住民生活課長	湯 田 賢 史	健康福祉課長
橘 昭	農 林 課 長	渡 部 秀 介	商工観光課長
室 井 利 和	建 設 課 長	遠 藤 知 樹	環境水道課長
渡 辺 健 二	会 計 室 長	星 貴 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長
阿久津 勝 英	学 校 教 育 課 長	廣 野 友一郎	生涯学習課長
渡 部 浩 明	館岩総合支所長	菅 家 康 夫	伊南総合支所長
平 野 芳 和	南郷総合支所長	渡 部 寛	代表監査委員

事務局職員出席者

星 博 文	事 務 局 長	阿久津 文 稔	議 事 係 長
-------	---------	---------	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

ただいまから令和6年第3回南会津町議会定例会を開会します。

執務中の軽装化の実施に伴い上衣の脱衣を許します。



◎開議の宣告

○山内 政議長 それでは、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○山内 政議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、湯田剛正君、12番、楠正次君を指名します。



◎会期の決定

○山内 政議長 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りをします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から9月20日までの9日間とし、明13日から17日までを休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月20日までの9日間とし、明13日から17日までを休会とすることに決定しました。



◎諸報告

○山内 政議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

令和6年第2回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告、産業建設委員会及び文教厚生委員会の所管事務調査報告、議会広報委員会が出席した町村議会広報研修会報告書は、お手元に配付のとおりです。

次に、8月29日に招集されました令和6年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会及び令和6年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会の概要は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、監査委員から、令和6年度7月分までの例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので、報告しておきます。

次に、本町関係法人等に係る令和5年度経営状況を説明する資料については、次の法人等の資料が町長から提出されております。公益財団法人南会津町振興公社、会津高原たていわ農産有限公司、株式会社みなみあいづ、医療法人社団仁嘉会、以上の4法人等に係る経営状況説明資料は、議会事務局に保管されております。

なお、公益財団法人南会津町振興公社及び株式会社みなみあいづの経営状況を説明する資料は、お手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

令和6年第2回南会津町議会定例会以後の行政報告は、お手元に配付の一般行政報告書のと

おりです。

ここで、町長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○渡部正義町長 令和6年第3回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとお多用のところご参集を賜り、誠にありがとうございます。

定例会の開催に先立ち、2点ほど発言をさせていただきます。

まず、1点目であります。令和元年度に、国内で初めて感染が確認されました新型コロナウイルス感染症につきまして、町が対応した内容等を、南会津町新型コロナウイルス感染症対策に関する報告書としてまとめましたので、本日議員の皆様のお手元に配付をさせていただきました。後ほどご覧をいただきたいとこのように思います。

次に2点目であります。令和6年8月7日付で議長に対し報告いたしました。役場に勤務する男性職員が、同僚の女性職員に対し不必要に体に触れるなどのセクシャルハラスメント行為があったため、当該職員を戒告の懲戒処分とし、併せて管理する立場の職員を口頭訓告いたしました。

公表内容につきましては、本来、南会津町職員の懲戒処分等の公表基準に基づき処分内容、処分年月日及び事件概要となりますが、本件につきましては、被害者のプライバシーと心情に配慮し事件概要の詳細については公表を控える、このようにいたしましたので、ご理解を賜りたいと思います。

ハラスメント行為は、被害者の心を傷つけるとともに、公務員としての信用を著しく失墜させる許されない行為であります。当該職員の行為により、行政に対する町民の皆様の信頼を大きく損ねてしまいましたことに、心よりおわびを申し上げます。

今後は、このような行為を繰り返さないよう職員の指導、監督をより一層徹底し、行政の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

この場をお借りいたしまして、お詫びと報告とさせていただきます。

○山内 政議長 これで諸報告は終わりました。



◎議案第85号から議案第98号まで一括上程、説明

○山内 政議長 日程第4、議案第85号から議案第98号までを一括上程します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 これより今期定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り議決いただけますようお願いを申し上げます。

初めに、議案第85号 南会津町自家用有償旅客運送条例についてであります。

本案は、伊南地域の交通空白地域における日常に必要な移動手段の確保を図ることを目的として、自家用有償旅客運送の運行を開始するに当たり、運行に関する基準及び住民が負担する利用料金を定めるため本条例を制定するものであります。

次に、議案第86号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の国民健康保険被保険者証が、令和6年12月2日以降発行されなくなることから、国民健康保険法に基づく罰則規定について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第87号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の後期高齢者医療被保険者証が、令和6年12月2日以降発行されなくなることから、福島県後期高齢者医療広域連合規約について、所要の変更をするもので、構成市町村において議決が必要になることから議会の議決に付すものであります。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてをご説明申し上げます。

今回、新たな人権擁護委員として推薦いたします渡部友幸氏の主な経歴は、別途配付しております附属資料に記載のとおりであります。

渡部氏は、人物、識見ともに優れ広く社会に精通し人権擁護委員として適任であるため、人権擁護委員法に基づき議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は令和7年1月1日から3か年となる予定であります。

次に、報告第7号 令和5年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてをご説明申し上げます。

本件につきましては、議案第88号以下の各会計の決算を認定に付するための説明書として、

令和５年度事務報告、主要な施策の成果及び令和５年度決算概要を配付しておりますので、決算書と併せてご覧いただきますようお願いを申し上げます、ご報告とさせていただきます。

次に、報告第８号 債権放棄の報告についてをご説明申し上げます。

本案は、南会津町債権管理条例第14条第１号の規定により、債権放棄を行った公営住宅使用料23万3,720円について、同条例第15条の規定により報告するものであります。

次に、報告第９号 債権放棄の報告についてをご説明申し上げます。

本案は、南会津町債権管理条例第14条第５号の規定により、債権放棄を行った奨学資金貸付金21万5,000円について、同条例第15条の規定により報告するものであります。

次に、報告第10号 債権放棄の報告についてをご説明申し上げます。

本件は、南会津町債権管理条例第14条第３号及び第５号の規定により、債権放棄を行った水道料金219万40円について、同条例第15条の規定により報告するものであります。

次に、報告第11号 債権放棄の報告についてをご説明申し上げます。

本件は、南会津町債権管理条例第14条第５号の規定により、債権放棄を行った排水施設使用料28万8,900円について、同条例第15条の規定により報告するものであります。

次に、議案第88号 令和５年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

なお、議案第88号から第93号までの各会計決算認定に係る議案の提案理由の説明に当たりましては、別冊で配付しております令和５年度決算概要によりご説明を申し上げます。

様々な課題がある中で、令和５年度予算編成に当たっては、町長所信表明に掲げた12の重点施策の実現と令和５年度からスタートする第３次南会津町総合振興計画の第一歩を力強く踏み出すため、人口減少に歯止めをかけ、次世代に継承できるまちづくりこのことを基本方針に定め、予算編成を行ってまいりました。

この結果、一般会計当初予算額は、前年度比3.2%増の128億1,200万円で、その後、物価高騰支援策に要する予算計上など計10回の補正予算を行い、前年度繰越明許費を含む最終予算額は136億8,521万3,000円となりました。

続いて、決算について申し上げます。決算概要の６ページをご覧ください。

なお、説明につきましては1,000円単位でご説明申し上げます。端数の関係で、四捨五入の数字を調整して申し上げる箇所もございますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

歳入総額135億6,964万2,000円、歳出総額131億2,671万2,000円、前年度決算と比較すると歳入で1.4%、歳出で1.5%の増となりました。歳入から歳出を差し引いた形式収支額は４億4,292

万9,000円の黒字、さらに、翌年度に繰り越すべき財源737万9,000円を除いた実質収支額は4億3,555万円となりました。

また、前年度実質収支との差額である単年度収支は284万8,000円の赤字、これに財政調整基金への積立額2億1,991万9,000円を加えた実質単年度収支は2億1,707万1,000円の黒字となり、決算状況はおおむね良好となりました。

次に、7ページをご覧ください。

決算の主な内容について、歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとする国庫支出金が、対前年比2.7%の減13億6,598万5,000円、歳時記の郷・奥会津活性化事業補助金をはじめとする県支出金が対前年比16.5%減の6億1,948万3,000円となったものの、旧伊南小学校跡地利用整備事業や御蔵入交流館空調設備改修事業といった大型事業が開始されたことに伴い地方債の発行額が、対前年比32.1%増の14億1,685万円となったことなどにより、総体で対前年比1.4%増の135億6,964万2,000円となりました。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

歳出につきまして性質別決算額よりご説明を申し上げます。

歳出では、防災行政無線設備更新事業や奥会津博物館空調設備整備事業が終了した一方、旧伊南小学校跡地利用整備事業、御蔵入交流館空調設備改修事業等の大型建設事業が開始されたことにより、普通建設事業費が対前年比4.2%増の20億2,342万9,000円、新たに、国の施策による価格高騰緊急支援給付金給付事業が開始されたことなどに伴い、扶助費が対前年比7.1%増の10億7,371万7,000円、臨時財政対策債の償還に対する令和6年度、7年度の交付税算入分の一部が、令和5年度に先行して追加措置されたことに伴う減債基金への積立てや、決算剰余金を含む財政調整基金への積立てにより、積立金が対前年比24.4%増の5億1,392万8,000円となったことなどにより、総体では対前年比1.5%増の131億2,671万2,000円となりました。

次に、主な財政指標の状況についてご説明申し上げます。

4ページをご覧くださいと思います。

近年高い水準で推移してきました経常収支比率につきましては、一般職員それから会計年度任用職員等の給与改定等による人件費の増加や、一部事務組合の大型建設事業に伴う負担金等の増加により対前年比0.8ポイント増の87.4%となりました。

令和6年度で町村合併19年が経過しますが、旧町村単位で管理していた公共施設が数多くありますので、これまで以上に公共施設等総合管理計画に基づく施設の統廃合を進める必要があります。

さらには、一部事務組合においても大型建設事業が控えており、地方債発行額の中長期的な見直しも急務となっております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告は、5 ページのとおりであり、いずれも早期健全化基準を下回る数値となっております。

このうち、実質公債費比率につきましては、3 か年平均の比率で前年より0.2ポイント増の7.0%となりました。

将来負担比率については、実質公債費比率同様、算出上の分母を構成する普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額が減少したものの、分子を構成する公営企業債の償還に伴う将来的な繰入見込額が減少したことに加え、現在、地方債現在高が、対前年比1.2%減となったことにより、対前年比12.3ポイント減の18.9%と大きく改善をしております。

今後、両数値とも近年実施した大型建設事業に伴う地方債償還額の増加などによる若干の上昇が見込まれますが、地方債発行額の適正な管理と各事業実施に備えた計画的な財源確保、歳出面における事務事業の見直しを行うことにより、引き続き早期健全化基準を大きく下回る数値で推移していくものと見込んでおります。

なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率、公営企業会計に係る資金不足比率は、全会計で赤字でないことから算定されておられません。

次に、議案第89号 令和5年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

令和5年度決算概要の21ページからとなります。

本会計の決算は、歳入総額15億6,266万9,000円で対前年比で1.3%の減、歳出総額15億1,897万8,000円で対前年度比1.4%の減となり、歳入歳出ともに前年度より減額となっております。

その主な要因としては、被保険者の後期高齢者医療保険への移行や、適用範囲の拡大等に基づく被用者保険への加入等によって被保険者数が減少したことにより、医療費に係る医療給付費の規模も減少し、それに伴う県支出金も減少したことなどによるものであります。

一方で、医療技術の高度化や疾病構造の変化等の影響を受け、1件当たりの医療費が年々増加していることを踏まえ、今後も各種保健事業や医療費適正化事業を推進することで、安定した国保財政の運営につなげてまいりたいと考えております。

次に、議案第90号 令和5年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

令和5年度決算概要の23ページからとなります。

本会計の決算は、歳入総額 2 億 4,469 万 9,000 円で対前年度比 2.0% の増、歳出総額 2 億 4,055 万 5,000 円で対前年度比 1.8% の増となり、歳入歳出ともに前年度より増額となりました。

その主な要因であります。福島県後期高齢者医療広域連合負担金の増額に加え、被保険者の所得状況に応じて 1 人当たりの保険料が増加していることや健康診査の受診率向上に伴い事業費が増加したことが考えられます。

今後も、各種保健事業の充実を図るほか、福島県後期高齢者医療広域連合と連携しながら適正な事業運営に努めてまいります。

次に、議案第 91 号 令和 5 年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

令和 5 年度決算概要の 25 ページからとなります。

本会計の決算は、歳入総額 23 億 8,031 万 2,000 円対前年度比 1.3% の減、歳出総額で 23 億 3,679 万 7,000 円対前年度比 0.7% の増となりました。

新型コロナウイルスの感染拡大による介護サービスの利用控えやクラスター発生による施設の閉鎖等の影響から介護給付費が減少しておりましたが、新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行し、介護サービスの利用状況はコロナ禍以前に戻りつつあります。

令和 6 年度は、第 9 期介護保険事業計画の開始年度となることから、事業検証を進め、歳出抑制の取組を強化し、引き続き、介護保険事業の健全な運営に努めてまいります。

次に、議案第 92 号 令和 5 年度南会津町水道事業会計決算の認定についてをご説明申し上げます。

令和 5 年度決算概要の 27 ページからとなります。

経営状況のうち、営業活動等を表す収益的収支の決算状況であります。事業収益 6 億 829 万 6,000 円に対し事業費用 5 億 6,930 万 2,000 円で、消費税を除いた純利益は 1,945 万 3,000 円となりました。

また、施設の整備状況等を表す資本的支出の決算状況は、収入 3 億 7,036 万 6,000 円に対し支出 5 億 5,034 万 7,000 円で、差引き 1 億 7,998 万 1,000 円の収入不足となりましたが、減価償却費など現金支出を伴わない損益勘定留保資金等で不足分を補填いたしました。

今後も、人口減少による使用料の減収が進む中、将来にわたり安定的な水道事業を継続していくため経営の健全化を進め、計画的かつ効率的な事業運営に努めてまいります。

次に、議案第 93 号 令和 5 年度南会津町下水道事業会計決算の認定についてをご説明申し上げます。

令和５年度決算概要の29ページからとなります。

経営状況のうち、営業活動等を表す収益的収支の決算状況であります。事業収益 3 億9,783 万9,000円に対し事業費用 4 億8,303万5,000円で、差引き8,519万6,000円の赤字となり、消費税等を差し引いた純損益は8,696万円となりました。

また、施設の整備状況等を表す資本的収支の決算状況であります。収入 3 億3,402万4,000 円に対し支出 3 億4,452万5,000円で、差引き1,050万1,000円の収入不足となりましたが、減価償却費など現金を伴わない損益勘定留保資金等で不足分を補填しています。

今後も、人口減少による使用料の減収が進む中、将来にわたり安定的な下水道事業を継続していくため経営の健全化に努め、計画的かつ効率的な事業運営に努めてまいります。

以上、各会計の決算についてご説明申し上げましたが、6月定例議会に報告いたしましたとおり、旧伊南小学校跡地利用整備事業をはじめ一般会計で5事業、総額1億2,408万1,000円、水道事業会計で2事業、総額1億3,281万9,000円、下水道事業会計1事業で総額935万円を令和6年度に繰越しをしておりますので、改めてご報告をさせていただきます。

続きまして、議案第94号 令和6年度南会津町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ5億4,132万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ131億9,089万円とするものであります。

補正予算の主な項目につきまして歳入からご説明を申し上げます。

第10款地方特例交付金であります。5,408万9,000円の追加で、国の定額減税によって減収となる個人住民税などが交付されるものであります。

第11款地方交付税であります。普通交付税の本算定の結果、交付額の確定により1億7,368万4,000円を追加するものであり、この結果、臨時財政対策債振替分を含む今年度の普通交付税の額は、59億8,025万7,000円となり、令和5年度実績と比較し916万1,000円の減となりましたが、おおむね前年ベースの交付となっているところのように認識をしております。

第15款国庫支出金であります。1,482万1,000円の追加で、道路等の整備費用として交付される社会資本整備総合交付金等について、今後の交付見込みを踏まえ減額する一方、制度拡充に伴い児童手当負担金等を追加計上するものであります。

第20款繰越金であります。令和5年度決算に基づき2億3,555万1,000円を追加し、繰越金総額を4億3,555万1,000円とするものであります。

第21款諸収入でございますが、新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金として

事業実施に係る経費について、厚生労働省が設置する基金管理団体から助成される見込みとなったため新たに計上するなど4,711万4,000円を追加計上し、第22款町債であります。877万3,000円の増で、旧伊南小学校跡地利用整備事業に充当する過疎対策事業債や普通交付税の振替として発行する臨時財政対策債などを追加計上する内容となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

第2款総務費であります。令和5年度決算剰余金の財政調整基金への積立て及びふるさと納税寄附額の一部をふるさとづくり基金へ積み立てるほか、旧伊南小学校跡地利用整備事業大イチョウ公園整備工事請負費について工事価格の上昇に伴う費用を追加計上するなど、1億5,809万9,000円の追加補正となっております。

第3款民生費でございますが、児童手当制度の拡充に伴う扶助費の追加及び各種事業の国県支出金の精算による返還金を新たに計上するなど、3,146万3,000円の追加補正となっております。

なお、町職員分の児童手当の追加補正につきましては、各款ごとに計上しておりますが、説明については省略をさせていただきます。

第4款衛生費でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種委託料の追加及び各事業の国県支出金の精算による返還金を新たに計上するなど、5,454万3,000円の追加補正となっております。

第6款農林水産業費については、担い手づくり総合支援事業補助金の追加及び農業用水路の修繕に係る費用などを新たに計上するもので、391万6,000円の追加補正であります。

第7款商工費であります。2,278万4,000円を追加補正するもので、主な内容につきましては、当初予算で計上いたしました中心市街地にぎわいづくり事業補助金に関し、国の補助が直接事業実施団体に交付されることになったために減額する一方、アストリアホテル温水ボイラー修繕工事請負費及び花木の宿の防火設備等の修繕費用を新たに計上するものであります。

第8款土木費であります。町道修繕等工事請負費を追加する一方、道路メンテナンス事業の事業内容の変更による減額でありまして、4,064万6,000円の減額補正となっております。

第9款消防費であります。町の消防操法大会これが未実施となりましたので、消防団出動報酬を減額する一方、当初予算編成時に確定できなかった広域市町村圏組合負担金の追加、消防施設等に係る工事請負費を新たに計上するもので、1,730万8,000円の追加補正となっております。

第10款教育費は、奥会津博物館に隣接している土地開発基金保有地について、買い戻す費用

を新たに計上するほか、教育施設の修繕等に係る費用を追加するなど、527万9,000円の追加補正となっております。

第14款予備費であります。歳入との関連により2億8,800万1,000円を追加補正するものであります。

なお、既定の地方債の変更は第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

次に、議案第95号 令和6年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3,436万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,680万7,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入では、児童手当の拡充に伴う一般会計からの人件費分の繰入金及び令和5年度の決算確定に伴う繰越金の追加補正となり、歳出では、本年12月2日以降マイナ保険証を持っていない方に、国民健康保険被保険者証の代わりとなる資格確認証の印刷製本費などを追加補正するものであります。

次に、議案第96号 令和6年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ4,737万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,537万5,000円とするものであります。

その主な内容であります。令和5年度決算に伴う給付費の精算のほか、決算剰余金の介護給付費準備基金への積立金の計上などであります。

次に、議案第97号 令和6年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の補正については、収入の部で70万5,000円を追加し予定額を5億9,101万9,000円とし、支出の部で137万6,000円を追加し予定額を5億7,010万7,000円とするものであります。

その主な内容は、福島県発注の田島ダム整備更新工事に伴う利水者負担金などを追加補正するものであります。

次に、議案第98号 令和6年度南会津町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の補正につきましては、収入の部で1億6,854万5,000円を減額し予定額

を3億7,932万3,000円とし、支出の部で405万7,000円を減額し予定額を4億9,740万4,000円とするものであります。

また、資本的収入の補正につきましては、収入の部で317万6,000円を追加し予定額を3億2,963万6,000円とするものであります。

その主な内容であります、長期前受金戻入及び有形固定資産減価償却費の減額、充当財源の調整に伴う企業債の追加などとなっております。

以上、本定例会に提案をいたしました議案14件、報告5件、諮問1件に関する説明とさせていただきます。つきましては、よろしくご審議を賜り議決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○山内 政議長 これで提案理由の説明を終わります。

ここで、議案第88号から議案第93号までの令和5年度南会津町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計及び下水道事業会計に係る歳入歳出決算について、監査委員に決算審査結果の報告を求めます。

渡部寛代表監査委員。

○渡部寛代表監査委員 代表監査委員の渡部寛でございます。

令和5年度南会津町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況、令和5年度南会津町水道事業会計決算、令和5年度南会津町下水道事業会計決算、令和5年度決算に基づく財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の審査結果についてご報告を申し上げます。

まず、決算審査は、令和6年7月8日から7月19日までの実質7日間にわたり、舟木隆監査委員、川島進監査委員とともに実施いたしました。

審査の方法は、町長から提出された令和5年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収入に関する調書、財政に関する調書、各基金の運用状況調書、令和5年度南会津町水道事業会計決算及び令和5年度南会津町下水道事業会計決算について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、計数の確認と併せて関係職員から説明を聴取し、決算の正否及び予算の執行状況について審査を行いました。

審査に付された関係書類はいずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものであり、予算の執行及び財政運用状況は適正なものと認められたので、ここにご報告をさせていただきます。

以下、1,000円単位で申し上げます。

一般会計の決算状況は、歳入決算額135億6,964万2,000円、歳出決算額131億2,671万2,000円、

歳入歳出差引額 4 億4,293万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源737万9,000円を差し引いた南会津町の実質収支額は 4 億3,555万1,000円となっております。

特別会計の決算状況は、歳入決算額41億8,768万円、歳出決算額40億9,633万円、歳入歳出差引額9,135万円が特別会計実質収支額となっております。

次に、町税等の収入未済額についてであります。自主財源である町税等の未納が依然として発生している状況にあります。1,000円単位で申し上げますと、町民税、固定資産税、軽自動車税の収入未済額は合計で 1 億6,457万円となっており、前年と比較しますと358万2,000円の増加となっております。

国民健康保険税の未納額は 1 億415万5,000円となり、前年と比較しますと549万2,000円減少しました。

滞納対策学習会の実施、コンビニやクレジットカードによる納付の環境の拡大、預貯金照合サービスの活用による事務手続のスピード化が図られたことなどは、成果として敬意を表すが、町税、国民健康保険税合わせて約1,890万円が不納欠損処理されており、依然として額が大きいことから、時効期間の管理等、不納欠損額の軽減に努めることが必要であります。

後期高齢者医療保険料の収入未済額は447万5,000円となり、前年度と比較しますと14万2,000円の減少となりました。

介護保険料の収入未済額は1,252万4,000円となり、前年度と比較しますと44万6,000円の減少となっております。

次に、使用料等全体では収入未済額が9,034万5,000円となり、前年度と比較しますと1,138万1,000円の減少となりました。

個別に申し上げますと、保育料の収入未済額は107万1,000円となり、前年度との比較で10万1,000円の減少、町営住宅使用料の収入未済額は1,353万円となり、前年度との比較で93万9,000円の減少となっております。

水道料の収入未済額は6,248万4,000円であり、前年度との比較で886万8,000円減少しておりますが、そのうち債権放棄により不納欠損処理されたものが219万円となっております。

下水道使用料の収入未済額は1,325万円であり、前年度との比較で148万2,000円減少となったものの、消滅時効等による不納欠損額が28万9,000円となっており、町税同様、滞納者への対応を強化していく必要があります。

全体として見ますと、町税等並びに使用料等を合計した収入未済額は令和 5 年度末時点で 3 億7,607万円となり、前年度と比較しますと1,387万9,000円の減少となっておりますが、先ほど

述べましたとおり、これには執行停止や消滅時効等による不納欠損が含まれております。

滞納対策は、財源の確保はもとより、受益者負担の原則及び負担の公平性が損なわれることにより、行政への信頼にも関わる問題であることから十分留意され、収益率の向上に鋭意努力する必要があります。

次に、町債についてであります。一般会計の令和4年度末地方債現在高は164億1,330万5,000円でありましたが、令和5年度は162億1,853万4,000円と、1億9,477万1,000円減少となっております。

次に、水道会計決算について、審査意見書に沿って申し述べさせていただきます。

令和5年度の経営成績については、水道事業収益6億829万6,000円、事業費用5億6,930万2,000円で、当期純利益は1,945万3,000円となりました。

財政状態を見ると、流動比率は令和4年度が106.6%、令和5年度が120.1%で推移しており、資金繰りに特に問題はありません。料金回収率は89.2%であり、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味するため、適切な料金収入の確保が求められます。有形固定資産減価償却率は59.4%であり、法定耐用年数に近い資産が多いことが想定されるため、将来の施設の更新等の必要性を考慮していく必要があります。

企業債残高は29億6,997万7,000円となっており、将来の償還原資の確保の前提となる収支計画における経営見通しについて、今後、再確認していく必要があります。

今後、南会津町水道事業経営戦略に基づき、適正な建設改良費の支出により安定した資金繰りや、給水世帯数、給水人口の減少傾向も続くと予想される中、さらなる経営の効率化、健全化を進め、安全で安定した水道水の供給に努めることを期待します。

次に、下水道事業会計決算について、審査意見書に沿って申し述べさせていただきます。

令和5年度の経営成績については、下水道事業収益3億9,783万9,000円、事業費用4億8,303万5,000円で、当期純損失は8,696万円となっております。

財政状態は、経常収支比率が81.1%であり、経営改善に向けた取組が必要であります。また、累積欠損金比率は68.54%で、経営の健全性に課題があると言えるため、経年の状況を踏まえながら経営改善を図っていく必要があります。

流動比率は45.4%となっておりますが、流動負債に建設改良費等に充てられた企業債等が含まれており、これらの財源により整備された施設について、将来、償還、返済の原資を使用料収入等により得ることが予定されている場合には一概に支払能力がないとは言えませんが、短期的な支払い能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。

さらに、経費回収率が71.8%であり、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

また、企業債残高は16億3,958万1,000円となっており、将来の償還原資の確保の前提となる、収支計画における経営見通しについて、今後、再確認していく必要があります。

今後も、南会津町下水道事業経営戦略に基づき、適正な建設改良費の支出により安定した資金繰りや、世帯数や人口の減少傾向も続くと予想される中、将来にわたり安定的な下水道事業を継続していくため、さらなる経営の効率化、健全化を進め、計画的かつ効率的な事業運営を期待します。

次に、財政健全化比率及び公営企業会計資金不足率審査意見を述べさせていただきます。

審査の概要であります。町長から提出された健全化判断比率及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令の規定に沿って作成されているのかなどに主眼を置き、証拠書類との照合を行うとともに関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施いたしました。

審査結果ですが、審査に付された以下の令和5年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計等の令和5年度決算収支において実質赤字額は生じておらず、財政収支に基準上の問題はありません。

実質公債比率は、3か年の平均値を見てみると7.0%で、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており、基準上の問題はありません。

しかしながら、単年度での比較では、令和3年度6.2%、令和4年度8.4%、令和5年度6.6%と低い水準で推移していますが、少子超高齢化社会の進展や公共施設の老朽化対策等に財政需要の増加が見られた場合には注視していく必要があります。

将来負担比率については、令和5年度は18.9%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っており、この基準の判断からは問題ありません。過去3か年度を比較しても、令和2年度32.5%、令和3年度31.4%、令和4年度31.2%と低位で推移しております。

次に、資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても資金不足額は生じておらず、経営健全化基準の20.0%と比較しても基準上の問題はありません。

令和5年度の主要財政指標については、健全財政に向けた努力の跡が見られますが、今後も人口減少や高齢化の進行等の社会情勢の変化、行政需要の多様化に対応するため、財政状況等を踏まえながら継続した行政改革のさらなる推進が必要であります。

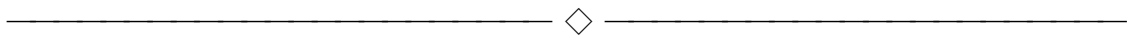
最後に、効率的な自治体経営の確立に住民サービスを向上するための改革に取り組み、住民の立場に立った行政運営の実現には、第4次南会津町行政改革大綱及び実施計画の確実な実施が求められます。さらに、町が目指す「夢と希望と活力に満ちた南会津町の実現」のために、職員は役割を認識し、新たな策定した第3次南会津町総合振興計画の目標を達成すべく、さらなる努力されることを期待するものであります。

今後とも、住民の福祉向上のため行財政改革を推進し、経費等の節減を図りながら、限られた財源の効率的配分と健全な財政運営を努めるとともに、自主財源である町税等の収納率向上に向け不断の努力をされるよう要望し、決算審査の意見といたします。

なお、個別の指摘・改善指示事項については、審査意見書に記載しておりますので、後ほどご覧いただくことで割愛させていただきます。

以上、よろしくお願いします。

○山内 政議長 以上で監査委員の報告を終わります。



◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

上位の着衣を願います。

本日はこれにて散会します。

次の本会議は、9月18日午前10時から開議し一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

なお、休憩後、午前11時20分から全員協議会を開催しますので、よろしくお願いをします。

散会 午前11時09分

令和6年第3回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

令和6年9月18日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

15番 渡部 訓正 議員
9番 湯田 芳博 議員
11番 丸山 陽子 議員
4番 星 和孝 議員
3番 湯田 剛正 議員
5番 古川 晃 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番 酒井 幸司 議員	2番 芳賀 正義 議員
3番 湯田 剛正 議員	4番 星 和孝 議員
5番 古川 晃 議員	6番 渡部 裕太 議員
7番 森 秀一 議員	8番 川島 進 議員
9番 湯田 芳博 議員	10番 室井 英雄 議員
11番 丸山 陽子 議員	12番 楠 正次 議員
13番 湯田 哲 議員	14番 高野 精一 議員
15番 渡部 訓正 議員	16番 山内 政 議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

渡部 正義 町

長 佐藤 一範 副町長

川 島 敬 章	教 育 長	月 田 啓	総 務 課 長
星 良 栄	総 合 政 策 課 長	渡 部 さつき	税 務 課 長
鈴 木 秀 和	住 民 生 活 課 長	湯 田 賢 史	健 康 福 祉 課 長
橘 昭	農 林 課 長	渡 部 秀 介	商 工 観 光 課 長
室 井 利 和	建 設 課 長	遠 藤 知 樹	環 境 水 道 課 長
渡 辺 健 二	会 計 室 長	星 貴 夫	農 業 委 員 会
阿久津 勝 英	学 校 教 育 課 長	廣 野 友 一 郎	事 務 局 長
渡 部 浩 明	舘 岩 総 合 支 所 長	菅 家 康 夫	生 涯 学 習 課 長
平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長		伊 南 総 合 支 所 長

事務局職員出席者

星 博 文	事 務 局 長	阿久津 文 稔	議 事 係 長
-------	---------	---------	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○山内 政議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書の規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。



◇ 渡 部 訓 正 議員

○山内 政議長 15番、渡部訓正君の登壇を許します。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 どうもおはようございます。

登壇順序1番、議席番号15番の渡部訓正です。今回、一般質問の順序が1番となりました。久々でございます。

町民から出された３点について、質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず１点目は、国道等整備促進期成同盟会の運動促進は。

本町は、広大な面積を有し、道路網の整備はまだ不十分な状況にあります。

このため、整備促進を図るため、重要な路線ごとに期成同盟会などを結成し、要望活動を展開し工事の早期着手、進捗推進を目指していますが、整備促進、完了まではなかなか進んでいません。期成同盟会による運動の在り方を検討し、整備促進につなげていくことが必要ではないでしょうか。

①本町には、他県、他町村との各期成同盟会は10団体ありますが、同盟会ごとに、年度別の要望実現を計画するとともに、優先順位をつけるなどして、要望活動の強弱をつけて取り組むことも必要ではないかと考えますが。

②現在、結成している期成同盟会ごとに、主要区間の開設などの目標達成には、国関係、県関係があり、町として明確に打ち出すことは大変と思います。しかし、大まかな区分けとして、路線別に要望活動の強弱をつけることは、町としても要望の明確化につながるとともに、工事着手に向けた意思表示につながると考えますが。

③力を入れる路線などの区分けは、町長が中心となり検討すべきと思いますが、期成同盟会、議会、関係団体も交えて検討することにより、現状認識と必要性をより具体的に認識することができ、要望活動の前進にもつながるのではと考えますが。

次に、２点目は、国道289号田島バイパスから御蔵入大橋の４車線化は。

国道289号田島バイパスから阿賀川を渡る御蔵入大橋の幅員が、旧町道松下丹藤線の歩道橋との合流点から狭くなっています。

今後、新潟県三条市からの国直轄道路の完成や、只見町や昭和村からの道路完了による交通量増に伴い、渋滞なども想定されます。

また、御蔵入大橋の国道400号との交差は直角交差になっており、上記、先ほど述べた交通量の増により、交差時に渋滞することも想定されます。

①御蔵入大橋の４車線化を。

②直角交差ではなく、塩江林業研修センター周辺まで延長した上で、国道との接続を。

③以上①と②を町として要望しては。

３点目は、７つの行政圏の継続は。

現在、県は、県内を７つの行政圏として運営していますが、町民から次のような話が出され

ています。

南会津方部は、各地区の集落などを見ると人口減少が進んでおり、このままでは南会津の行政圏が、会津に統合されてしまうのではないかと危惧している。南会津行政圏の存続に向け、働きかけていくべきではないか、私自身も考えます。

①町長の認識は。

②必要に応じて、関係する国会議員、県議会議員、県知事、各種団体、県執行部に対し、行政圏存続を働きかけていくべきでは。

以上で、壇上からの発言は終わります。

再質問があれば、再質問席から発言いたします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 おはようございます。

15番、渡部訓正議員のご質問にお答えいたします。

初めに、国道等整備促進期成同盟会の運動促進はに関する1点目、期成同盟会ごとに優先順位を整理し、要望活動に強弱をつけて取り組むことも必要ではないか。

2点目の路線別に要望活動の強弱をつけることで、要望の明確化と意思表示につながるのではないか。

3点目にありました力を入れる路線などの区分は、町長が中心となり、期成同盟会、議会、関係団体を交えて検討することで、要望活動の前進にもつながるのではないかとのおただしについてであります。いずれも関連がありますので、一括してお答えを申し上げます。

おのおのの期成同盟会につきましては、その構成団体が、同じ目標の実現に向かって結束して活動をするための組織であります。

町が加入している同盟会において、10団体ともそれぞれの国道、県道における整備促進を目的として要望活動が行われております。

議員おただしの、期成同盟会ごとに優先順位を整理することではありますが、構成団体の思惑もありますので、これに優先順位をつけて強弱をつけることは、大変難しいだろうというふうに私は考えます。

今後につきましても、各期成同盟会が、それぞれの加盟する団体が掲げる道路整備という目標の実現に向けて、関係機関と連携を図りながら国や県に対する要望活動の中で、強く働きかけていくことが現実的であると考えております。

次に、国道289号田島バイパスから御蔵入大橋の4車線化はとのおただしの1点目でございます。

ますが、御蔵入大橋の4車線化をとのおただしをいただきました。

福島県からは、「御蔵入大橋は、現在暫定2車線として整備しており、4車線化につきましては、道路の利用状況や他の道路の整備状況、財政状況等を総合的に勘案しながら検討していく考えである。」とこのように伺っているところであります。

次に、2点目、直角交差ではなく、塩江林業研修センター周辺までの延長をした上で、国道との接続をとのおただしであります。国道289号と国道400号の交差部分西側の延伸につきましても、「道路の利用状況や他の道路の整備状況、さらには、財政状況等を総合的に勘案しながら、整備の必要性に検討していく考えである。」と県のほうから聞いております。

次に、3点目、御蔵入大橋の4車線化及び国道289号と国道400号の交差部西側の延伸について、町として要望の考えはとのおただしであります。町といたしましては、地域の利便性向上という観点から、いずれは御蔵入大橋の4車線化や国道289号と国道400号の交差部西側の延伸が必要であると考えます。

しかしながら、まずは、会津縦貫南道路の田島下郷バイパスが整備され、国道289号田島バイパスとつながることは最優先であろうと考えております。

議員おただしの提案につきましては、新たな道路ネットワークが模索（後で訂正）されることによって、変化する道路の利用状況等を総合的に勘案しながら、必要に応じて要望してまいりたいとこのように考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、7つの行政圏の存続に関する1点目、町長の認識はという部分、それから2点目の必要に応じて関係する国会議員、県会議員、県知事、関係団体、県執行部に対し、行政圏存続を働きかけていくべきではとのおただしであります。関連がありますので、一括してお答えを申し上げます。

令和4年度から令和12年度を計画期間とする福島県総合計画においては、「本県は、地理的な条件や自然環境、歴史・文化など、それぞれの特性をいかし7つの地域区分により、地域づくりが進められています。今後も、各地方振興局を中心に県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわきの7つの地域に大別し、地域づくりを進めていきます。」と明記され、地域別の主要施策等も盛り込まれておりますので、今後も、7つの地域区分により地域づくりが進められていくものと認識をしております。

議員おただしのよう、本町の人口減少は急速に進んでいることから、町といたしましては、将来にわたって持続可能な地域とするために、郡内4町村が連携し、地域づくりを進めていく必要があると考えております。

このような状況を踏まえ、福島県総合計画の中で、南会津郡を1つの地域として位置づけ、地域づくりを進めていくとの考えが将来にわたって継続されるよう、郡内町村と一致結束し、取組を進めてまいります。

質問の中で、南会津が会津に統合されることへの危惧に言及されましたが、仮にそのような動きがあるとすれば、断固として阻止しなければならないと思います。

しかしながら、何の兆候もない中での存続に向けた働きかけについては、時期尚早であると考えます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等より答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 では、それぞれ3点についての1項目めから、再質問させていただきます。

国の予算確保については、やはり、近年、大規模な自然災害なども発生しており、道路開設への予算配分枠は厳しくなっていると思います。

このよう中での要望活動ですので、要望の前進を図るのは大変だと思います。冒頭、質問した内容とダブる点もありますが、それぞれ、現在ある期成同盟会の現状と要望内容をやはり分析をして、そして路線ごとに緊急度の区分けを行って、その区分けに基づいて要望の順位づけを行うなど、要望手法を変えるという言葉が適切かどうか分かりませんが、そういうことも必要ではないのかなというふうに考えますがどうですか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

それぞれの路線ごとにつきましては、性質や目的が少しそれぞれ違ってございます。

その中で、道路の期成同盟会の要望書につきましては、関係する各市町村と事務局というものを作ってございまして、その中で要望書の作成をしております。

その中におきまして、路線の重点箇所、要望書の中に明記しておるところでございますので、重点度の高い箇所を要望書に反映しているというような状況でございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 じゃ、なかなか要望内容、関係団体、いろいろありますから、大変だなというふうには思うんですが、やっぱり今10期成同盟会は、南会津町は、それぞれ事務局を担っていたり、一応ほかの町村が担っていたりというような形で、全てのこの期成同盟会の

路線ごと全て前進を図るというのは、大変だなというふうに思います。

実際、路線別の現状なり、利用状況もそれぞれ異なります。そして、今、未舗装やトンネル化が必要な路線やどのような線形とするかなど、線形自体も未決定な箇所もございます。

これら10ある同盟会で、早期完了を図るため取り組んでいく路線を考えたとき、やっぱりどこかに集中をして、頑張っていくということが必要じゃないかというふうに、私は考えてそのような言い方をしているわけですが、栃木県をはじめ、関東圏からの交流人口増が図れる路線を、やっぱり最優先に考えて要望していくことが必要ではないのかなというふうに考えています。

これは、なかなか今までのこういう期成同盟会、先ほどから回答いただいているように、それぞれの期成同盟会には目的があって、そんなおいそれと簡単に、こっちのほうだけ強化すればいいんだなんというようなことができないんだよという事務局の答弁というか、町長からも先ほど答弁あったわけですが、今申し上げた中で、やっぱり栃木県との交流人口を、増やしていくというようなことも、やっぱり視点としては大事なんではないか、そのため、一応、私が今思っているというか、考えているのは2つの路線、期成同盟会の運動の強化を図ってはどうかというふうに思います。

まず、1点は、栃木西部・会津南道路整備促進期成同盟会、そして2点目は、県道黒磯田島線整備促進期成同盟会、この2路線の要望実現に向け、運動強化を図っていくんだというようなことで明確に考えてはどうですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 15番議員の思いは分かりますし、共有すべきかなという気がしますが、一方で、それぞれ10団体ある期成同盟会の中で、南会津が主張するものを全面に出してということ、同盟会の調整事項に入れて優先順位を付すというようなことは、現実的に難しいだろうと思います。

それから、今2つほど強化すべき路線として挙げられましたが、一方では南郷の新鳥居峠、こちらについては、博士トンネルの次に進めていかなくてはならないと地域の強い声も届いておりますし、そういったものを期成同盟会の中で調整をして強弱をつけるというのは、思いとしては分かりますが、現実的には大変な作業になると思います。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 私もそのことは、町長が今答弁された中身について全く理解がなく、私、田島方部から出ている議員だからそういう言い方するんでしょう、というような形が

あるかもしれませんが、やっぱり、目に見える運動の強化というのは、大事なんではないのかなというふうに思うんです。

このところはいろいろ議論のあるところで、なかなかやっぱり町長から、「分かりますよ。」と、「ここだけ、このところを最優先に考えていきます。」なんて、そんな単純な答弁がいただけるというのは、なかなか大変だろうというふうにも考えていますので、そこは、この質問については、以上の中身で終わらせてもらいます。

それで、これまで行っている期成同盟会の要望活動踏まえ、今ほども言ったように、全てを一緒に捉えるのではなく、今ほど申し上げた2路線のように、路線開通による効果をやっぱり分析をしたりしながら、要望活動の強化を図ることなんかも検討してはどうですかというふうに考えますが、どうでしょうか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

道路事業の費用対効果につきましては、事業実施に関する費用ということで、いわゆる事業費であったり、維持管理経費、さらには、その事業の実施によって社会的にある便益というものがございます。

特に、道路事業については、走行経費でありましたり、走行時間短縮経費でありましたり、走行経費減少経費でありましたり、交通事故減少便益というものがございます。こういった便益効果を算出するのは、町独自や事務局のほうでは、なかなか困難だというふうに考えているところもございます。

そういった中でも、路線については先ほども申し上げましたが、いろんな性質や特性がございます。そういったものを強調しながら、要望書の中に入れて要望活動をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 これは、私も今回、今までこの中身について質問したこの中、10ある期成同盟会の要望運動について、一応、一つの問題提起というような視点で提起をさせていただきました。現状の取組手法を変え、路線の重要度を全面に考えていくことを提起をさせていただきます。

今後、検討していただきたいなというふうに考えますがどうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 コロナが明けてから、国なり県なりの要望活動というのは、非常に活発化し

ております。

各路線ごとに、それぞれの首長さん、議長さんと一緒に出向きまして、地域の実態を訴えている。これについては、路線が果たす広域的な役割、ここは非常に欠かせない視点であります。そのために、便益効果的なものを言われることがあります。我々としては、関係する構成団体、自治体のほうとそれぞれ連携をして、路線の重要性、さらに必要な整備区間の要望活動を実施しているということを、まずご報告をさせていただきたいと思います。

さらに、国に行った際には、やはり冒頭議員からご紹介いただきましたが、国の総予算の中の土木予算というのは、縮減化傾向にあるというようなことで、国交省のほうからも、「国土強靱化の5か年加速化計画、これの次期策定に向けて省庁では頑張っているんで、要望される市区町村、それから県のほうでも財務省への働きかけをしてくれ。」というようなお話を受けております。そういったところも要望活動の中には入れながら、予算の確保、それから必要な財源の振り分けについて、国なり県のほうに要望しているということをお知らせをしたいと思います。

議員から今回提案されたこと、分からないわけではないですけども、これを南会津町として、一つの形として出すというのは、ちょっとやっぱり、その波紋が大き過ぎるんだろうなというふうに思います。

その中でも、黒磯田島線の話がありましたが、栃木県庁から言われたお話を思い出しました。栃木県として国のほうに要望する際に、「この道路がどういう効果をもたらすのか、その便益効果というものをお示しいただけないと、県としても前向きには動きません。」とこういうふうなことを言われておりますので、重要な黒磯田島線の今後の整備促進については、そういったところも、関係する自治体、それから事業者の方と相談をしながら、そういったものが出せるのかどうなのか検討していきたいとこのように思います。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応、この1番については、以上で質問は終わらせていただきます。

次、2番の国道289号田島バイパスから御蔵入大橋の4車線化はという形で、これもざっくりばらんに言って、今要望がどうなっているのかというのが、やっぱり町民の方も不安がっているんですよ。

このまま、あそこのところ、3車線のままで、基礎の橋梁部分の基礎部分あるんだけど、その上に本当に乗せた形で、一応道路になるのかと。どうなっているんだということで、ざっくりばらんに、私もそれ聞かれたときに、何とも答えようなくて、「いやそれは間違いなく動きは

今、顕著にはなっていないけど、考えていますよ。」というような話までは、中途半端な言い方でやってきたんですが、やはりこのところ、一つは阿賀川を渡る御蔵入大橋の4車線化というのは、現実的に南会津病院の反対側の田島ホームのところと国道が通っているところの、拡幅部分は、橋のところというか、阿賀川のところから一応確保してあるんですよね。それはどうなんだろうかな。それは、ちょっと県のほうですから分かりませんか。あそこのところ、何かちゃんと草が生えてて、その分の路線が通れるようには、もう、すぐに予算さえつければできるような考えに、形になっているんじゃないかというふうに思いますが、それは分かりませんか、国道沿いの話ですから、どうですか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

阿賀川から、いわゆる田島ホームのほう側と思いますが、そちらにつきましては、既に事業用地が確保されているというふうに聞いてございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 であれば、当然やっぱり、この御蔵入大橋の部分を、まず当面は、そこのところの4車線化ということで要望して、そして、やっぱり県に実施をしていただくと。既に、交通量も大分増えてきているというのは、現実的にはあるんじゃないかというふうに思うんですが、まだそこまでの顕著な交通量増というのは、そこまでは確認しておりませんか。ちょっとどうなんだろうかな。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

そちらの交通量の調査につきましては、県のほうで実施をしているというところでございますが、我々側のほうで、数字については把握してございません。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 ぜひ、これから交通量の増が、やはりこの箇所は確実に、そして、やっぱり何か冬期間とかそういうときには、あそこのところの交通渋滞になる可能性としてはあるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ町として、まず1点目は、御蔵入大橋の橋梁下部ができているところの拡幅工事について、一応要望して、まずは、そこのところの改良工事をやっていただくというようなことはどうですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

先ほど、私、第一答弁の中でちょっと、原稿読み違いがありまして、訂正をさせていただきたいと思います。

新たな道路ネットワークが「模索」されることによって、変化する道路状況の利用状況をと
いうふうにお話したんですが、これ「模索」ではなくて「構築」されるという、私の読み違い
でありますので訂正をお願いしたいと思います。

それから、今、御蔵入大橋等の改良についての議員の考え方、または町民の方の考え方とい
うことで、お示しいたしましたが、国道289号は、これまで過去の先輩方のご努力もありまし
て、国道289号バイパスがほぼ整ったというところは、大きなやっぱり成果であると、このよう
に認識すべきだと思います。

国道289号については、南郷通って最終的には三条まで抜けていく道路ですから、今この路線
については、只見町から三条に抜けるところの一日も早い道路の延伸というところを、再開通
というんですかね、通年通行の取組について、これ強く関係団体、我々のほうとしても非常に
重要な効果がありますので、要望しているところであります。

そういったことを踏まえると、今、お話しいただきました4車線化、それから直角交差部分
から先の延伸というのは、町として当然課題だと思っておりますが、それは県が言うように、
ほかの路線との絡みもあるので、今後の道路状況見て、検討しますというようなお話いただい
ておりますから、そこやっぱり尊重しながら、もっていかなくちゃいけないだろうというふう
に思います。

議員から、改めてそういうふうなお話がありましたので、私も今後の要望活動の中で、そう
いった話もさせていただきたいなとこのように思います。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応、この2番の田島バイパスからの関係については、一応、今の
答弁で、ぜひ、今後具体的な動きに発展をさせていただきたいなというふうに思います。

次に、7つの行政圏の継続はという3点目について、質問をさせていただきます。

一応、これ先ほど、第一答弁の中で今まで動きなんかは、行政圏の会津への統合なんて動き
は、全く出ていませんよということは、私も、聞いているということはありません。

私も、その話は、一応出ているという形で、心配をしてこういう質問を出しているというこ
とではないです。それを聞いているとしたら、大変なやっぱり危機感を持って、それこそ一般
質問どころじゃなくて、もう全体で、何とかしないとしようがないじゃないかというような形
で言っていかななくてはならないなというふうに思います。

何でこんなことを言うかということ、やっぱり私は、ちょっと二次医療圏の統合の問題、つまり会津と南会津の統合の問題のあったときに、やっぱり、医療関係だってもう大変になりますよ。じゃ、そのときの答弁としては、十分に県立南会津病院は、やっぱり二次医療圏に準ずるような体制の強化を図っていただくということ、そして、県のほうも言っていますから、そういうような形で進めていくというような言い方が、そのときの答弁であったんではないかというふうに思います。

しかし、現実的に、今考えたときにこの南会津病院、それでいいということは、私は考えていませんが、やっぱりこの充実、強化については、なかなか図られていない。

そして現実的に、会津に、この二次医療圏が統合されて1,000床以上のベッド数が、許可ベッド数はもうクリアがされているんだというような言い方がされて、なかなか南会津病院の充実強化というのは、果たされていないんじゃないかと、その捉え方はいろいろあるかと思いますが、私はそういうふうに捉えています。

○渡部正義町長 議長、今の質問、関係あるんですか。

○15番 渡部訓正議員 関連して、会津と南会津の二次医療圏の形も関連してくるんだというような考えなんです、もし、それが適当でないということであれば、一応、今これ以上で発言、この中身については終わりますがどうですか。

○山内 政議長 15番議員に申し上げますが、二次医療圏の話をされるのであれば、その危惧するので、ということじゃないと、二次医療圏は、質問になっておりませんので、当局は答弁しないと思います。

○15番 渡部訓正議員 分かりました。

私も、危惧するという視点で、一応捉えているということなんで、だから、それがやっぱり具体的に出てからでは、遅くなるんじゃないかと、だから、今からそういうのを絶えず、緊張感を持って対応すべきではないかと。緊張感を町長持っていないなんという、そんなこと言うつもりございませんし、やっぱり、この情報を、こんな動きの何かがあったときに早くつかみ、そして、動きを出させないように、取り組んでいってほしいというふうに考えていますが、それについても、第一答弁の中で入っていますが、そのところ、南会津郡の4町村との共同なり、そういうものも併せて、再度取り組んでいってほしいなというふうに思いますがどうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 議員が危惧されること、非常によく分かります。

仮に、この行政圏が1つに、県の生活圏の考え方が変わって、県の出先が全て会津に集約されるなんということになれば、この地域の疲弊に加速が増すところのない、重大な影響出ますから、これについては、第一答弁でも申し上げましたが、仮に、そのような動きがあるとするれば、断固として阻止しなければならないという私の考えを改めてお話をさせていただきます。

しかし、今現在、県の長計の中でしっかり位置づけられている。または、過去にその医療圏の経過があるというようなご指摘もありましたけど、現時点で、何の動きもない中で、町として要望書を出すというような話にはならないと思います。

議員にもお話をしたいんですが、もしそういったことを南会津町議会として、危惧されるのであれば、郡の議員大会の決議事項なんかに挙げて、検討されてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応、そういうことも議員の立場からやっぱり、当然検討していかなくちゃならないなというふうに考えていますので、私もこれからの活動の中で、提案できるものについては、提案をさせていただきたいなというふうに思います。

以上3点の質問の内容については、一応答弁までいただきましたので、私の一般質問については、以上で終わらせていただきたいと思います。

○山内 政議長 以上で、15番、渡部訓正君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 芳 博 議員

○山内 政議長 次に、9番、湯田芳博君の登壇を許します。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 議場にお集まりの皆様こんにちは。

湯田芳博であります。

日本列島のみならず、世界各国、そして各地域において発生し続ける自然災害に心を痛めるとともに、被災された皆様方に心を込めて、お見舞いを申し上げます。

ささやかではありますが、気候変動への要因とされる地球温暖化に、ストップをかける地域活動をひるむことなく進めてまいることがここにお誓いを申し上げて、一般質問をいたします。

初めに、圧雪車購入に関する入札執行の真実を導き出すための質問に対し、町当局の答弁は、不誠実かつ隠匿性が高い官製談合の疑いがについてであります。これまで数回にわたり、証

抛書類等事実把握に基づく質問に対し、町当局の答弁には、真実を明確にしようとする態度が見て取れず、むしろ委員会等の発言記録の隠匿を思わせる姿勢すら感じられます。

そこで、公正で透明度の高い信頼に値する行政運営を期待し、引き続き、実態の真実を探求するものであります。

まず、その1つ目として、総務委員会で議論された議事録は、「総務委員長から議長に報告するもので、執行部の求めに応じて出せるものなのか判断しかねる」と、このような答弁でありましたが、委員会は執行部が出席する当事者であるため、求めて当たり前であり、報告を受けた議長は、当然として求めに応ずるべきである。

ゆえに、前回の町長答弁は、議事録を確認しようとししない隠匿に満ちたい言い訳と受け取らざるを得なく、議会事務局との結託すら疑うことになりかねない。新たな疑惑への発展する可能性が出てきたがいかがか。

2つ目、入札に付するための仕様書は、会津高原たかつえスキー場から意向を受け、舘岩総合支所にて事前協議を行い、特定の、つまり落札した業者であります、この機種を導入する前提で作成された内容と考えられる。もし、このことを覆すエビデンスがあれば、ご提示を願いたい。

次に、舘岩高齢者生活福祉センター高夕敷地内の「桜の木」伐倒を行った町職員の真意と住民対応姿勢についてであります、その1つ目、なぜ専門の事業者には依頼せず、職員自らが作業に当たったのかを説明願いたい。

2つ目、伐倒するに当たって、対象木がどのような理由で誰が植樹し、維持管理の主体はどこが担ってきたかなど、所有形態や保護管理の事実確認をしなかった理由は何か。

3つ目、伐倒した木の運搬や処分はどうされたか。

4つ目、この行為を知見し、公務員としてのあるべき姿に疑問を抱いた町民、つまり忠告者であります、この方に対し、職員当事者はどのような姿勢で対応したか、このことをお聞かせいただきたい。

次に、南会津町荒海地区で実施される「農地整備事業」と持続可能な米作り農業の具体的な政策展開についてであります、その1つ目、荒海地区で実施される農地整備事業の要望及び事業採択に当たって、地区内の合意取り付け行為に手抜きはなかったか、この説明をお願いします。

2つ目、当該事業に反対する関係者は何人か、また反対する理由を把握しているか、お聞かせを願いたい。

3つ目、反対者がいても事業を進めるとの回答がありましたが、事業の強行実施によって、地区内で行われてきた様々な暮らしの助け合いや、これまで守り引き継いできた伝統行事などの継承活動に弊害をもたらさない、そう断言できるかお考えをお示しいただきたい。

4つ目、南会津町の農業振興に掲げる、魅力を高め活力を生み出すヒト・モノ・カネの好循環、この中の現状と課題には、「圃場整備等生産基盤を強化し、農業の生産性と所得向上を図る必要がある。」とあります。これを具現化するためには、当然、圃場の規模や生産体制、そして収穫量（所得額）等のシミュレーションをされたと思うが、その数値をお示しいただきたい。

次に、南会津地方環境衛生組合の統合で、国が目指す「地球温暖化防止」等の環境政策や循環経済を促進できるかについてであります。南会津地方環境衛生組合の統合は総務部門であり、これまでの「収集運搬」「中間処理」「最終処分」業務に変更はないとの答弁に対し、改めて次の事項に関する具体的な考え方を求めます。

まず1つ目、国が目指す全ての社会経済活動における脱炭素政策の実施に向けた町長としての対処法を明確にするとともに組合管理者としての業務執行上の対応をお示しいただきたい。

2つ目、ごみ焼却一辺倒からの事業転換による脱炭素を基軸とする新たな産業構造の構築は地域の循環経済を活発化させ、雇用の多様性を生み、住民生活の充足性を高める効果があると考えますが、取組に向けた町長の姿勢をお示しいただきたい。

3つ目、国が目指す政策対応のセクション及び人員配置は、組合統合後どのように整備するのかお示しをいただきたい。

以上、当該質問は全て町長に答弁を求めるものであります。

なお、答弁内容によっては、与えられた時間内において再質問をすることといたします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 9番、湯田芳博議員のご質問にお答えいたします。

初めに、圧雪車購入に関する入札執行の真実を導き出すための質問に対し、町当局の答弁は、不誠実かつ隠匿性が高い官製談合の疑いが。

1点目、「総務委員会で議論された議事録は、総務委員長から議長に報告するもので、執行部の求めに応じて出せるものなのか判断しかねる。」との答弁でしたが、委員会は、執行部が出席する当事者であるため、求めて当たり前であり、報告を受けた議長は、当然として求めに応じるべきである。ゆえに、前回の町長答弁は、議事録を確認しようとししない隠匿に満ちた言い訳と受け取らざるを得なく、議会事務局との結託すら疑うことになりかねない。新たな疑惑

へ発展する可能性が出てきたが、いかがかこのように厳しいおただしをいただきました。

令和6年第2回定例会一般質問の答弁の中で、「議事録は総務委員長から議長に報告するもので、執行部の求めに応じて出せるものなのか判断しかねる」という説明に、言葉足らずの部分がありましたので、補足をさせていただきたいと思います。

正確には、「お見せすることは可能だが、事業録は委員長から議長に報告するもので、正式な文書として執行部の求めに応じて出せるものなのかは判断しかねる」と議会事務局から回答されたため、安易に公開できるものではないと判断し、議長に対して総務委員会の議事録の提出を求めなかったものであり、これにより疑念を抱いたことにつきましては、配慮に欠けるところがあったとこのように認識をしております。

なお、議員おただしのような隠匿の意図や事実は全くございませんので、申し添えをさせていただきます。

次に、2点目、入札に付すための仕様書は、会津高原たかつえスキー場から意向を受け、舘岩総合支所にて事前協議を行い、特定の落札業者の機種を導入する前提で作成された内容と考えられる。もしこのことを覆すエビデンスがあれば提示せよとのおただしでございますが、さきの、令和6年第2回議会定例会の一般質問でも答弁したとおり、地方自治体が実施する入札においては、公平性、公正性、透明性、競争性の確保を図ることとされており、仕様書もこれに即して作成し、特定の落札業者の機種を導入できる前提で作成したというようなことは、一切ございません。

したがって、これまでの説明のとおり、議員おただしのような官製談合が疑われるような事実はありませんし、逆に具体的な根拠もない中で、あたかも官製談合があるかのように主張されることは、私も大変心外であります。

次に、高夕敷地の「桜の木」の伐倒を行った町職員の真意と住民対応の姿勢はに関する1点目、なぜ専門の業者に依頼せず、職員自ら作業に当たったのかとのおただしであります。本年7月5日、高夕職員から敷地内の桜の木が倒れている旨の連絡を受け、舘岩総合支所の職員が現地に向かったところ、ほかにも倒木の危険性の高い桜の木が2本あることが確認されたのが、事の発端であります。

この時点で、舘岩総合支所としては、業者に伐採してもらうのが適当であると考え、見積りを依頼し、予算確保の準備を進めておりましたが、再度現地を確認したところ、傾いた桜の木が湯花里苑への食材や燃料等の運搬、職員の通行などに支障があるほか、倒木によって、隣接する愛輝診療所の壁面が被害を受ける可能性があるため、早急に伐採してほしいという施設側

からの強い要望を受け、改めて検討した結果、速やかに安全を確保する必要があると判断したことから、町職員による伐採作業を実施したところであります。私も、そのように聞いております。

次に、2点目、伐採するに当たって、対象木がどのような理由で誰が植樹し、維持管理の主体はどこが担ってきたか等、所有形態や保護管理の事実確認をしなかった理由はとのおただしでございしますが、状況を確認するために現地に行った際、もともとの土地所有者は他界されており、伐採の良否については、既に確認できない状況でありました。

そのため、町の土地に立っている樹木であることから、安全面を優先し伐採を行ったものですが、誰が植栽したかの確認は正直失念をしておりました。

今回の伐採に当たり、ご指摘をいただいた方から、老人クラブで植栽した旨のお話がありましたので、現在の老人クラブ代表の方には、事後ではありますが説明をし、謝罪をし、ご了承いただいたところであります。

次に、3点目、伐倒した木の運搬や処分はどうされたのかとのおただしでございしますが、桜の木は、木材としての価値が低く、処分についても費用が発生することから、希望する方への譲渡を考えておりました。

しかしながら、公共的な樹木であり、特定の方への譲渡は適切ではないとの町民の方のご指摘を受けて、隣接する湯花里苑の駐車場に仮置きし、自由に持ち帰って構わない旨の看板を設置して、誰でも持ち帰れるよう改善をしながら、処分に向けた対応を進めてきたところでございます。

次に、4点目、この行為を知見し、公務員としてのあるべき姿に疑問を抱いた町民に対し、職員当事者はどのような姿勢で対応したかとのおただしでございしますが、今回の伐採に当たり、疑問を抱かれたり、不快に思われたりするような対応があったことについては、報告を受けており、町民の方からご指摘をいただいた以降は、そのご指摘を真摯に受け止め、対応について、改善を図りながら進めてきておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、南会津町荒海地区で実施されている「農地整備事業」と持続可能な米作り農業の具体的な政策展開はの1点目、荒海地区で実施される農地整備事業の要望及び事業採択に当たって、地区内の合意取付けに手拔かりはなかったかとのおただしでございします。

平成28年に、町に対し、荒海地区の川島、関本、小塩、古今、糸沢、それぞれの地区から、連名による要望書の提出がありました。

町としては、地区での十分な話し合いの下、総意に基づいた要望であると判断したことから、

着手したものであり、地区内の合意取付け行為に手抜きはなかったとこのように認識をしております。

次に、2点目、当該事業に反対する関係者は何人か。また反対する理由は把握しているか、とのおただしであります。当該事業において、反対する関係者は2名で、反対する理由もお聞きをしております。

次に、3点目、町の強行実施によって、地区内で行われてきた様々な暮らしの助け合いや、これまで守り引き継いできた、伝統行事などの継承活動に弊害をもたらさないかと断言できるか、このようなおただしをいただきました。

理想的な事業の執行としては、関係する全ての方々から合意を得て、着手することだと思います。しかしながら、どうしても合意点が見いだせない場合においては、今回のように整備区域から除外をして事業を進めるという判断もあり得ると考えます。

荒海地区における事業の実施時期を考えたとき、大多数の農業者の合意形成、農業者の高齢化や後継者の基盤づくり、そして何より補助事業採択という実施環境は、とても重要であると考えます。

反対者がいる中で、事業を実施すれば、集落内での助け合いや伝統行事の継承に弊害をもたらさないかというご指摘ではありますが、全く影響はないと言い切れないと思います。

しかしながら、気運醸成や補助事業採択を考えたときに、このことを理由として採択時期を先送りすることは、得策ではないと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

次に、4点目、農業の生産性と所得向上を具現化するための、圃場の規模や生産体制、そして収穫量（所得額）等のシミュレーションをされた数値を示せとのおただしでございました。

令和5年度の採択前のシミュレーションであります。圃場の規模は、水田一筆当たりの平均面積が1,090平方メートルから、整備後には5,500平方メートルに拡大する計画としております。

生産体制については、法人格の担い手が1社、個人の担い手が11人、自作が39人の計画としております。

米の収穫量につきましては、受益面積約100ヘクタールにおいて、整備前は約510トンだったものが、整備後には550トンとなり、約40トンの増産を目標としております。

また、米60キログラム当たりの生産コストであります。整備前は約1万9,000円だったものが、整備後は約1万円となり、おおよそ9,000円のコスト縮減を目標としております。

農地整備は、耕作放棄地の拡大抑制、冷害被害の軽減など、多面的な効果を発揮します。ま

た、農業従事者の高齢化、後継者不足等の課題解決につながっていくことが期待できることから、営農条件の整備は、次世代を担う農家に必要不可欠な事業であると考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

次に、南会津地方環境衛生組合の統合で国が目指す「地球温暖化防止」等の環境政策や循環経済を促進できるのかについてのおただしですが、南会津地方環境衛生組合における環境政策につきましては、議員から、令和6年第1回、そして第2回定例議会においてもご質問をいただいているところであります。

私の答弁として、環境衛生組合の管理者会において、検討すべき課題として協議していきたいとこのように申し上げました。

このような経過がありましたので、初めに、去る8月5日に開催されました南会津地方環境衛生組合の管理者会での協議結果について、ご報告を申し上げます。

下郷町長、さらには只見町長から見解として示されたのが、「3町の合意の下に行われているごみ処理の取扱いには何ら問題なく、衛生組合としては、これまでの業務を継続して遂行するのが本旨である。」このような見解が示されました。

また、「生ごみを堆肥化するという業務内容の変化は、町民に対する分別や排出方法の変更を伴うもので、業務に関し新たな費用が発生することも想定されることから、了承できるものではない。」とこういう結果でありました。

さらに、人材の育成についても、「現在において、新たに取り組むべき内容ではない。」との意見をいただいております。

このような経過を踏まえ、質問の1点目、脱炭素政策の実施に向けた町長としての対処方法を明確にするとともに、組合管理者としての業務執行上の対応はとのおただしについてお答えいたします。

町長としての対処方針ではありますが、森林資源等の地域資源を活用した脱炭素への取組については、国が掲げる目標に対して貢献できるものであり、町が成長する機会になり得るものと考えております。

また、ごみ処理の分野における対策としては、現在の分別方法を堅持しつつ、町として、ごみ排出量の削減とリサイクル率の向上に取り組んでいくべきと考えます。ごみの分別が徹底されれば、排出されるごみの再資源化が進み、循環型社会の形成に寄与できるものと考えます。

さらに、ごみの減量が進めば、ごみ収集車の燃料消費量や可燃ごみの焼却工程から発生する二酸化炭素、破碎施設の電気量等の動力消費量の削減が期待されます。

9 番議員が提案されています、ごみの有機堆肥化技術導入につきましては、本町が単独で実施できる内容ではないと考えますので、現時点において、取り組む考えは持っていません。

また、組合管理者としての業務執行上の対応はとのおただしであります、構成 3 町の合意が必要になりますので、衛生組合議会での議論を踏まえ、慎重に検討していく必要があるものと認識をしております。

次に、2 点目、ごみ焼却一辺倒から事業転換による脱炭素を基軸とする新たな産業構造の構築についてのおただしであります、本件につきましても、ごみ処理方法の大きな変更が伴うことから、現時点において、町単独で取り組む考えはありません。

次に、3 点目、政策対応のセクション及び人材配置は、組合統合後にどのように整備するかのおただしであります、衛生組合の管理者会の中では、「現状において新たに取り組む内容ではない。」という意向が示されておりますので、この場で衛生組合管理者として言及すべきでないと考えております。

9 番議員が言われるような対応が必要であれば、統合後の新しい組合の議会において、議論を深めていただきたいとこのように考えております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 初めに申し上げておきますが、私の今回提出した一般質問については、大きく 4 つであります、最後の環境問題に関しては、聞くところによると、本町もそうですが、構成町村も今のままでいいんだと、こういうふうに聞こえたので、この質問については、改めて、時期を捉えながら再度精査していくことにして、今回の質問からは、再質問からは、外させていただきたいと思います。

それでは、まず初めに、圧雪車の購入に基づく入札の在り方なんです、それでは、例えば委員会の情報が、情報公開条例の情報として出せるものなのかどうかをお聞かせください。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

情報公開制度の対象の文書につきましては、町で持っている公文書全てが対象になりますので、対象になろうかと思えます。

しかしながら、その先、公表できるかどうかにつきましては、また、その別な判断ということになろうかと思えます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 議員必携を見ますと、やはり、議会のあるべき姿という基本的な姿勢として、原則公開なんですね。委員会も、あまり委員会に傍聴者が来るということはないんですが、事前にそういう意思を表示すれば、傍聴も可能なんですよ。

そういうことを考えると、委員長から議長にと言うけどね、それは組織上そうせざるを得ないじゃないですか、議会って存在しないんだから、議会を束ねるのは議長ですから、そうしたら、組織が保有している情報とういのは、そのの長、いわゆるそこを管理するというか、その代表者のところにいくわけであって、どうも私としては納得いかないんですが、見解の相違というか、認識の相違というか、そういうことがあるんでしょう。

一つお聞きしますが、議会の事務局の職員は町長人事ですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私からお答え申し上げます。

人事につきましては、私のほうで案を作って、内示をする前に議長に相談をしながら、最終的には、固めていくとそういう内容でございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 今までに、議長がその人事案件について、ノーと言った例はありますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 個別具体の中身なので、なかなかお答えにくい部分がありますので、控えさせていただきます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 立場が違くと、なかなか答えられない。あるいは、なかなか自分の意思とは違う行為を起こすということは、世の中にたくさんあります。

私は、この後、仕様書の話をしますが、その場はうまく切り抜ける、あるいはその場はちょっと真実と違うかもしれないということをやっても、その人の長い人生の中では、どこかにそういうすっきりしない感じというのが残るんだろうと思うんです。

私は、それが社会生活上正しいかという、決して正しくはないと思いますが、生き方の問題、いわゆる人生を送る上での大事な足がかりであるので、これ以上のことはお話しませんが、そこで、仕様書なんですけれども、何ら問題ないというんですが、実は、仕様書が、これは情

報公開条例で入手した仕様書なんですけれども、前にも言いましたけど、「辞退せざるを得ない仕様書の内容になっている。」というのを、会社のほうが言っているんですよ。

その中で、一つ聞きますけど、この仕様書の中の大きな2番の（7）番に、パーソナルキャビン、いわゆる20名を乗車させるものというのがある、ここをずっと読んでいきますと、改造対応も可能というふうに書いてある、ということは改造対応も可能ということは、これの仕様書では、該当しない車種もあるということを認知しているのではないですか、ここはいかがですか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 お答えをいたします。

改造できない仕様というような認識はございません。

全ての車種において、改造は可能であろうというような下で、その条件をつけたということでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そういうふうに答えるしかないでしょうけど、いわゆる製造会社のプロが、技術者があり得ないと言っているんですよ。

つまり、テレビでも恐らく皆さん情報分かっていると思いますが、それぞれの車両を生産していったって、しかも大量生産というかある程度、量産しないとイケない、それで型番登録するんですよ、型番を。だから、その型番を国が認証して、その型番に合うという前提で製造していくんですよ。この型番認証に、いろいろな捏造とかそういうものがあると、国土交通省からおかしいじゃないかと止められるわけですね。だから、全く機械に疎い館岩総合支所長が、それはできるというように言い切れるのは、何を基に言っているんですか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 お答えをいたします。

基といいますか、基本的には、今認証のお話がありました。認証というのは、一般的には乗用車等々の大量生産の車両に関するものであるというふうに、私は今思ったところですが、これは、特殊車両でございます。特殊車両でありますので、そういった改造等というのは、特にそういった承認は必要ないんじゃないかなというようなことで、私は、お話をさせていただいたところでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 全く、私は認め難い今の答弁なんですけど、大量生産というのは、じ

や何台から大量生産という、定義はなんですか、大量生産の。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 お答えいたします。

私には、そういった知識はございませんので、必要であれば時間をいただいて、確認をさせていただきたいと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そういう、いわゆる基礎的な知識というか、大量というのは、私が見る限りではこのくらいの基準、このくらいの数量を大量というんだという前提がないで、大量という言葉を使っていいんですか。

私は、この圧雪車にしても、1台造ったきりではないと思いますよ。

つまり、会社にとってコストダウンするには、ある程度の量産しないと、コストダウンできないんですよ。それを例えば南会津のあるスキー場に納車するから、その部分だけ改造するということは、私が、直接、これ会社名は出しませんが、「あり得ない。」と言っているんですよ。こういう仕様書はあり得ないと。会社名言いますか、会社、4社からね、実は、資料取ったんですよ。それで、もうこれ以上言っても、大量生産の定義を言えないんだから、時間を止めてまでやる気ありませんが。

実は、これ本当かどうか分かりませんが、時系列で、令和3年5月12日には、たかつえスキー場の何々課長さんのところ、館岩総合支所の何々係長さんに会ってきましたと、そこで、こういう話をしましたというの、私の手元にあるんです。これ、全くうそだということになれば、私も、皆さんに謝罪をしなきゃならないと思いますが、時系列でずっとあって、いわゆる、たかつえスキー場の担当課長もしくは係長や、館岩総合支所の課長や係長が、その時点でこういうふうな車種を入れましょうという話が出ているんですよ。これがなかったら、私こんな質問しませんよ。ですから、もし、今改造の話がありましたけど、一つ一つ丁寧に確認するそういう姿勢はありませんか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 お答えいたします。

今ほどの内容でございますが、全ての業者、今回入札参加といいますか、仕様書といいますか、お願いした業者さんの車種については、全て改造が必要だということでございます。

今回、落札した業者についても、当然のことながら改造が必要だというような内容になっております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからもお答え申し上げます。

これまでも、議会のほうに議員の質問の中で、話をしてきましたが、まず、予算の概算要望のときに見積書を取った、これが国産車であった。それから検討を加えて、実際にどういう車種を入れたらいいのかというのが内部検討で始まった。最終的には、国産、外国産問わず、応札ができるような仕様書を作ってやろうということで、本申請のときの見積りは、国産、外国産両車のものを提出したというふうに私も聞いております。そういった中で、最終的に仕様書を定めて発注し、現在に至っているところであります。

これについては、予算の議決を、または機種の契約議案、さらには決算議案で承認をいただいているというようなところから、私としては、正しい手続の中で進められていると、このように認識をしております。

一方、9番議員から、やはり特殊車両の選定についての難しさというものを、今改めてお示しいただいたのかなと、このように思いますので、今後のそういった特殊車両の選定、さらには、入札の在り方について、やはり我々としてもこれを前例としながら、教訓としながら、検討していく余地があるとこのように私は考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 担当職員からは、その弁はほとんどないんですよね。

現場を預かる担当職員からは、今町長が言ったような弁にはなっていないですね。なっていないということは、自分たちがやってきたことの、例えば欠陥、あるいは不足の分、これを反省していないというふうに取りざるを得ないですね。

それで、仕様書でもう一つだけ、幾つもあるんですが時間がないので、もう一つだけお伺いしますが、燃料タンクの位置というのが「車両後部に位置する。」というふうに書いてあるんですよ。これは、私が調べた限り、ピステンブーリーのみなんです。いわゆる購入した車種しかないんです。このところは、どう説明されますか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 お答えを申し上げます。

これ、前回もお話させていただきましたが、見積り期間の中で、質問というようなことも受け付けてございます。その中で、そういった質問、ガソリントankの位置についての質問等があって、そこで協議するというのは可能だったかなというふうに思っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 こういう言い方は、大変失礼かと思いますが、もう、全く幼稚としか言えないんですが、なぜ仕様書に燃料タンクは、車両の後部に位置するということを、なぜ条件として入れたのかということを聞いているんです。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 お答えいたします。

その後ろにつけた理由については、ちょっと私のほうで把握してございませんでした。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 前回から、仕様書の内容について説明、あるいは質問しているんですが、これに対して向き合っていないですね。

ここで、前にも言いましたけど、ほかの事業者が辞退するしかない仕様書になっているということ何回も申し上げて、じゃどこなんだろうと、なぜ調べないんでしょうかね。

それで、その調べた上で、こういうところだから、今町長が言ったような姿勢で、これからは入札に臨みましょう、あるいは購入の在り方をもっとずっと検討しましょうと、こういう形になるんならいいけど、かたくなにやろうとしない。

そこで、これはいいですから、また後で、機会があったらやりますが、桜の木の伐倒についてですけど、これも館岩総合支所ですよ。職員が同じかどうかは分かりません、私は。

でもね、先ほど町長答弁あったけど、全く、本来の町民が、苦情を私に申し上げてきたのとは違いますね。

一つ聞きますが、ここの管理者、桜の木は誰が植えて、どこが管理していたのか。いわゆる町の土地だから、町が勝手に切っていいというものではないと思うんですよ。

実は、きとねを、建設するときにタイミングを一緒にして、農林課、当時農林課だった。桜の木を切りましたよね。そのときに、遺族会の代表から私のところに電話があって、なぜ、桜の木を切ったんだと。

確かに病気にもなっていかもしれない、だけど、誰がどうやってここに植えたんでしょうか。特に、桜の場合は、記念にするべき木というふうに認識があるんですよ、我々国民には。それを確認した上で、所有者は誰なのか、管理者は誰なのか、なぜ調べなかったんですか。もう一回。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 お答えいたします。

もともとの土地所有者、他界されていたということで、町長のほうから答弁がございました

が、木の倒れた段階で、その確認はしております。ただ、先ほどお話したとおり、記念樹、記念植栽したものの確認というものはしてございませんでした。その現場での、即座の対応というようなことで、そこまで頭が回らなかったというのが事実でございます。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 こういう言い方、本当に失礼だと思いますが、何を言っているかさっぱり分からないですね。

要するに、一つの組織は、組織はですよ、それぞれ役割を持って職員が配置されていますよ。それぞれの役割を持って。そして、それは経験やなんかも含めて、いわゆるチェック機能を持つんですよ。そう、あんた担当したというけど、こっちのほうを確認してみたかと、あるいはこれはどうなっているのと。そうして、そういう意見を積み上げながら、最終的にトップが、じゃこれでいきましょうと、こういうふうに決めるんですよ、組織っていうのは。

これ何人に関わって、その関わった人たちの、いわゆる決定までの履歴って残っていますか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 一応、報告書ということで、町長のほうにも上げてございます。

○9 番 湯田芳博議員 何人。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 4 人でございます。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 町長答弁では、何か問題ないようなお話でしたが、実は、私のところに 4 回電話が来ているんですよ。4 回。

それで、まず老人会の会長は、納得したような答弁でしたが、納得していませんから、今もって。議会でしっかりと追及してくださいというふうに言われています。

これは何かというと、自分たちには、自分たちの考えがあっていいし、自分たちのやり方を組織的にやろうというのはあっていいと思う。ただ、そこのすり合わせしなきゃならないでしょう。いわゆる町民が納得するための。

じゃ、これはいつ誰が植えたので、その人とまず了解をもらいましょうと、こういう危険木ですから、ぜひ切らせてくださいと、切るについても、さっき言ったように予算を取っている暇がないというんだったら、自分たちで切りますよと、そのときにはどういうふう to 処理していいとか、これは内部で検討しなきゃ。実は、そういうふう to 決めましたがいかがでしょうか、いうことをやっていないんですよ。これ町長どう思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

私のところにも、報告書が上がってまいりました。

やはり、今回の案件については、やっぱり危険除去、ここをやっぱり最優先にしないといけないということから、森林組合ではなくて、直営に至ったという判断は、間違いではないと思います。

ただ、議員から、今ご指摘がいただいてある、その関わった人たちへの了解というものについて、答弁の中でも失念していたというようなお話を申し上げましたが、これについては、やはり少し丁寧に、処理をする前に、出向いて説明をして了解を取るべきだったであろうと思います。

今後も、こういった事案が起こり得る可能性ありますので、我々のほうとしてもしっかり記録に残して、今後の対応に生かしていきたいと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 皆さんもご存じでしょうけど、大きな災害は、小さな現象の前触れがあるんですよ。

今、私が言っている圧雪車の問題も、桜の木の伐倒の問題も含めて、私は組織内の気の緩み、これが本当かどうか分かりませんが、私の耳に入ってきたのは、実は、支所に行かされると左遷だというふうに言われていたが、今は楽ができていいんだと、こういう職員がいると。実際に本人が話していると。これは確かめようがないので、聞き流してください。

でも、それが、町民の一部かもしれないですが、そういう感じを持っている人たちがいるんですよ。

ですから、もう一度聞きますが、公僕とは、町民に対して、どういう例えば心構えで接すべきですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

まず、かかるようなうわさ話かもしれませんが、そういった話が出ること自体、私も非常に心外であります。

そういった職員がいるとすれば、やはりしっかり注意を促して、与えられた業務に向き合うよう改めて指示をしなければならないと思います。

それぞれ、予算があって、担当部署があって、役割があって、それについて職員は、しっか

り組織命令体系の中で業務を遂行していくと、それで町民に還元していくというのが、公務員の本旨であると思いますので、そこはしっかり我々としても受け止めていきたいと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 少し、安心をいたしました。

今、パワハラが問題になっていますが、いわゆる力のあるものが力のないものと、こういうふうに思いがちですけど、そうではないハラスメントが出てきます。つまり、情報を知り得ない人たちに対して、情報を知っている人たちが、説明を果たさないで言い切ってしまう。あるいはそこで、やり返してしまう。こういうパワハラが、私はあるんだろうと思います。

今回の桜の木の件についても、もっと初めに、今、町長が言ったように、丁寧に相手に向き合って非は非として認めて、そして、町民と支所が一体となって地域の問題に向かっていく、あるいは解決に力を合わせていくということをしなければ、何のために用意された支所なんですかということですよ。

ここのところを、私は強く申し上げておきたいし、圧雪車の問題も含めて言いますが、どちらが正しいかじゃないんですよ。何が正しいかなんです。どっちが有利かとか、どっちが正しいかじゃないですよ、何が真実かということをもう一回、肝に銘じていい仕事をしましょうよ。それでは……

○山内 政議長 答弁は。

○9番 湯田芳博議員 要らないです。

先ほど、町長から前向きな答弁がありましたので。

次に、荒海のいわゆる農地整備に関して申し上げますが、実は、反対者が2名というふうに町長が言いましたが、私が聞いているのでは4名です。

それで、一つ申し上げますが、中荒井地区は、地区内で整備することを合意しなかったもので、これは手を挙げなかった。つまり、圃場整備には参加しないと、こう聞いておりますが事実でしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 はい、議員おただしのとおりです。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そこで、これもあまり言いたくないことなんですが、事実かどうか、改めて確かめたいと思いますけど、私、実は県のほうの担当課に行ったんですよ。行って反対でもやれるんですねという話をしたら、答えは返ってきませんでした。

いろいろと、地域の中で問題起こしませんかというようなこと言ったんですが、そのときに、反対者に説得に行っているんですよ、何回も。その説得にいった人は、元川島区長さん、元教育長さん、あるいは農業生産法人の代表さん。これ本来なら、説得に行くというのは区長さんとか、そういうその整備事業に関係する役員、あるいは反対なくてやりましょうよということで、役場の職員が行くとかじゃないですか。この事実、こういう情報入っていますか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、集落の役員の方が、説明に伺われたというところと、場合に応じては、今耕作をしているという方がいらっしゃったときにも、伺っていることについては承知をしております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 元川島区長というのは、今郡山に住んでいるんですよ。郡山から来て、説得に回られたと。元教育長さんは、役員なんですか。どうなんでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

こちらの役員の取扱いについては、区の役員の方と今回の土地改良区の役員というところの部分の役員の取扱いは、多分違うかと思うんですが、区の役員であるという形で、私どもは認識しております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 認識をするというのは、どのくらい認識しているんだか分からないんですけど、役場の職員って忙しい、時間がないのかどうか分かりませんが、何か、その事実関係を確かめるときに、曖昧さが残ってしまうんです。私ら聞いていて、なるほどと、そこまで調べているの、そういうことまで理解しているんですねということで、納得性が高まらないんですよ。何かもやもやしているんですね。

そこで、お聞きしますけど、地域の中で合意形成するときに生産者、つまり生産者は集まったらいいんです。ところがその農地を貸付けしている所有者は、何も言われていないと、こういうことがあるんですが、承知していますか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

こちらの、先ほど議員のおただしにつきましては、今回、農地中間管理機構関連農地整備事

業というところの事業になっておりまして、こちらの事業の部分の説明会をさせていただいたところでもございます。

また、反対者、または説明会というところの部分で、これまで28年から令和4年までですけども複数回説明をさせていただいて、事業の周知、または事業の要件等々についてご説明を申し上げてきた経緯はございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 経緯を聞いているんじゃないくて、経緯も大事なんでしょうけど、要はこういう質問が上がったら、どうなんだろうって現地確認じゃないけど、やはり状況確認をすべきでしょう。

議会に臨む姿勢として、曖昧なまま臨む、そうではないんでしょうけど、何かそういうふうにはしか見えないんですよ。一般通告された場合には、聞き取り調査だってやったっていいわけですよ。

それで、いわゆる今は、所有者が生産者になっていないケースが多いですよ。いわゆる貸付けしていると、そうすると、あの人が、あの畑あの田んぼをやっているんだから、あの人に合意を取ればいいでしょうと、でも、この事業って所有権の問題ですよ。所有者が、納得していないから反対者が出るんですよ。このところを、今後このまま放置しておくんですか。それとも何か対応するんですか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 答えいたします。

こちらの事業につきましては、前回もお話させていただきましたが、地区が事業主体となって事業を進める事業でございます。

当然のことながら、反対者につきましては、役員の方、または役場のほうで、これまでも事業の説明をさせていただいたところがございます。また所有者につきましても、今回農地関連事業という形で、農地の貸し借りをしているところもございますので、そこについても、個別に契約をさせていただいた経緯もございます。

そのことから、今後につきましても、反対者につきましては、やはり地区と連携をさせていただきまして、前向きな事業の進展が図られるように努力してまいりたいと感じているところでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私は、あなた方に対して何の権限もありませんので、こういうふう

したらいいでしょうということはいませんが、どうせ、どうせと言ったら失礼ですけど、どの部署でも、仕事をして、例えば人生のうちのどのくらいの時間を仕事に費やすかということ考えたら、やっぱりこの仕事から得られる喜び、あるいは仕事をすることで達成感が味わえる、あるいはそのことが皆さんから評価されて、社会貢献につながっている喜びを家族とも共有できる、こういう姿勢で仕事をしてみませんか。どうせなら、やっぱり現場で発生する物事は、やはり書面で解決することはできないですよ。現場には、感情もあり、それから体温もあるんです。

この後の続きの質問は、次回に委ねますが、ぜひ、ある意味では、あなた方は選ばれた存在、執行部の言ってみれば、大事な仕事をこなす役割を担っているわけですから、一緒にこの場にいる限り、いい仕事をしましょうよ。

このことを申し上げて、一般質問を終わります。

○山内 政議長 拍手はやめてください。

〔「失礼いたしました」と言う者あり〕

○山内 政議長 以上で、9番、湯田芳博君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

なお、再開は午後1時とします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

————— ◇ —————

◇ 丸 山 陽 子 議員

○山内 政議長 11番、丸山陽子君の登壇を許します。

11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 議席番号11番、丸山陽子です。通告に従い、一般質問をいたします。

初めに、高齢者などへの粗大ごみ回収支援の体制づくりについて伺います。

本町では、粗大ごみを捨てる場合は、クリーンセンターへの持込みか、地域ごとに年2回の回収日に指定の集積所へ持っていく方法で回収が実施されています。運搬手段のない高齢者の方や障害を持つ方にとって、クリーンセンターや集積所まで粗大ごみを持っていくことはとても困難です。粗大ごみを自宅前に出すことで、回収できる体制づくりをしてはと考えます。

以下、2点について伺います。

粗大ごみの回収支援については、以前にも質問いたしました。その後、検討した経緯はありますか。

②町長の答弁で、家庭、家族や地域での助け合いといった自助・共助により対応していただきたいとの答弁がありました。しかし、自助・共助による対応は、遠慮が出てしまいます。遠慮なく依頼できる運搬体制が必要です。地区ごとなど、体制をつくるための補助をしてはと考えます。考えを伺います。

次に、带状疱疹ワクチンの定期接種への対応について伺います。

带状疱疹のワクチン接種について、厚生労働省は、接種費用を公費で補助する「定期接種」に方針を決めました。このことについて、以下、2点について伺います。

定期接種は、来年度から実施と考えられますが、正式に通知は来ていますか。また、実施となった場合の町民への周知方法はどのように考えていますか。

②接種対象年齢については決定されていますか。町として何歳からの接種が望ましいと考えていますか。

次に、観光大使を増やして町の活性化を図る考えについて伺います。

南会津町は、文化、歴史、自然、地場産品など、本町のよさをPRできるものがたくさんあります。観光大使を増やし、様々な分野で南会津町をPRし、観光による町の活性化を図ってはと考えます。以下、2点について伺います。

①現在、観光大使は個人を含め、何人、何団体ありますか。

②観光応援隊がありますが、観光大使との違いはありますか。全て観光大使にしては考えます。町の考えを伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 11番、丸山陽子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、高齢者などへの粗大ごみ回収支援の体制づくりに関する1点目、粗大ゴミ回収支援について検討した経緯はとのおただしでございしますが、令和5年第3回議会定例会において、

「高齢者や障害をお持ちの方々などへのごみ出し支援につきましては、家族や地域での助け合いといった自助・共助により対応をしていただいております、当面は同様に対応していただきたい。」と答弁を申し上げたところであります。その後、具体的な検討には至っておりませんが、他市町村の取組状況について情報を収集しているところであります。

次に、２点目、自助・共助による対応は遠慮が出てしまうため、遠慮なく依頼できる運搬体制が必要です。地区ごとに体制をつくるための補助をしてはどうでしょうか、このようなおたしをいただきました。

地区ごとに体制をつくるということは、現在は自然な形で共助体制ができているものを、システム化するということになります。システム化されているか否かの違いだけで、行われる行為は同じであり、遠慮が生じることも変わらないのではないかと、このように思われます。現時点で、町が主体となって体制を整備する考えは持っていません。

高齢者などへの粗大ごみ回収支援につきましては、高齢者などに対する総合的な生活支援の中で、今後どうあるべきなのか、必要性の有無も含めて調査・研究の対象としていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、带状疱疹ワクチンの定期接種への対応はに関する１点目。

来年度から実施と考えられるが、正式に通知は来ているか、また、町民への周知方法は。併せて２点目が、接種対象年齢については決定されているか、町として何歳からの接種が望ましいと考えていますかとのおたしをいただきました。関連がありますので、一括でお答え申し上げます。

まず、带状疱疹ワクチンの定期接種についてであります。現時点で実施についての正式な通知はありません。現在、国の審議会等で議論を継続していると、このように考えております。そのため、接種対象年齢を含め、今後、国の方針が示された際に、その規定にのっとり実施していきたいと、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

また、町民への周知につきましても、対象者への通知や広報みなみあいづ、町ホームページ等での周知が考えられます。いずれにいたしましても、今後の国の動向を見ながら、必要に応じて対応していく方針であります。

次に、観光大使を増やして町の活性化を図る考えはに関する１点目。現在、観光大使は何人、何団体ありますか。それから、２つ目、観光応援隊との違いと、観光応援隊も観光大使としては、このようなおたしについては関連がありますので、一括してお答えをさせていただきます。

現時点で、南会津の観光大使は、町の公式ゆるキャラである「んだべえ」1人であります。観光大使は、町の魅力を広く発信し、認知度の向上や観光誘客を行うことを目的とし、それを主たる業務としていることから、知名度や影響力のある有名人、地域にゆかりのある著名人のほか、本町のようにイメージキャラクターを観光大使としている自治体も多くあります。

一方で、観光応援隊は、その団体が行う各分野での全国的な活動に合わせ、二次的に南会津町のPR活動を行っていることが違いであると、このように認識をしております。

観光大使は、町の知名度やイメージ向上につながる重要な存在であることから、町民に親しまれ愛されるキャラクターが適任と考えており、観光応援隊は目的が異なっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては関係課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 では、ただいま町長より答弁いただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず初めに、高齢者などへの粗大ごみ回収支援の体制についてですけれども、答弁の中で、具体的検討はしなかったということでもありますけれども、自助・共助で助け合いがされているという認識での回答でよろしかったでしょうか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

前回、社会福祉協議会との協議をしているかというような質問をいただいて、その後、社会福祉協議会のほうに出向きまして、情報収集を行っております。この中では、社会福祉協議会で対象になるような家庭に1軒1軒訪問して、こういったサービスありますよというような紹介をしているんですけども、粗大ごみを含めてごみの収集に関しては、隣近所の方に手伝ってもらったりとか、親戚ですか、そちらのほうで対応するから、こちらはいいいいというような答えが多いということで、自助・共助で対応できるとふうに考えております。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 家族や地域での助け合いといった自助・共助による対応というのは、本当に地域の方の助け合いをいただくことは、とてもうれしいことだと思います。

しかし、いつもいつもお世話になっていることが、恩返しができない方にとって、本当に申し訳ないというような思いがあるとふうに伺っております。心の負担にもなってしまう

す。地域の方の助け合いを受けることが心の負担にならないように、やはり助け合いの体制を整えていくことが大事ではないかなというふうに思います。

その中で、少し提案ですけれども、体制づくりとして地区で対応できるよう、集落応援交付金のメニューの中に入れて、そこで区に対しての支援をしてはどうかというふうに考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

現在、集落応援交付金のメニューといたしまして、高齢者等の支援に関する事業という項目立てがされておりますので、必要な場合、こちらで対応していただきたいというふうに思っております。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 ただいま集落応援交付金の中で検討できるような形でお話がありましたけれども、また、もう一つとしては、高齢者除雪支援と同じような形での支援体制も組めるのではないかなというふうに考えますけれども、これについてはいかがですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答え申し上げます。

冒頭の質問の中で、自宅前に出すことでというような話がありました。これについては、今現在、環境衛生組合のほうでやっている収集体制を大きく変えることになりますので、ここを、今やっている収集の人たちに個別に回ってもらうということは、南会津町だけそれをやるというふうにはいかないもので、そこは対応するつもりはございません。

2つ目として、処理施設までの自己搬入、さらには収集指定日におけるごみの搬出の支援、これは議員がおっしゃられたように、廃棄物対策ではなくて、高齢者の生活支援かなと、このように感じているところであります。これをどういうふうに今後構築するのかというのは、今後の課題であります。私も丸山議員の質問に合わせて、少しほかの自治体の例を見てみました。福島市では、全ての粗大ごみについて、市のほうで回収しているという事例でした。多分ここは、市街地がほとんどなので、路上に出すことができないという物理的なものがあるのかなというふうに感じました。もう一つは、鏡石町で、高齢者の粗大ごみの個別収集というものをやっています。

南会津町として取り組むのであれば、こういった、やっぱり高齢者の生活支援の一部として実施すべきかなと。例えば、これがある程度有料であっても利用しますよということなのか、

全く無償でないと意味がないということなのか、そういったところも含めて、町として、今後、事例を調査をしながら、南会津町の在り方として、どういう形がいいのか検討をしていきたいと思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 本当にこれからますます高齢化も進んでまいります。そういう中で、自助・共助だけでは対応できない状況が間近に見えているのではないかなというように考えます。そういう意味では、長期を見据えての、やっぱりこれからの体制をしっかりとつくっていくということが大事になってくると思いますので、ぜひ、高齢者の方々、また障害を持つ方々が、安心してこの体制を使えるような、そういうものをつくってほしいというふうに願っておりますので、検討を続けて、調査も続けていっていただくことを望みたいと思います。

次に、带状疱疹ワクチンについての定期接種への対応について伺います。

通知がないということですので、ただ、事前に様々なメディアを通して、この带状疱疹の接種が定期接種になってくるといふふうに情報が入っていると思いますけれども、それを知った段階で、やはりスムーズな対応ができるように周知体制というのがすごく大事になってくるとは思いますけれども、その辺について事前に検討はなかったということですが、今後どのように、また様々な周知方法を使って周知をするということですが、町として事前に準備するという、何かこう準備段階というのを計画的に持っていらっしゃるのでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

議員のおたかしでは、厚生労働省がというふうにご質問されてございますが、我々が把握している中では、厚労省ではなくて、その傘下にある小委員会、専門家が集まる会議の中で、定期接種が望ましいだろうという結論をつけて、今後引き続き審議をしていくと。町長答弁でも申し上げましたとおり、そのような経過、事実を把握してございます。各種報道の中では、厚労省、また国がというよりは、専門委員会が、もしくは専門家会議がそういった方針を出したということで、これは多分議員も把握されているかもしれませんが、したがって、町長が申し上げましたとおり、まだ正式に決定しておりませんので、これまでの答弁でも繰り返し申し上げてきましたとおり、国の方針が決まってから様々な準備をしていきたいと、周知も含めてそのような対応をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 私の情報の中では、ワクチンを定期接種に含める方針が了承されたということで、確定的に書かれておりましたので、それが国に提案されておりますので、この辺も含めて見ていていただきたいなというふうに思っております。

次に、加齢とともに発症するリスクが高いというのが带状疱疹のワクチンの予防策としては、生ワクチン、不活化ワクチンというのが有効とされています。

しかし、本当にこれは1万円から4万円以上かかるということで、これも自己負担するのはとても大変という声を伺っています。今年7月時点で、689自治体が助成を実施しています。南会津町は助成はしていませんけれども、こうした取組が追い風になって、公費で受けられる定期接種に追加される見通しになったということだと思えるんですけども、带状疱疹ワクチン接種を受けたいと望む方々にとっては本当にうれしいことですので、待ち望んでいる方々にしっかりと分かりやすく周知をするというのは大切だと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

先ほどの答弁と重なるところもございますが、まず、6月20日の小委員会で、定期接種にすることが望ましいという方針が決定されました。その中で、さらには、基本方針部会でさらに審議を継続していくということで、その基本方針部会が7月18日に開催されてございます。この議事録を、私も前回の答弁で、丁寧に国の動向を今後把握していきますという答弁した手前、6月20日の委員会、部会ですね、さらには7月18日の基本方針部会の議事録も読まさせていただきました。この7月18日の基本方針部会は、各自治体の財政支援、さらには、財政負担を厚労省と総務省ともに検討していきましょうというような議論をしてございますので、何度も申し上げましたとおり、そういった接種を何歳にするか、さらには定期接種どうか、さらには財政の負担も、やはり国の動向を見ながら、町としては判断していきたいというふうに思っています。

以上です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 かねてから丸山議員から質問いただいてる中身でありまして、高齢者に寄り添った方の質問だというふうに認識をしております。

先ほど全国の自治体の取組事例がありましたけれども、私も気になっていましたので、ちょっと調べてみましましたら、都道府県単位で市区町村名が、公表されています。福島県を見てみ

ましたら、南相馬、本宮、柳津、三島、金山、川内、大熊、飯館、この11団体、大きいところはまだ全然手つかずの状態だと。課長が申し上げましたように、この制度を取り入れることによって、その自治体の負担というものも当然考えなくてはいけないと、このように思います。

国のほうの動きもございますので、我々としてはそういった情報を見ながら、今後の带状疱疹ワクチンの在り方について検討を加えていきたいと思っています。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 国の動向を見ながらということですので、接種についてはなかなか進まない、来た段階での対応になるかと思いますが、国としましては、接種対象が高齢者、65歳からとなる可能性も、高齢者を対象にするということですので、65歳以下となるという可能性もありますけれども、带状疱疹の発症は50歳以上に多く発症するとふうに言われ、長引いて神経痛など合併症も引き起こすというおそれもあるということですので、できれば町として、周知が来た段階で、年齢というのを、50歳から接種するのが私は望ましいと考えますけれども、町としては、国の動向を見ながらということだと思いますが、もし、65歳からという高齢者に対する接種の条件だとすれば、50歳という年齢から、発症する年齢からワクチン接種を、町としてそのところは助成をしていくという考えというのはありますでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

まだ国のほうから出ていない中でのご質問であります。私は先ほど申し上げました自治体の例を見てみますと、ほとんどが、50歳以上を単独でやっているワクチン接種の年齢要件にしているようでございます。唯一飯館村だけは65歳以上ということで、それ以外の自治体については、議員がおっしゃられた発症との関係で、50歳に設定されているのかなと、こういうふうに思います。

いずれにいたしましても、国の情報、そういったもので、また、町の財政状況も踏まえて、どういう形を取るべきかというのは検討を加えさせてください。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 では、最後の観光大使についての再質問をさせていただきます。

観光大使の役割は、観光資源の周知や観光客の誘致促進など、地域の魅力を広く発信するというのが観光大使の役割というふうに大まかに出ておりました。その中で、南会津町の観光大使は「んだべえ」1人ということですが、私は南会津町の町の魅力を発信する方であれば、どんな方でも、たくさん観光大使になってもいいのかなというふうに考えますけれども、

いかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

町長答弁でもありましたとおり、観光大使は町の魅力を広く発信し、知名度の向上や観光の誘客を行うことを目的としておりまして、それを主たる業務としているものですから、そういう部分で、広く、非常に様々な、どなたでもできるような、そういう制度にしますと、なかなかそういう部分での周知といいますか、管理体制もなかなか難しい部分もありますので、そういう部分としては、そのサポーター的なそういうやり方も一つの手法だと考えておりますので、そういう広く周知して、いろんなPRをしていただくという部分では、町としてもサポーター制度が、ふるさと南会津サポーター制度もございますので、そちらのほうに登録していただくのがいいのかなというふうには考えます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 自治体の中には、自分の町が好きなら誰でも観光大使に応募できるというところもありまして、本当に100とか1,000とか、そういうくらい観光大使を誕生させているところもあります。

本当に観光大使の「んだべえ」の紹介の中で、大好きな南会津町のPRというか、大好きな、本当にその「んだべえ」が南会津町をPRする中で、その大好きな南会津町のPRというふうに言われています。ということは、本当に南会津町の中にも、大好きな南会津を発信したいという方はたくさんいらっしゃると思うんですね。その中で、田島祇園祭の観光大使だったり、地酒観光大使だったり、南会津のアスパラをとかトマトとか、そういうPRするのも観光大使の1人じゃないかなというふうに考えるんですね。そういう中で、南会津のよさを発信する観光大使をもっともっと増やしてもいいんじゃないかなというふうに思います。南会津の商品一つ一つに観光大使をつけてあげてもいいのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

この議員の考え方、本当に尊重できると思います。私もそういう考えでいると思いますが、まずはやはり、これまで観光大使という部分で、「んだべえ」に役割を担っていただいて、これまで対応していただきました。

その観光大使の在り方ですとか、その取組の効果ですとか、そういったものをもう少し整理しないと、やたら大使を増やしていったとしても、なかなかそういう部分でのそのPRの仕方

が違っていたり、後任にも迷惑をかけてしまう場合もございますので、そういった部分で、先ほど言いましたように、その在り方をもう少し整理しながら、観光大使としての在り方を少し整理しながら、そしてまた、その取組の効果ですね、効果もきちんと、そのほかの他市町村の自治体も参考にしながらやっていければなというふうに思います。

中には、会津若松市ですと観光大使が本当に多いんですね。100人以上も委嘱しているんですね。そこまで行ってしまうと、本当に我々、市と町ではレベルが違いますけども、そういった部分では、一人一人の管理をしなければいけない部分もございますので、そういった部分では、サポーターとしての役割とか、あと観光大使としての役割もきちんと整理して、今後、調査していきたいなというふうには考えています。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 本当に南会津町は、さいたま市だったり、文京区とか、そういう中で雪ふれあい交流だったり、浦和祭りだったり様々な地域との交流を南会津はされていると思います。そういう中であって、やっぱり様々な地域と交流する中で、観光大使の役割はすごく大きいのかなというふうに考えますので、ぜひそういうのも含めて、今後の検討課題にしていっていただければなと思っております。

次に、その観光大使とは別に、南会津町は観光応援隊というのをつくっておりますけれども、この応援隊は、見ると、南会津のよさを広くPRするという意味では全く同じ役割を果たしているんじゃないかなというふうに考えます。そういう中で、現在、観光応援隊になっている団体というのは、会津田島太鼓保存会の方だけなのかなというふうに思いますけれども、その団体が小学生、中高生によって構成されていると紹介されていました。南会津の町の子供たちが、やっぱり観光大使として、その応援隊ではなくて、自分たちが町をPRする、町のよさを発信する観光大使なんだということを自覚して、いろんなところへ出ていくということは、子供たちにとって、本当にいろんな意味のやりがい生まれるのではないかなと思っています。

観光大使と観光応援隊というのは、どこが違うのかと言われても、分からないかと思いますが、観光大使という、本当に自分はこの町の大使なんだという思いを持つことというのは、町の一員として、町の観光大使として活躍できることというのは、本当に大きな喜びでもあるし誇りでもあるのかなって、子供たちにとってはそういう意味で、そういう思い出になるというか、その自分が本当に観光大使として頑張れるというところもあるのではないかなと思うんですけども、その点について、この観光大使に移行するという考えはありますでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 観光大使については、過去にも議会一般質問いただいて、私自身どういうふうな体制でいくのか検討しなくてはいけないなというふうに思っていたところでございます。

会津若松市の事例を出しましたが、そのほかに喜多方市も非常に多くの取組をされているようですし、会津美里町でも既にやられていると。それから、郡山市では、観光大使じゃなくてフロンティア大使という名前で、地域のPRに努めていただいているというような、数々の事例があります。

商工観光課長が言いましたように、ふるさとサポーター、それから観光大使、観光応援隊、この辺のすみ分けをしっかりと、町としてどうやったら、いろんな方々にお力添えをいただいて町の魅力を発信できるのか、その基本に立ち返って、今後検討を進めていきたいと思えます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 本当に子供たちが活躍して、いろいろスポーツだったり、祇園祭に出られる歌舞伎の子供たちだったり、本当に町で頑張っている子供さんたちがたくさんいらっしゃいます。そういう方が大使として頑張れたときに、この町で育った、出ていっても町の思い出をやっぱりしっかりと繋いでいってくれるんじゃないかなというふうに思っています。

そういう意味で、本当に南会津町で活躍される皆さんが、観光大使として、自分が南会津のよさを発信するんだというそういう思いを強く抱けるような体制を、しっかりと取っていただけたらというふうに思いますので、今後、先ほど町長からもありましたけれども、様々な地域を、自治体を見て、検討段階ということで、調査していくということですので、それを続けていただけたらというふうに思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、11番、丸山陽子君の一般質問を終わります。

————— ◇ —————

◇ 星 和 孝 議員

○山内 政議長 次に、4番、星和孝君の登壇を許します。

4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 議席番号4番、星和孝です。通告に従い、これから一般質問をします。

質問は2項目です。

1つ目、教育資源を活用した教育活動とは。

前回の6月定例会において、学校教育の指針を伺いました。質問の中で、「体験と交流を通じた郷土愛の醸成」「開かれた学校を目指す」「地域の教育資源を活用した教育活動を展開する」という、推進する3点を挙げられました。そこで伺います。

1つ目、具体的にどのような活動ですか。

2つ目、基幹産業である農業、林業の体験学習を教育指針の一つとして推進してはどうですか。

質問、大きな2つ目です。南会津町観光施設評価結果説明会の進捗は。

説明会で、今後の予定説明として、8月末まで意見集約、年内に町方針案、年明けに町の方針各地区タウンミーティング、その後決定、4月の施行の予定と説明されていました。

1つ目、事の進行が遅いと思いますが、どのような点からこのようなスケジュールに至ったのですか。

②住民に寄り添った考えには思えません。これから年内まで3か月及び決定までは半年以上を要するのはなぜですか。

壇上での質問は以上です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 4番、星和孝議員のご質問にお答えいたします。

冒頭、教育資源活用についてのご質問ありましたが、これについては、教育長答弁になります。

初めに、南会津町観光施設評価結果説明会の進捗状況はに関する1点目、事の進行が遅いと思うが、どのような点からこのようなスケジュールに至ったのかとのおただしでございますが、今後のスケジュールにつきましては、令和7年4月の施行ではなくて、令和7年6月議会全員協議会等で、町の最終方針案を報告し、その後、令和7年の夏頃から、令和8年度からの新たな指定管理者の公募を開始したいと考えております。指定管理者の公募のタイミングを見計らったスケジュールということで、冒頭、4月からというふうに議員はおっしゃいましたが、最終的には6月の全員協議会等で諮って、町の最終案をまとめたいと。その後に指定管理者の公募に入るというふうにご認識をいただきたいと思います。このことから、スケジュールについては、次の指定管理者募集開始時期から逆算するとともに、町として改めてしっかり調査・分析をしなければならないと考えているため、相応の時間を要すると思慮しているところであ

ります。

また、今回、町にとって非常に重要な判断をすることになりますので、要所要所で議会に報告・相談しながら進めていく必要があると判断し、方針案について、令和6年12月議会、タウンミーティングの結果等について、令和7年3月議会、最終的な方針を令和7年6月議会で説明をさせていただきたいとこのように考え、スケジュールとしております。

次に、2点目、住民に寄り添った考えには思えない。年内まで3か月、決定までは半年以上も要するのはなぜかとのおたかしであります。改めて申し上げますが、今回、非常に大きな判断をしなければならず、施設の黒字・赤字だけでなく、雇用や地域経済への影響など、様々な角度から調査・分析をする必要があり、相応の時間を要すると考えております。

また、先ほども答弁申し上げましたが、議会にも報告・相談しながら進めていくほか、地域住民や関係団体などとの話し合いを重ねながら進めていくべき重要事項であると考えているため、最終的な方針決定まで、これから半年以上を要するスケジュールとなっております。

したがいまして、町といたしましては、拙速に判断するものではなく、多少時間がかかっても丁寧な説明に努め、理解を得てまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、町長に答弁を求められた内容についてお答え申し上げますが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 私からは、教育資源を活用した教育活動とはについてお答えいたします。

1点目、具体的にどのような活動ですかとのおたかしであります。教育資源とは、児童・生徒が学習に用いることができる資源であり、「人的資源」「物的資源」「文化的資源」に分けることができます。町内小・中学校では、総合的な学習の時間で活動を行っていることが多く、人的資源、文化的資源を生かした例としては、田島小学校の「子供歌舞伎体験」、また、物的資源を生かした例としては、荒海小学校の「藍染め体験」、舘岩小学校、舘岩中学校の「ゴルフ教室」などが挙げられます。このほか中学校では、町内の事業所や商店の協力をいただきながら、職業体験なども行われております。これ以外にも、それぞれの地域の特色を生かして、施設見学や外部講師を活用し、伝統文化や自然環境、産業などを学習する活動を行っているところがございます。

次に2点目、基幹産業である農業、林業の体験学習を、教育指針として推進してはとのおたかしであります。南会津町教育大綱では、「町を愛し協働の心を持った思いやりのある人を

育みます」という基本目標があり、農業や林業の体験学習も含まれるものと考えております。

現在、町内小・中学校では、南会津町森林環境交付金事業補助金を活用し、各学校独自の取組による森林づくりへの理解を深めるための森林環境学習を実施しているほか、田島第二小学校や伊南小学校では「米作り」、舘岩小学校や南郷小学校では「キノコ栽培」を実施するなど、農業や林業と関わりのある体験学習も行っております。

また、教育課程では、学習指導要領において「児童の心身の発達の段階や特性および学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成する」と定められております。直接体験ではありませんが、令和6年度の教育課程では、小学校第3学年の社会科で、米、アスパラ、トマトなど、各地域で栽培されている農作物を選択した見学学習を行っております。

各学校では、これまでもそれぞれの実態に応じて教育課程を編成し、地域の特色を生かした農業や林業の体験活動や教育活動を行い、郷土愛の醸成に努めていると考えておりますので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 それでは、再質問させていただきます。

評価結果説明会の件で再質問させていただきます。

町長のほうから、町として改めてしっかり調査・分析をしなければならないと考えていますという答弁だったんですが、何に対しての調査・分析なんでしょうか。現時点の指定管理者なのかどうかをお答えください。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

指定管理者ではなくて、その施設の在り方について調査・分析していきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 承知しました。

それで、私が4月の施行ということだったんですが、6月の施行ということで、6月まで時間が長ければ長引くほど、そこで働いている従業員及び住民にとっては、死活問題と不安を抱かせて、その住民の死活問題と考えますが、説明会のときに、参加住民の意見から何を頂きましたか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

今ほど従業員の死活問題とおっしゃられましたが、今現在の指定管理期間は令和7年度までということになっておりまして、令和8年度からの指定管理者を令和7年度に募集するというようなスケジュールになっております。今、議員がおっしゃられましたその従業員の死活問題というのは、その期間には当てはまらないかなというふうに考えておりますが、ただ、例えば指定管理者が変わった場合、それらについては、現在の従業員、また会社を含めてですが、それと新しい指定管理者との協議は必要になるかなというふうに、今のところ考えているところです。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 説明会の中で何を感じたのかというようなご質問があったかと思います。

まず、今回、6月の下旬に4地域回って説明会を行いました。これについては、中小企業診断協会からいただいた評価結果そのものの説明だけということであったんですが、やっぱり、特にスキー場関係、過去の設置時の経過から、これまで果たしてきた役割、それがなくなることへの不安、地域の魅力、一番大きかったのが働き場というところが集約されているかなというふうに思います。

そういったことから、今回、議会全員協議会のほうに、スキー場とゴルフ場の中間の検討段階ではありますが、我々が今後判断をしなければならない材料として、議員の皆さんにもあらかじめお知らせしたところであります。

なお、住民説明会で出された意見、これは、その場で会場で出された意見と、後ほど書面で出された意見がございます。これについては、整理できた段階で、議会のほうに生の意見としてペーパーでお渡ししたいと、このように考えております。

総合政策課長が申し上げましたが、これらをしっかり読み解いて、町としての方針を決めなきゃならない、非常に重い決断になるかと思います。議員の皆さんにもご配慮いただきながら、アドバイスをいただきながら、今後の町の将来を示していきたいと、このように思います。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 承知しました。

一応、説明会で、意見というよりは、私は住民からの訴えと、私はそのように承知しています。説明会から、もう少しで3か月たつんですが、調査・分析は進んでいますか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

今、町長のほうから、意見、説明会での意見というものは、今、整理したばかりですので、これから、改めてそれらを分析まで行くかどうか分かりませんが、検討していく会議をしたいというふうに思っています。さらに、先日、全員協議会で、今回配付させていただいたのは、評価結果の中で、廃止または売却というような結果になった施設についての、今集めているデータ等をお配りさせていただきましたが、評価していただいた16施設についても、ああいったデータを改めて町としてまとめて分析していきたいというふうに考えているところでございます。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 承知しました。

私が、今回、この質問を投げかけて申し上げたいことは、住民に問題提起を投げかけたのなら、重要な問題で時間はかかりますと町長のほうから答弁いただきましたけれども、1日も早くお示しを、住民に対してしてあげてほしいという要望がありまして、質問させていただきました。

評価結果説明会の再質問は以上で終わります。

続きまして、教育長に質問させていただいた教育資源の件なんですが、再質問は特にはありません。事例を基に答弁をいただいたので、納得いたしました。

一言だけ、持論ですが、我が南会津の強みは、自然豊かな立地条件、山あり川ありで、都会では経験できないことができることだと思います。灯台下暗しにならぬよう、環境を生かし、心豊かな人材育成が求められると思います。よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 答弁は。

○4番 星 和孝議員 ございません。

○山内 政議長 特に求めなくていいですか。

○4番 星 和孝議員 求めません。以上です。

○山内 政議長 以上で、4番、星和孝君の一般質問を終わります。

3番、湯田剛正議員にお諮りします。

午後3時まで、40分以上残しておりますので、一般質問を継続したいと思いますが、いかがでしょうか。

了解をいただきましたので、一般質問を続けます。

◇

◇ 湯 田 剛 正 議 員

○山内 政議長 次に、3番、湯田剛正君の登壇を許します。

3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 議席番号3番、湯田剛正です。

3つの質問をさせていただきます。

1、びわのかげ野球場の照明をLEDへ検討は。

びわのかげ野球場のナイター照明は高圧水銀灯を使用しているが、点灯しないところもあり、2020年12月以降、水銀に関する水俣条約により、水銀灯の製造、輸入が禁止となった。水銀灯にはPCB、ポリ塩化ビフェニルが含まれていますが、その処分に期限が設けられており、その処分期限が過ぎると処分ができなくなってしまう。

そこで①LEDへの交換の考えは。

②今後ナイター使用を継続するのか、教育長にお願いします。

2問目、横町地区から折橋地区へ行く交差点へのカーブミラーの設置は。

県道高岡田島線から踏切までの約20メートルの道路ですが、進入口右側に倉庫があり、対向車が見えにくく、車の交差ができなく、バックして事故につながる場所です。町では拡張は考えていないとのことでした。

横町区長にカーブミラー設置はと聞いたところ、「付いています」と言われ、確認したところ、ドライバーには気づかないところ、電柱に結束されていました。両方から見えるカーブミラーの設置の考えは。町長へ。

3つ目。田部地区根岸沢の法面改修は。

田部地区の根岸沢ですが、土石流危険渓流になっています。現在、幅60cm、高さ40cmと、幅2メートル、高さ120センチのその区間が20メートルほど、山側法面がコンクリートになっておりません。全国放送にもなったゲリラ豪雨が数回発生しており、氾濫する可能性が高く、住宅が5軒あり災害の心配があります。改修の考えは。

以上、3つの質問をよろしくお願いします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 3番、湯田剛正議員のご質問にお答えいたします。

冒頭、野球場のご質問がありましたが、これは教育長の答弁に委ねたいと思います。

初めに、横町地区から折橋地区へ行く交差点のカーブミラー設置はとのおただしであります
が、議員からご指摘のありました町道北下原５号線における県道高岡田島線と折橋踏切との区
間につきましては、見通しが悪い上、幅員も狭く、高低差などもあり危険性が高い箇所である
ことは認識しているところであります。

しかしながら、令和５年第４回議会定例会でも答弁申し上げましたとおり、道路構造上、現
在の位置で道路改良を行うことは困難であるため、道路利用者の安全面を考慮し、冬場だけで
はなく、通年の通行止めも視野に入れながら、近隣の道路網の状況、変更状況も踏まえ、本路
線の管理を行ってまいりたいと考えております。

なお、カーブミラーの設置につきましては、地元区長等からの要望をいただいた後、現地調
査、協議を実施し、町内全体の優先順位を検討して、予算計上するという流れになっておりま
す。

今後、地区から要望があった際には、これらの手順を踏んだ上で、現状に合ったカーブミラ
ーの設置を検討してまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思
います。

次に、田部地区根岸沢の法面改修はとのおただしであります。根岸沢につきましては土砂
災害警戒区域に指定されている河川であり、上流には砂防ダムが設置されております。また、
過去には、台風や豪雨の際に、下流側の道路側溝との合流部において溢水被害が発生したこと
から、田部地区からの要望も踏まえ、水路の水衝部の嵩上げ、道路側溝との合流部の改修など
を実施しております。

今回おただしの箇所につきましても、現状についても把握しており、今後、財源を含め、改
修に向けた検討を進めてまいりたいと、このように考えておりますのでご理解をいただきたい
と思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますの
で、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 私からは、びわのかげ野球場の照明をＬＥＤへ検討はについてお答えいた
します。

１点目、ＬＥＤへの交換の考えはとのおただしであります。びわのかげ野球場のナイター
照明は、平成５年３月に完成した設備であり、昭和５２年３月以降に建設・改修が行われた設備
等にはＰＣＢを含む安定器は存在しないことから、現在も使用しております。

しかし、議員おただしのとおり、水銀灯の製造、輸入は、その水銀含有量にかかわらず、原則禁止されており、現在新たに水銀灯を入手することは困難な状況であります。このため、今後の照明設備の整備には、長期的な省エネルギー効果やメンテナンスコストの削減から、LED化することが有効であると考えております。

照明の一部が点灯しない状況であることは把握しておりますが、町といたしましては、びわのかげ公園内の施設に関する整備計画の検討をすることとしており、その中でLED化も含めた整備について協議してまいりますので、ご理解願いたいと思います。

次、2点目、今後ナイター使用を継続するのかとのおただしであります。ナイター設備を備えた野球場は、町民のスポーツ振興や健康づくりの推進、町外からの合宿等での利用による地域活性化など、引き続き必要な施設であることから、継続して使用していきたいと考えております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 ナイター照明の処分の見積りを1度したことがあるとお聞きしましたが、幾らぐらいの見積りが出たのでしょうか。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えいたします。

処分についての見積りは、町としては取っておりませんので、把握してございません。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 町では見積りを取っていないということですが、ちょっと一般の町民の方から聞いた話では、1億ぐらいかかるという話は聞きましたので、再質問はございませんが、3つの質問を、今後、検討、協議していただき実行を望み一般質問を終わります。

○山内 政議長 次の質問は。次、2番目。

1番は終わりですね、はい、2番目。

○3番 湯田剛正議員 横町からのカーブミラーの件ですが、踏切を、倉庫の軒下を拡張すれば約4メートル近い道路ができて、そこで交差できる可能性はありまして、それで、踏切を広げれば交差できる道路ができると思って、会津鉄道に行って、踏切の拡張をした場合の金額を聞いたならば、数千万かかると聞きましたので、安全にできるようには、カーブミラーを上下につけてもらえば、安全に通行できるのかなと思って質問いたしました。

○山内 政議長 答弁は。

○3番 湯田剛正議員 答弁はいいです。

答弁はいいので、3つとも、本当に検討と協議をしていただき、実行を望み一般質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 カーブミラー答え申し上げます。

冒頭、その道路の危険性、実際に改良できるかどうかということを検討した上での答弁を冒頭申し上げました。

前進のない答弁でありましたが、現実でございます。それに代わる手段として、議員からカーブミラーの設置ということで改善が必要ではないかというようなお話をいただいたところがあります。冒頭申し上げましたように、カーブミラーについては、行政区のほうからの要望に基づいて、次年度の予算計上のための調整をするという流れになっておりますので、今後、横町の行政区長さんのほうからそういうふうな話があれば、町でも再確認をしたいと、こういうふうに思います。

○3番 湯田剛正議員 ありがとうございます。

以上で終わります。

○山内 政議長 以上で、3番、湯田剛正君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は午後2時15分とします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

ここで、商工観光課長より発言をしたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 先ほど、11番、丸山陽子議員からの一般質問の際に、観光大使に関しての再質問で、私が「会津若松市の観光大使は100名以上いる。」という答弁でございましたが、誤りでございまして、会津若松市の観光大使、令和6年7月現在で49名ということで、訂

正しおわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

○山内 政議長 ただいまの商工観光課長からの説明のとおり、11番、丸山陽子君の答弁内容の一部を訂正しますので、ご了承願います。



◇ 古 川 晃 議員

○山内 政議長 5番、古川晃君の登壇を許します。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 議席番号5番、古川晃です。通告に従い、一般質問を行います。

今回、私の質問事項は2つです。

まず、質問事項1、高校の魅力化と地域で支える体制の在り方はです。

第2期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、南会津町の人口ビジョンに基づき、人口減少対策と地域活性化を目指すための重要な計画と認識しています。

その中の基本目標1、新しい人の流れをつくるにおける1番目の施策は、郷土意識を醸成し、若者流出の抑制と将来的な地元回帰の促進となっています。

さらに、その中で、具体的な施策②には、高校の魅力化と地域で支える体制づくりのための高校魅力化事業というものが、主な事業として挙げられています。若者が定着する町を目指す上で、極めて重要な事業と考えています。

この第2期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、令和2年度からスタートし、5年目の今年が最終年度になります。言わば今年がこの第2期創生総合戦略の総仕上げ、総まとめの年度になります。

そこで次の3点を質問します。

①町が行ってきた高校魅力化事業は、具体的にどのようなものがあるのか。

②子供が行きたい、保護者が行かせたい、そう思える魅力的な高校づくりを応援すると施策にあるが、町としてどのような応援が必要と考えるか。

以上、高校教育に関わる質問ではありますが、若者定着、地域活性化を目標とする町の施策として、そこを深めたい質問ですので、町長に答弁を求めます。

③南会津高校敷地に新設される県立特別支援学校を機会にインクルーシブ教育を推進する考えは。

この部分は、教育長に答弁を求めます。

続いて、質問事項２、株式会社みなみあいづの経営に対する町の関わりはです。

6月24日の御蔵入交流館をはじめとして、町内４地区で、南会津町観光施設評価結果住民説明会が行われてきました。私は田島地区の説明会にしか参加できませんでしたが、その後、他地区の説明会の様子を含めて、参加された方々からのお話をお聞きするなどしてきました。改めて、今回の町観光施設評価結果の内容と、それを受けて、今後検討されるであろう、令和８年度からの指定管理者の動向に対する町民の関心の高さと厳しい視線、これを強く感じざるを得ませんでした。同時に、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担う町議会の一議員としての責任と役割の重さを痛感しています。

そこで、２点質問します。

南会津町観光施設評価業務報告書では、第三セクターという法人の在り方の項において、「経営判断の主体と経営責任の所在が不明瞭であり、行政、議会、会社の３者の誰にも、具体的な責任やペナルティーがない状態にある」と指摘しています。

そこで①、第三セクターの経営に関わって、行政、会社の各役割と負うべき責任は何か。

②株式会社みなみあいづの在り方についての項では、現状の課題と今後の組織の在り方について種々の提言がなされています。今後、町として改善を促し、チェックしていく考えは。

以上、町長に答弁を求めます。

これで壇上からの質問を終えますが、与えられた時間の範囲で再質問をさせていただきます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 ５番、古川晃議員のご質問にお答えいたします。

インクルーシブ教育については、教育長答弁とさせていただきます。

初めに、高校の魅力化と地域で支える体制の在り方に関する１点目、町が行ってきた高校魅力化事業は具体的にどのようなものがあるかとのおただしであります。町では、第２期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた高校の魅力化と地域で支える体制づくりに基づく施策として、１つ目として、旧田島高校、南会津高校の学習活動を支援し、高校の魅力化を高め、学力向上を目指すとともに、異文化体験や英語レッスンを含む宿泊学習を実施してきました。

また、２つ目として、経済的な理由で進学が難しい生徒を支援するため、地元への回帰を促進する奨学金事業を、現在も実施しております。

なお、１つ目の学習活動支援事業は、令和４年度で終了いたしました。町の施策として、

町内外からの進学者を増やすための通学支援や部活動支援等に、力を入れてきたところであります。

次に、2点目、子供が行きたい、親が行かせたいと思えるような魅力的な高校づくりを応援すると施策にあるが、町としてどのような応援が必要と考えているかとのおたかしであります。1点目で答弁いたしました通学支援や部活動支援等は、引き続き、魅力的な高校づくりを支えるために支援していきたいと考えております。

さらに、これまでの町の施策に加え、中学校と南会津高等学校が連携して行う中高一貫教育も重要であると考えております。町内全ての中学校がこの連携に参加しており、町教育委員会も中高一貫教育に関する協議会に参加して、意見交換を行っていると考えております。

具体的な取組としては、高校の教員が中学校を訪問して、総合学科の魅力を紹介する講演会や、中学生が高校を訪問して授業を体験する機会、高校教員による出前講座などが行われております。これらの活動において、町は移動手段や場所の提供など協力しているところであります。

また、南会津高等学校では、文理探究、教養探究、アグリ環境探究、ビジネス情報探究の4つの系列を持つ特色のある教育を行っております。この学校の魅力を広める取組に対しても、場所や人材の提供などにより、魅力的な高校づくりへの協力と支援を行ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、株式会社みなみあいづの経営に対する関わりに関する1点目、第三セクターの経営に関わって、行政、会社の各役割と負うべき責任はとのおたかしでございますが、行政の役割と負うべき責任につきましては、町は、地域住民の福祉や観光振興、産業振興、働く場の確保など様々な目的で施設を設置し、効率的に運営するため、指定管理者制度を活用し、民間企業等に管理運営を委託しているところであります。

しかしながら、想定を超える速さで進行する過疎化など、近年は社会情勢が急速に変化していることに加え、町の財政状況を踏まえれば、施設の目的や在り方、指定管理委託方法等について検証するとともに、見直しを図る転換期にあるものと認識しており、その方針を示していくことが、施設の管理者としての責任と役割であると、このように考えております。

一方、第三セクターの役割と負うべき責任であります。町が考える第三セクターの株式会社みなみあいづは、公益性と収益性を併せ持ち、観光だけではなく地域住民の福祉や教育など、総合的に地域を担う会社であると考えております。したがって、町から受託した施設については、これらの観点を踏まえ、効率的、健全に経営する役割と責任があると、このように考えて

おります。

次に２点目、株式会社みなみあいづの在り方の項では、現在の課題と今後の組織の在り方について種々の提言がされている。今後、町として改善を促し、チェックしていく考えはというご質問でありました。

今般、町有観光施設の評価を中心に、町の産業政策や第三セクターの在り方、専門家の視点で大事な提言をいただいたと認識をしております。また、観光業は本町の主要産業の一つであり、その中核を担う株式会社みなみあいづが果たす役割は極めて重要であると、改めて再認識したところであります。

これまでは、運営計画と実績値の乖離など、数値的な部分のチェックが中心でしたが、今後は提言内容の実現性の可否を見極めながら、専門家の意見・アドバイスを参考に、短期・中期・長期のそれぞれの視点で改善を促すなど、株主として、これまで以上に経営陣の活動や会社の業績等を監視してまいりたいと考えております。さらに、必要に応じて経営方針の見直しや取締役の追加、交代なども求めていきたいと、このように考えております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長より答弁いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 私からは、高校の魅力化と地域で支える体制の在り方に関する３点目、南会津高校敷地に新設される県立特別支援学校を機会にインクルーシブ教育を推進する考えはについて、お答えいたします。

現在、町内の小学校には特別支援学級が１１学級あり４３人の児童が在籍、中学校には特別支援学級が５学級あり１４人の生徒が在籍しております。さらに、通常の学級に在籍しながら特別支援教育支援員や通級指導による特別な指導を受けている児童・生徒もあり、特性に応じた支援を充実させております。

これまでも、運動会や学習発表会といった行事や、総合的な学習の時間等において、インクルーシブな環境を整え、子供たちが互いに思いやりを持ち、尊重し合う心を育む取組を進めてまいりました。

今後、南会津高等学校の敷地に特別支援学校が新設されることを受け、支援学校の地域支援センターとしての役割を活用して、南会津町特別支援委員会の充実を図り、早い段階からの切れ目のない支援体制の構築を目指すとともに、共生社会という特別支援教育の理念を実現するため、交流学习や共同学習を行うなど、インクルーシブ教育の推進に努めてまいりますので、

ご理解願いたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 先ほど、第1答弁の中で、私、結構読み違いがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

項目2番の、株式会社みなみあいづの経営に対する町の関わり方、この①の関係で、行政の役割のところで、「その方針を示していくことが施設の設置者」というふうに読み上げるところを、「管理者」というふうに読み上げてしまいましたので、これは「管理者」ではなくて「設置者」が正しいということで、訂正をお願いしたいと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは、再質問させていただきます。

まずは、質問事項1の①のところからですが、先ほどの答弁の中に、学習活動の支援を行ってきたという部分があったんですけども、これはどのような形、どのような内容で行われてきたのかということと、あと、令和4年度に終了したというふうにあったんですけども、その理由は何でしょうか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

まず、学習活動の内容についてでございますけれども、高校生が1泊2日で、高校1年生です、ね、1泊2日で天栄村にありますブリティッシュヒルズに文化体験と語学学習に行く授業に対して、町のほうから支援をしておりました。

そして、令和4年度で終了した理由といたしましては、まず、南会津高校に通う生徒さんとそれ以外の高校に通う生徒さんの平等性の問題に関しまして、保護者の方からご指摘があったことが一つ挙げられます。町内にお住まいで会津若松方面の高校に通う生徒さんの保護者の方が、やはり平等性、公平性の原則からして、南会津高校にだけこういった支援があるのはちょっとおかしいのではないかとというところでご指摘がありまして、なかなか財政的なこともありまして、全ての高校生に広げるわけにはいかないということが一つありました。

そして、もう一つの理由が、令和5年度に南会津高校が新設されまして、そこに伊南・南郷地域の新たなスクールバスを運行しなければいけないということが挙げられます。そこに莫大な予算が必要だと聞きまして、そういったところを総合的に判断しまして、このブリティッシ

ュヒルズの授業を終了することにいたしました。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

1問ずつ質問してください。

○5番 古川 晃議員 承知しました。

それでは、続けてもう1つなんですが、先ほどの答弁の内容から、部活動支援等に力を入れてきたというふうにあったんですけども、これは具体的にどのような内容ということでしょうか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

例えば、旧田島高校でありますと、レスリング部などが全国大会、東北大会に出場する機会が多いわけなんですけど、そういったところの遠征費の支援、そして旧南会津高校で言いますと、同じようにスキー部が全国大会等に出場しますけれども、その遠征費の支援をしてまいりました。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 承知しました。

今回、私がこの質問で明らかにしたかったことをちょっと申し上げたいと思うんですけども、今、南会津町の最優先課題と言った場合、少子高齢化なわけです。その進行に歯止めをかけるということが課題になっているわけなんですけど、そのためには、やっぱりこの若者をこの町にどうやって増やしていくのか、若者が生き生きと活動できるような町にしていくのか、若者がここに住みたいというふうを選んでもらえるような町にするためにはどうしたらいいのかということだと思えます。

そういうときに、地元の高等学校の働きというのが物すごく大きな役割を持っているというふうには思います。今回は、ここを町長と共通理解をし合って、地元の高校へのさらなる魅力向上に町が積極的に関わっていくと、そういう重要性を認識してほしいというそういう気持ちで、今回、ここに質問に立っているわけなんですけど、ただ、そんなことは分かっているというふうに言われそうなんですけども、実は、私が冒頭で言ったように、今言ったことというのは、町のまち・ひと・しごと創生総合戦略、その中の一番最初に書いてあるわけなんですよね。その中には、若者流出の抑制と将来的な地元回帰の促進、高校の魅力化と地域で支える体制づくり、そのための高校魅力化事業が町の総合戦略として上がっているわけです。私はこの部分について、すごく大きなことだったら何ですけども、不満を感じているわけなんです。

今、答弁にあったように、学習活動やってきました、ブリティッシュヒルズとか、学習活動支援をやってきましたとかですね、異文化体験やってきました、英語レッスンやってきました、部活動にも補助を出しました。これは言ってみれば、どこの高校でも普通にやっていることなんですよね。こういった横並びの取組を、この魅力化の事業と言っているのかどうか。魅力化事業ということであれば、この南会津高校ならではの、これが魅力だ、これがあるから行きたい、そういうものだと思うんですけども、そういうようなものがこの答弁になかったというところが残念なんです。

そういう意味で、この取組というのはあまりにも不十分なところがあるんじゃないかということで、このことについて町長の見解いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 答え申し上げます。

私が町長に就任して2年と約半年くらいになりますが、振り返ってみますと、就任直後から南会津高校の開校の問題がありました。正直、高校の魅力化というところは、やはり力不足だったのかなというふうに反省をしているところです。

一方、新しい南会津高校が、やはりそこに生徒が集まってくるという形をつくらないと、統合した意味合いも薄れてしまうというふうに思っておりまして、今の高橋校長先生とは、お会いするたびに、「この南会津高校が魅力ある学校となるために一緒にやっていきましょう。」というようなお話をしているところであります。

今後、具体的に何が必要で、高校側で何が必要で、町として何ができるのか、そういったものを切り口として、南会津高校の魅力化支援の一端を担うと、このように思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ぜひ、そういった形で、高校との連携、連絡取り合いながら、深めていってほしいというふうに思うんですけども、ただ、難しさというのもあると思うんですね。それはやっぱり、県立高校というのは設置者が県ですから、町がどうしても直接関与しづらいという。ですから、町立の小・中学校のように、町の思いが直接届かないという、そういうところはあるんですけども、ですから、そういったハードルがあって、どうしても高校の地域密着、地域連携というのが進んでこなかったという、そういう実態があると思うんですね。

三菱UFJリサーチ&コンサルティングというところで、「高校存続・統廃合が市町村に及ぼす影響の一考察」という政策研究レポートをまとめているんですが、この中の一節を要約して紹介したいと思いますけど、「地方部において学校教育段階の教育投資が、皮肉にも地方か

らの人材流出を引き起こし、都市部で回収されるという、そういうジレンマを抱えている。しかし、2018年以降、国の地方創生政策、まち・ひと・しごと創生基本方針において、地方創生のための政策として、高校生、高校の役割が重視されるようになっている」と。これまでの高校というのは、地方にとって人口流出装置であったと、これからは、人口留め置き装置に、とどめておくですね、そういう装置に転換していくことが求められるんだというようなことが書いてあって、非常に分かりやすい言葉で、なるほどなという、今の問題というのがここに明確に表現されていたというふうに思います。

それで、そこで出てくるキーワードが高校の魅力化なんですね。魅力化。全国で先進的に高校の魅力化と地域づくりに成功している例というのは、たくさんある、今増えてきているんですが、島根県の島根留学なんていうのは、テレビでもよく取り上げられて、有名になってきているんですが、成功している例を見ると、多くは自治体が目的意識を持って、積極的に高校の魅力化に関わっているんですね。それなくして、地方部における高校の魅力化というのはあり得ないというふうに思えるほどだというふうに思います。

それで、質問②のほうに具体的に入りたいと思うんですけども、②の中でも、私が聞いたかったこととちょっと違う答えが返ってきたので、えっというふうに思ったんですが、子供が行きたい、子供が行きたい、保護者が行かせたい、そういう選ばれる高校ですね、それが魅力づくりだというふうに思うんですけども、その部分については、例えば、この南会津町の南会津高校、どんな高校を目指したい、そういったものについてはお持ちでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

いきなり振られた質問ではありますが、私としては、やはりあのすばらしい自然環境を生かすこと、それから広大な敷地、活用されていない演習林等のそういった活用も踏まえて、ほかにはない学校の魅力化というものをやっていくべきかなと、このように思います。この件については、校長先生だけではなくて、同窓会の皆さんともいろいろ相談をしながら、町としての関わりというものは、今後、明確にしていかなくちゃいけないでしょうし、議員が前段言われたように、子供たちがこの地域に残っていくための郷土愛の育み、そういったものが非常に重要であると、こういうふうに思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 まさしくそうだと思います。

答弁の中に、中高一貫教育の在り方ということもあったんですが、それについては、ちよっ

と私も自分なりの考えを持っているんですが、ここでは深入りしません。ただ、高校の魅力化という部分では、先ほど答弁の中に、県の教育委員会が示したわけなんですけど、4つの系列が出てきていて、南会津高校の中には文理探究課程とか、4つの系列があるわけなんですけども、そういった部分、これが魅力というふうに挙げたんですが、私はちょっと違うというふうに思うんですね、その部分。何が違うかという、南会津高校は統廃合を進めてくるときに、キャリア指導推進校というカテゴリーに分類されたわけなんですよね。県内トップの進学校、その次の進学校、キャリア指導推進校というふうに、私はランク分けされたのではないかというふうにちょっと思ってしまったりはするんですけども、このカテゴリーに分けて、4つの系列、この南会津高校スタートしているわけなんですけど、これは県からのトップダウンなんですよね。地域の人たちが望んで設定したものではないということなんです。そこでどうなんでしょうか。南会津高校はこんな高校になってほしい、こんな高校であってほしいというそういう部分で、地域の方や子供たちとか、そういった方々から聞いた声というのはあるのでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 特に記憶にないですね。その話は直接受けたという、心に残っているものはありません。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そういった部分にも、やっぱりトップダウン式に、この高校はこういうふうにするよというそういうもの、もちろんそれは必要ではあるんでしょうけども、やっぱり地域住民とか子供たちの声からつくり上げていく、そういったボトムアップタイプの学校という、そこが魅力につながってくる基本なのかなというふうには思っています。

ちょっと提案型で幾つか質問してみたいと思うんですが、例えば、若松まで通わなくても、地元の高校からでも目標の大学に進学できる、進学している子もいますけども、今まで以上に、若松まで行かなくたっていいじゃないか、地元の高校でいいじゃないかと地元を選択してくれるという。保護者としてはすごく経済的に楽になります。通学の時間が節約できるわけですから、子供も保護者も余裕ができます。時間もたっぷり取れるようになるわけですから、子供たちは勉強も集中できたり、好きなものもいっぱいできるわけで、そういうメリットがあるわけですね。そういったやる気のある子供たちを町が全力で応援する。そういう意味で、そういう子供たちを応援する一つとして、私がさっき質問したのは、学習活動支援というのはどうだったのかなというふうに質問したんですが、ちょっと思っていたのと違ったんですが。

そのために、町営塾、公設の塾なんかを、今、設けるところもあります。うちの高校に来た

らば、もうしっかり面倒見るよ。そういうふうにして、町が全力で進学率アップとか、子供たちの学力アップのために力を尽くしているところがあるんですが、このような取組に対していかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 いきなりの質問でございますので、ご意見として伺います。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 今、手元に来年度の南会津高校のパンフレットがございます。その中には、進路関係でいいますと、進学が94.4%、就職が100%というような形で、進学先等を見ますと、福島大学人文社会学ですか、これずっと会津大学短期大学、そのほかに福島学院大学、東北学院大学等々ございます。その中には専門学校もあります。その裏を返せば、先ほど4つの系列ということがありました。文理探究、それから教養探究、アグリ、ビジネスと、つまり生徒さんが入って、1年目は教養ですね、2年から選択できる、これも特色だと思います。自分の進路、キャリア教育に関わりますけども、自分の将来の夢の実現のために自分で選択する。そのアグリだったら、福島大学食農学類につながります。そういった自分の夢を持って選択ができるというのは、まさにこの南会津高校の特色ある教育課程ですね。それも特色、時間割を自分で作る、そういったキャッチコピーも載っています。

それから、質問あったように、令和8年度インクルーシブ教育等々ございますので、そのほかにも部活動が13、レスリング部がここに入りますけれども、スキー部、野球も単独でできますね。そういった魅力は徐々に進歩しているんじゃないかなと私は受け止めておりますし、その中で、中高一貫教育、そんな中で、高校の先生が中学校に下りてきて、こういう部活があったりこういうコースがあるよと。中学生の子供たちに夢を与えて、それが南会津高校への進学につながると。そういった好循環がこれから求められるという、そんなふうに感じます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そういった地道な魅力化という、実際に進んでいる部分がある、そのところ私も評価したいというふうに思います。

今、部活動の魅力ということについても出てきたので、先ほど提案があったときにいきなり振られたんではないかというふうな、承っておきますということで、非常に前向きな気持ちで受け止めていただいたんだろうというふうに思っていますけど、私が以前から思っていた部分でもありますし、あと、結構地域の中でも、こういった町でも支援があったらいいんじゃないか、先ほどのですね、進学目指したい子供たちにとことん勉強を教えられるような、そういった場所が

あればいいかと、そんな要望がありました。

それから、部活動に関して言えば、本当にこの高校のこの部に入りたいという、そういう選択で高校選んでくる例というのは結構あるんですよね。これもやっぱり、県立高校ですから、人事に町が介入するというのは非常に難しいと思うんですけど、今、高校の中には、町が指導者を配置して、全ての部というわけにはいかないんでしょうけども、部活動を全国レベルまで高めていって、それで高校の特色と魅力を高めているというような例もあります。そういった部分について、どうでしょうか、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 具体的に質問されるのであれば、事前に通告していただきたいです。この場で答えられる内容ではないと思います。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 はい。この町のこの高校、こんなふうにしていきたい、そういった夢をぜひ持ちながらいていただきたいなということで、ちょっとむちゃ振りだったかもしれませんが、ご意見を聞かせていただきました。

では、③番のほうに進みたいと思うんですが、県立特別支援学校、これは町でも要望活動を続けてきて、ようやく実現したということになるわけなんですけれども、やはりこれも、これから町としてどういうふうに生かしていくかということは、一つ重要な部分になってくるわけです。その中でもやはり全国的に注目されると思われるのが、やはりインクルーシブ教育。共生社会の中で生きるという部分ですよね。そのことに関わってちょっと質問させていただきですけども、高校のパンフレットを見ると、来年度から通級指導が始まるというふうに書いてあるんです、というふうに聞いているんですけども、そういった部分で、高校側の受入れ準備も、今から進めていかないと大変かなというふうに思うんですけども、そういった意味で、高校でのカリキュラムの中に、共生社会に関する学習とか、障害者理解に関する内容というのは整備されているかどうかなんていうのは、その辺については、今までの関わりの中で承知されている部分があれば、教えていただきたいですが。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

今、学校教育課としては、承知している部分についてはございません。

ただ、先ほどの通級指導の件でございますけれども、通級指導が特別支援学校のできる1年前に設置されるということにつきましては、先ほど議員がおっしゃられたように、準備段階の

ものでもありますけれども、実はうちの町の中学生の実態の中にも、中学校を卒業して、なかなか学習活動がうまくいっていなかった、もしくは、不登校の児童なども、生徒などもいらっしゃいます。そういった子供たちが、なかなか行き場がなくなって、結果的には高校に行けない状態というのもありまして、そういったところも救える高校として、そういった通級指導を設置するというようなことにつながったと思っています。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 承知しました。

続けて、小・中学校との交流という部分をちょっとお聞きしたいんですけども、地元にはやはりこの特別支援学校が設置されるということで、地元の小・中学生との交流というのものもあるかなと思うんですが、そういった予定とか計画などは考えていらっしゃるでしょうか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 今現在、特別支援学校そのものが、またカリキュラム等がまだはっきりしておりませんので、ただ、現在、町内にある特別支援学級、これは学級同士、例えば田島小学校は南郷小学校の特別支援学級との交流をしたりします。そういった延長上、今度、特別支援学校ができます、南会津高校の中、小学校、中学校。そういった中で、特別支援学級同士の子供たち、または、普通学級の子とは、子供たちが、例えば音楽活動だったり、またちょっとした運動、そういったものがカリキュラムとしては、現在の小・中学校の特支援学級のほうで持っていますので、そういったものを情報交換しながら、これから作成に向けて取り組んでいこうと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 まだちょっと先の話であるので、これからぜひ整備を進めていっていただきたいと思いますが。

もう一つ、大事なことだと思うんですけど、今、小・中・高校の中でという話でご質問させていただきましたけども、町とか地域での受入れ態勢というのも非常に重要になってくるかなというふうに思うんです。特別支援学校というと、やはり、これはある意味、誤解とか偏見とか、そういった基にも成りかねない、そういうところも懸念されます。ただ、逆に、住民のほうには、やはり多様性とか、障害、障害者の理解を深めていくという、そういう先ほど言った共生社会実現のためのいいチャンスという、そういうふうにポジティブにも捉えることができるんですけども、そういうことのために、町としてはこういったことを取り組んでいかなければならないというようなことについては、今現在、どのような準備がされているか。あるいは、

どんな話合いがされているかということについてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

今現在は、その件に関して検討はしておりませんが、まずは学校ができて、その内容について町民の方々に広く周知することがまず始まりだと思っております。その中で、交流学習等が行われたり、南会津高校生と支援学校の生徒が同じ活動をしているというような情報を、町民の方にもさらにお知らせするような形で周知をしていく中で、理解を深めていただければというふうに考えております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 承知しました。

先ほども言いましたが、念願の県立特別支援学校が設置されるということで、その働きや効果が十分に発揮できるように、これから準備を進めていただければなというふうに思います。

それでは、質問事項の2のほうに入らせていただきます。

第三セクターに関わる部分なんですけども、ちょっと第1答弁が、私が意図していた内容とかなり異なるので、再質問したいと思います。

私が今回、この一般質問に至った理由というのは、さっきの町観光施設評価結果住民説明会を受けてなんです。説明会以降、書面による意見書もたくさん提出されているという部分があったんですけども、ですので、もしかすると同じ意見もあるかもしれませんが、私が聞いた意見の一部紹介します。

全部そのまんまというわけではなく、かなり省略した形で言わせていただきますけども、「もっとやれることがあるんじゃないでしょうか」「経営努力が足りていないんじゃないですか」、ちょっとストレートに厳しめに言ってしまいますけど。「自分のところだったら潰れるかもしれないですよ。でも潰れないからいいよね。」。それから、「町が税金で多額の支援金を出してきた。で、これですか。」というような辛辣な声もありました。内容的には株式会社みなみあいづの経営に対するものがほとんどというふうに思われるんですけど、私は内部の人間ではないので、実態はどうか分かりませんが、こういう声もあるということは真摯に受け止める必要があると思いますし、町民の多くの方は、今回の説明会、あるいは、今までの株式会社みなみあいづの現状を見ていて、かなり危機感を持っている。それこそ、先ほど4番議員が言われたように、質問されたように、自分たちの生活に関わってくることでありますから、非常

な不安の中にいるということは間違いないというふうに思うんですね。

で、どうでしょうか。こういった声は、町には届いているんでしょうかということで、まずお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

先に開催しました説明会のところでも、その会社に対する意見いただきましたし、その意見書として提出していただくことにも記されていきました。改めて、今までは町長答弁にもありましたとおり、数値的なものは確認してきましたが、その経営の体質だったり、経営陣との関わりについては、これも専門家のアドバイスいただきながら、どういうふうなところで評価していくのかとか、チェックしていくのかということも踏まえて検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そこで、私の質問の中身になるわけですが、経営判断の主体と経営責任の所在が不明瞭であり、行政、議会、会社の3者の誰にも具体的な責任やペナルティーがない状態である。これについての私の質問だったんですけども。この部分というのは、これは第三セクターに関わる一般的なデメリットとして、真っ先に挙げられることですよ。私も今までよく聞いてきたので。総務省による第三セクター等の状況による調査では、全国の約4割の法人が赤字、6割が黒字。黒字といっても、補助金とか委託事業など、行政の支出があって黒字になっているということですから、決してうまくいっているというふうには言えない仕組みだというふうに思うんです。

ということは、これは制度的な弱点があるというふうに言えると思うんですけども、多くの自治体、第三セクターのその弱点を克服できないでいることが、今、全国の多くの自治体を苦しめているという、そういうことだと思うんですけど、ただ、だからと言って、第三セクターが悪いんだというふうには言いません。制度的な弱点とかデメリットを克服していけば、経営は改善されていくはずだというふうに思って、今、質問するわけなんですけども。では、どうやったらデメリットを克服できるのかと言ったら、ここにある指摘のように、行政とか会社とか、その責任をしっかりと果たしていくということが重要なんだというふうに思うわけなんです。そこで、ここの質問になったわけです。行政と会社の役割と責任。

株式会社みなみあいづについて言えば、町が100%出資の第三セクターであり、会社の経営について取締役が責任があり、株主の町長の権限は、株主総会において取締役の選任など重要な

事項を決定できる、つまり人事権を所有する、こういうことでよろしいでしょうか、まず。

○山内 政議長 総合政策課長。

マイクに向かってしゃべってください。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

町長答弁にもありましたとおり、経営の方針の見直しであるとか取締役の交代という部分については、株主のほうの権限になりますので、そういった部分については把握しているところでございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 私、もちろん内部を熟知したわけではないので、先ほども言いましたけれども、ですから、努力が足りないとか、そういうふうに突っ込むつもりはないんですけども、こういう声、先ほど紹介した町民の声というのは、もしかすると、町民への説明が足りていないというだけなのかもしれない。でも、一方で、これもちょっと一般的に言われていることと言わせていただきますけど、第三セクターのデメリットに関わってよく言われる、責任の所在が明確ではないという、それゆえに赤字経営になっても責任が問われない。自治体が何とかしてくれるだろうというぬるま湯体質。で、こういった部分について、こういうものがあるのかなのか、こういったところで非常に答えにくいのかもしれませんけども、ただやっぱり、私も一議員としての責任を果たしたいという、さっき最初に言わせていただきましたけれども、ここについては、株主総会にも出席されてきた町長の見解というのは、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

まず、説明会に参加した立場、古川議員、どのぐらい説明会に出ているか分かりませんが、非常にやっぱり、株式会社みなみあいづに対する不信の声というのは、生の声として出ていますし、書面で届いている住民の方の意見としても、相当厳しいご意見が列挙されているというふうに、見たときに思いました。

それらを受けて、今、町がやろうとしているこの公共施設の16施設の評価を受けた見直し、再編というか、やめる部分とか削る部分とか、そういったものに断行するというのも、一つは行政側の責任だろうと思います。

一方で、今回、評価委員会のほうからは議会の責任というような書き方もされました。どういうふうな形で、これがこういう文字づらになったのか分かりませんが、どうか古川議員のほうでも、議会側としてどうあるべきだったのかなというようにところを検証いただきたいなど

考えております。

そういう上で、今後、町として、株式会社みなみあいつの経営陣との対応について、私が町長に就任して以降、やはり問題点を指摘して改善を促してまいりました。その一つの方法として出てきたのが、会社の経営改善計画であります。出来がどうなのか、議員の皆さんからも疑問をいただいているところではありますが、会社としては、今後、安定的な経営を目指すために、不採算部門のところを切り詰めながら、会社の存続を図っていきたいというような意思表示が、これも会社側の一つの評価に対する責任の出し方かなと。

ただ、一方では、経営層の判断というのはどうなのかというのは、今後、問われると思いますし、それが数値として出ないときには、私のほうで取締役の入替えというようなところを踏まえて、住民の方にしっかり説明していく必要があると、このように考えているところであります。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 先ほど町長に人事権があるというような話をさせていただいたんですけども、その上で、そういったことも行使しながら、ということもあるだろうというような町長の答弁でしたけども、そうならないことを祈りたいとは思います。そういうことを祈りつつも、ただ、実際その場に直面したときに、町長も人の子、そういう言い方したら変ですけども、ただ、それがやはり、町長の判断として、何を持って判断するのかというその基準が明確でないと、それが恣意的に働いたりとか、あるいはちょっと手を抜いたりと言ったら失礼ですけども、そういったことも、もしかするとあるかもしれない。

私が大事だと思うのは、人事権があるからこそやっぱり、ここは明確にしておく必要があると思うんですけども、経営評価というのが今回出てきました。経営評価出てきたんですが、経営者の評価というのは、どういうふうに行われるんでしょうか。社員に対しては人事評価という形で行われて、それがその後の人事に関わってくると思うんですが、経営者の評価はどういうふうに行われているか、お分かりでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、その経営者の評価をどうするのかということが不明な部分もありますので、今後、専門家のアドバイスいただきながら、それらについて考えていきたいというふうに思いますので、ご理解願います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ぜひ、私、その辺がやっぱり明確じゃなかったからということが一つあるんじゃないかなんていうふうに思うところがありまして、質問させていただきました。

それから、一番最後の質問に行きたいと思うんですけども、今回の報告書の中でも、幾つかの提言がされていました。ただ、私も全員協議会でこの報告書が出されたときに、いろいろ意見もさせていただいたんですけども、この令和7年度以降の赤字経営になるであろう、黒字に転換できない部分というのは、部門別損益、ここの部分は全て空欄になっているわけですね。そういったもので、今後、この施設の在り方、存続の是非、そういったものを適切に判断しろと言われても、それはちょっと難しいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

今回、町のほうで評価、委託をかけて評価結果としていただいたものと、株式会社みなみあいづの経営改善計画において、令和7年度以降空欄になっている部分については、ここは切り離して考えていかなければならないのかなというふうに思っています。と言いますのも、場合によっては、令和7年から、その施設をやれないできないというような協議にもなってくるかなというふうに思いますので、そこは少し離して、会社のほうと協議していくということだと考えています。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 だんだん時間ですので、ここまでにしておきたいと思いますが、第1答弁にありましたように、この第三セクター株式会社みなみあいづというのは、「公益性と収益性を併せ持ち、観光だけではなく、地域住民の福祉や教育など総合的に地域を担う会社です。」こういった表現がありました。私、本当にこのとおりだと思っていて、この町に貢献する役割というのは非常に大きな会社だというふうに思うんですね。

ちょっと厳しいことを申し上げたんですけども、それだけ地域からの期待というのは絶大であるという、期待されているということは強調しておきたいと思います。それと併せて、こういった活動に取り組んでおられる株式会社みなみあいづですね、そこで働いている皆さんには心から敬意を示しながら、今後の発展を祈りながら期待していきたいと思っています。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○山内 政議長 以上で、5番、古川晃君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会します。

明19日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時16分

令和6年第3回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

令和6年9月19日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

13番 湯田 哲 議員
2番 芳賀 正義 議員
6番 渡部 裕太 議員
1番 酒井 幸司 議員
12番 楠 正次 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

1番 酒井 幸司 議員	2番 芳賀 正義 議員
3番 湯田 剛正 議員	4番 星 和孝 議員
5番 古川 晃 議員	6番 渡部 裕太 議員
7番 森 秀一 議員	9番 湯田 芳博 議員
10番 室井 英雄 議員	11番 丸山 陽子 議員
12番 楠 正次 議員	13番 湯田 哲 議員
14番 高野 精一 議員	15番 渡部 訓正 議員
16番 山内 政 議員	

欠席議員(1名)

8番 川島 進 議員

説明のための出席者

渡部 正義 町 長 佐藤 一範 副 町 長

川 島 敬 章	教 育 長	月 田 啓	総 務 課 長
星 良 栄	総 合 政 策 課 長	渡 部 さつき	税 務 課 長
鈴 木 秀 和	住 民 生 活 課 長	湯 田 賢 史	健 康 福 祉 課 長
橘 昭	農 林 課 長	渡 部 秀 介	商 工 観 光 課 長
室 井 利 和	建 設 課 長	遠 藤 知 樹	環 境 水 道 課 長
渡 辺 健 二	会 計 室 長	星 貴 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長
阿久津 勝 英	学 校 教 育 課 長	廣 野 友 一 郎	生 涯 学 習 課 長
渡 部 浩 明	舘 岩 総 合 支 所 長	菅 家 康 夫	伊 南 総 合 支 所 長
平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

星 博 文	事 務 局 長	阿久津 文 稔	議 事 係 長
-------	---------	---------	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。

都合により欠席届のあった議員は、8番、川島進君です。遅刻する旨、届出のあった議員は、10番、室井英雄君です。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い上衣の脱衣を許します。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

————— ◇ —————

◎発言の訂正について

○山内 政議長 ここで、町長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。
町長。

○渡部正義町長 皆さんおはようございます。

昨日の一般質問、これの第1答弁において原稿の読み違いありましたので、訂正をさせていただきます。

5番、古川晃議員の株式会社みなみあいづに対する町の関わり、これの2つ目の項目で、議員のおただしとして、町として改善を促しチェックしていく考えはというようなご質問いただきました。

この第1答弁の後半部分のところで、正しくは、「これまでは経営計画と実績値の乖離など、数値的な部分のチェックが中心でしたが、今後は提言内容の実現の可否を見極めながら」、正しくはこう発言すべきだったんですが、冒頭、その「経営計画」というところを「運営計画」というように私勘違いして読んでしまいましたので、この部分を経営計画というふうに訂正を

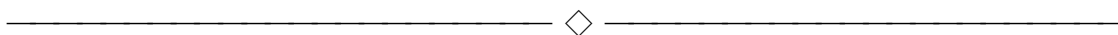
させていただきたいと思います。ご了解いただきたいと思います。

○山内 政議長 次に、教育長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。
教育長。

○川島敬章教育長 おはようございます。

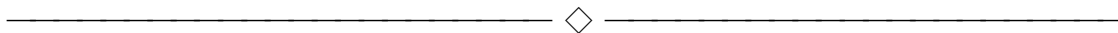
私も議席番号 5 番の古川議員に対する第 1 答弁で、高校の魅力化と地域で支える体制の在り方に関する 3 点目の南会津高校敷地に新設される県立特別支援学校を機会にインクルーシブ教育を推進する考えはという答弁の中で、本来ならば、「南会津町教育支援委員会の充実を図り」というところを、「南会津町特別支援委員会」と述べてしまいました。正しくは教育支援委員会となります。訂正し、おわび申し上げます。よろしくお願いします。

○山内 政議長 ただいまの町長及び教育長からの説明のとおり、5 番、古川晃君への答弁内容の一部を訂正しますので、ご了承願います。



◎一般質問

○山内 政議長 日程第 1、一般質問を行います。



◇ 湯 田 哲 議員

○山内 政議長 13 番、湯田哲君の登壇を許します。

13 番、湯田哲君。

○13 番 湯田 哲議員 おはようございます。

2 日目、1 番目ですが、緊張していますが、しっかりやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

議席番号 13 番、湯田哲、通告に従いまして、ただいまより一般質問を開始いたします。

1、針生地区の民間による水力発電のための調査結果は

昨年 9 月議会の質問で株式会社グリーン電力エンジニアリングによる針生地区の水力発電所への調査が開始するとのことでした。あれから 1 年が経過しました。その調査結果及び今後の予定は。

2、利用されず荒れた休耕田を連続地形の畑として有効利用は

昭和時代に基盤整備された水田の一部が荒れた状態で本町各地で確認されます。特に、山間部に多く、今ではここが以前水田だったのかすら想像できないほどの場所もあります。

①町内の耕作放棄地は、どの程度存在しますか。

②耕作放棄地を町は将来どのようにしていく考えですか。

③休耕田の地形的に畦畔、水田、畦畔、水田を繰り返す階段状地形を、連続した緩やかな丘のような地形にすることで、利用可能な畑、農地として有効活用する考えは。

3、子供たちのそれぞれが読みたい本をプレゼントしては

4月の民友新聞の社説に、県教育委員会が昨年度行った調査によれば、1か月に1冊も本を読まない人の割合は中学生が13%、高校生は42.7%に上る。読まない理由は「スマートフォン・携帯などのほうが楽しい」「勉強・塾・宿題などで忙しい」などとなっているとありました。

①令和5年度事業報告書には、学校図書整備費約226万円が使われています。その内容は。

②御蔵入交流館内の図書館の児童生徒の利用状況は。

③大人になっても本に触れる習慣のある人は、子供時代に出会った1冊の本、好きな本、忘れられない本があるといいます。そこで、小学4年生以上の町内児童生徒がそれぞれに知りたい、学びたい、今興味あることに関する、それぞれが読みたい本を1冊プレゼントしてはと考えます。

例えば、図書館の様々な分野の図鑑があるとすれば、誰がどれを手にするかは、子供たちの興味によって違います。その手にする気持ち、読んでみたい、知りたいと思う気持ち、わくわく感がある本を一人一人に応じてプレゼントしてはということです。実施する考えは。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 13番、湯田哲議員のご質問にお答えいたします。

初めに、針生地区の民間による水力発電のための調査結果はとのおただしでございますが、現在、株式会社グリーン電力エンジニアリングにより、河川の流量調査が実施されております。令和7年5月まで調査を行った後、結果を分析した上で発電事業を実施するか判断すると、このように聞いております。

次に、利用されず荒れた休耕田を連続地形の畑として有効利用はに関する1点目、町内の耕作放棄地はどの程度存在しますかとのおただしであります。2020年農林業センサスにより耕作放棄地の調査項目がなくなってしまったことから、現在、町が把握しております遊休農地についてお答えをいたします。

町農業委員会による農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールにおいて、現に耕作目的に供されず、引き続き耕作目的に供されないと見込まれる遊休農地につきましては、令和5年度集計終了時点で約71ヘクタール程度存在していることを確認しております。

次に、2点目、耕作放棄地を町は将来どのようにしていく考えですかとのおただしになりますが、町農業委員会において農地パトロール実施後に、遊休農地所有者に対する農地利用意向調査を行っております。

調査結果によると、「耕作したい方がいれば貸し出したい。」や、「山林原野化が著しく、農業上の利用を行う意思はない。」など、所有者の意向にも大きな温度差があることが伺えます。令和5年4月の農業経営基盤強化促進法改正により、人・農地プランが地域計画として法制化されました。地域の現状や課題、地域の思いを基に地域農業の将来の在り方や、農地の効率的かつ総合的な利用などを盛り込んだ地域計画を令和7年3月末日までに策定することとされています。

町といたしましては、農地所有者の意向はもちろん、地域農業を担う方々の思いを伺いながら、関係機関とともに話し合いを進め、目指す方向性を計画に盛り込んでいきたいと考えております。

次に、3点目、休耕田の地形的に畦畔・水田・畦畔・水田を繰り返す階段状地形を連続した緩やかな丘のような地形にすることで、利用可能な畑・農地として活用する考えはとのおただしでございますが、牧草や果樹など作付を行う作物によっては有効な手段であると考えますが、現在のところ、町といたしまして実施する考えはございません。

水田は、雨水などを一時的に貯留し、洪水や土砂崩れなどを防ぐなど、作物を生産する以外にも大きな役割を果たしている側面があります。また、階段状地形を利用して観光資源として活用されているところもあり、福島県においては、「ふくしまの棚田推し活スタンプラリー2024」と題して、県内各地の棚田を巡るイベントが開催されております。

遊休農地を含めた地域農業の有効活用については、農地所有者の意向や耕作を担う方、さらには地区の意向を確認した上で関係機関とも丁寧に調整し、地域の理解を得ながら進めていきたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 私からは、子供たちのそれぞれが読みたい本をプレゼントしてはについて

お答えいたします。

1点目、令和5年度事業報告書には、学校図書整備費約226万円が使われています。その内容はとのおただしであります、毎年町内各小中学校には、学級数に応じて学校図書の購入予算が配分されており、小学校は1学級当たり3万円、中学校は1学級当たり4万7,000円となっております。

各学校では、この予算で全国学校図書館協議会が選定した読書感想文コンクールの課題図書や、福島県学校図書館協議会が夏休み・冬休みに読んでほしい本として選定する福島県推薦図書のほか、児童生徒が興味や関心を持ちそうな本を購入し、学校図書の充実を図っております。

次に2点目、御蔵入交流館内の図書館の児童生徒の利用状況はとのおただしであります、過去3年間の町内小中学生の利用等の実績を申し上げます。

令和3年度は、小学生の実利用者が223名で図書貸出人数が延べ1,091名、中学生の実利用者が35名で図書貸出人数が延べ95名。

令和4年度は、小学生の実利用者が197名で図書貸出人数が延べ911名、中学生の実利用者が36名で図書貸出人数が延べ107名。

令和5年度は、小学生の実利用者が191名で図書貸出人数が延べ899名、中学生の実利用者が47名で図書貸出人数が延べ152名となっております。

次に、3点目、小学4年生以上の児童生徒にそれぞれが読みたい本をプレゼントしてはどうかとのおただしであります、図書館では、子供たちが本に親しみ、関心を持ってもらえるように、生まれた赤ちゃんとその保護者に絵本をプレゼントするブックスタート事業や2歳児の歯科健診の際の読み聞かせ事業のほか、映画会やお話会などの取組を行っております。

また、小学校では朝の読書タイムや図書ボランティアによる読み聞かせ、中学校ではビブリオバトルの活動を取り入れるなど、自発的に読書習慣を身につける取組を行っております。

町といたしましては、議員おただしの小学校4年生以上の本のプレゼントについて実施する考えはございませんが、引き続き各学校等と連携を図りながら、より多くの子供たちが読書に親しむことができるよう、各事業に取り組んでまいりますのでご理解願いたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等より答弁させますのでよろしく願いいたします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 大変申し訳ございません。

私の答弁の中で一番最後の休耕田の畦畔の階段地形のご質問に際して、一番最後の部分なん

ですが、遊休農地を含めた、正しくは「地域農地」の有効活用にというふうに読み上げるところを「地域農業」というふうに誤って読んでしまいました。ここを地域農地というふうに訂正をさせていただきたいと思います。失礼いたしました。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 それでは、再問させていただきます。

1番の株式会社グリーン電力エンジニアリングによるのは、来年ですね。令和7年ということとまた1年先になったので、答弁のほうで僕が時期を聞いていたので、1年経つので、昨年の雰囲気ですと1年後にできるようなイメージだったものですから再問させていただきました。

当時、もっと以前だと日本工営ですか、それで話が出たり、電力のほうの供給する電線の細いところ、供給の話が出たりして、出ては消え、出ては消えてというようなイメージもありましたけど、今回また先、全然問題ないです、大きな事業なので、伸びたということはそれだけ可能性が若干あるような手ごたえというかあるのかもしれませんが。多分大きな事業で、もちろん採算性とかいろいろ考えながら水量調査していると思います。この件に関しては大丈夫です。

それでは、2番目のほうに移りたいと思います。

農地の部分ですけども、この70ヘクタールという数字出てきました。これ、僕としてみれば今回の質問の中では、手がつけられない、柳だったりもうその面影がないという田んぼを対象にしていたのもっとあるんじゃないかというイメージだったんですけど、70ヘクタールの中にそれらも含んでいるのでしょうか。その確認です。

○山内 政議長 農業委員会事務局長。

○星 貴夫農業委員会事務局長 お答えいたします。

現在、農業委員が行っている農地パトロールでございますが、対象といたしましては遊休農地となっております。遊休農地につきましては、定義でございますけども、農地法で定められておりまして、町長の答弁の中にもありましたが、1号遊休農地と2号遊休農地に分かれております。

1号遊休農地につきましては、町長からも答弁ありましたとおり、「現に耕作目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」これもさらに細分化されて、「草刈り等で直ちに耕作が可能となる農地」、それから、基盤整備ですね、「非常に状態がひどい状態であって基盤整備が必要な農地」となっております。

それから、2号遊休農地につきましては、「農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用程度と比較して、著しく劣っていると認められる農地」、これらを対象に農業委員

会では農地パトロールの際に調査をしています。

議員おただしの山林化の農地でございますが、現在のところ全筆調査を行っておりませんので、農業委員会では、全ての農地の状況というものは把握しておりません。

以上です。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 答弁の中では、今年は数百ヘクタール、多分今言ったのは調査されていないので70という数値的なものですが、今の答弁聞いていると、僕が言っているような山林化、この中でも山林化とか原野化が著しくという表現ありました、町長答弁の中に。

ですから、そういう部分に関しては、要するに潜在的にいうと数百、数値は要らないんですけどその数倍というか、その部分は含まれる、それは確認したいんですけどもどうでしょう。

○山内 政議長 農業委員会事務局長。

○星 貴夫農業委員会事務局長 この70ヘクタールの中には山林化された面積が含まれているかどうかということですよ。その中には山林化した農地については含まれておりません。

以上です。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 私が言わんとしているのは、山林、原野化したというような言葉の中のそのままです、山林化している、柳がもう太い柳になっていて、それこそ重機を持って行かなかったら整地もできなければ元の状態に戻せない地区です。

実際針生地区で言いますと、向山地区で嶋沼という沼があるんですけど、その手前のエリアなんかは多分あれで10ヘクタールぐらいあって、その下の下に大沼地区が、それはもうほとんどつくっていない、それも多分5、6ヘクタールあるから、もうその針生ですら一部で数十ヘクタールあるのは間違いないということですが、それはもう手付かずだし、今後も耕作者たちも高齢化しているし、お孫さんたちの代にもなっているので、自分の田んぼがどこにあるか分からないぐらいだと思うんですけど、ただ一つ気になるのは、それらは税法上というか、固定資産税として、多分、水田としてももちろん登記されているわけだから、それはもう変わらないまま田んぼなんですよ。その辺も確認したいんですけども。

○山内 政議長 農業委員会事務局長。

○星 貴夫農業委員会事務局長 登記を変更しない限り、そのまま農地となっていると思います。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 まさにそうでしかないんです。登記上変わらなかったら、作っている人の田んぼ植えているところの作付、金井沢だろうが塩江だろうが荒海方面であろうが田んぼと同じわけで片方の様子は田植えをしながら毎年収穫するエリアもあれば、片方は田んぼでありながら柳のジャングルになっているということが、私だったらすごくそれはおかしいだろうという質問なわけです。

問題は、それを誰がやるんだということも確かに問題です。基盤整備必要なのかとかと言いますけど、町長の答弁の中に福島県の動きありましたね、ただ田んぼじゃなくてふくしまの棚田スタンプラリー2024。こういうの考えてみると、あるいはダム化して治水的な、結構話題になっています。要するにダム化して防災上、水をためて下流のほうの災害を防ぐなんていろいろな目的の部分、町長の答弁の中ありましたけど、今まで私が言っているジャングル化したところは、棚田どころじゃなくて、棚田じゃなくて原野、山林なんです。どう見たって山林。僕が見るから、何か土手らしき面影があるから田んぼだったろうなと僕は言いますが、普通の人が見たら、藪だとかジャングルだとかしか見えない、山林だと思っているんですけど。

私が言いたいのは、その部分をもし、誰がやるじゃなくて、基盤整備でどうじゃなくて、最近畜産とか何かで、牧草とか何かやっている、ここにも牧草と書いてありましたけど、そういう人たちで条件のいいところをやっているところをよく見るんです。白いラッピングしながら、日本の気候というのはすごいですから、1回刈ってもまた数か月もたたないうちにまた大きくなるので、それをまた飼料としてこういうラッピングして、巨大なボールにして、また持っていくようなこともよく見かけるので、私のイメージとしては、その原野化の部分で、条件は確かに悪いかもしれないけど、階段状ですと、結局先ほどダム化と言いましたけれど、水もたまるんで、要するに湿地だし、水もたまるから使えないぐらい酷い状態。ダム化といっても今度は水深がある、ないの話じゃないわけだから、先ほどの県が進める棚田とかの話じゃなくて、観光で使える話じゃない話をしているんで、その部分の棚田に関して、原野化した、山林化した部分の田んぼの部分、それを緩やかなすれば、先ほど言った5ヘクタールとか向山地区にあるんですけども、そういう部分が見事に北海道の丘、緩やかな、ああいう部分でソバを蒔いたり、牧草にすれば、大型機械は今大きいので、そういう湿地ではもう、その辺は7畝ぐらいしかありませんので、機械が回れないぐらい小さな田んぼですね、畦畔と田んぼだけを使えば。

だけど、それが丘のような状態です。それにすれば使えるだろう。お金にすれば排水というのはもちろん堆肥から水上がりますので、今の湿地は乾燥化します。これは間違いないので、水は溜まることはありませんので、そういう利用をしたらどうかということなんです。まずそ

れに関する考えはどうでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

先ほど議員のおただしの部分につきましては、町内で搾乳されている農家さんもございますので、そちらについての事業展開というところでも考えられるところではあるかと思いますが、まずは耕作者の意向の部分を確認することが大事かと思っておりますので、今後の検討とさせていただきます。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 3番目の部分の、僕の言っていたその後の緩やかにという部分で、町としては農地の有効・効率、総合的な利用などを盛り込んだ地域計画を令和7年3月までに策定するとされているという、今予定が多分、町長答弁にありましたけど、ある意味ではそれを有効利用するために、令和7年ですから来年です、来年に一つの答えというか、何かを出す予定だということで今あったわけですから、それ目の前であるか、今分かる範囲ですけど、その中に当たって、今のようなのは盛り込まれるんですか。畦畔とかじゃないです、今言ったジャングルのような荒れ果てた山林化した部分も、本当は農地ではあるわけだから、それも含んで計画の中に多分盛り込まれると思うんですけど、それも入るのか、あるいはそれらについてどんな今現在あるのか、その辺ちょっと、あれば教えてほしいと思います。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

こちらの地域計画につきましては、現況の農地につきまして、今後、高齢化が進むときに、この農地を誰がどのような形で耕作を維持できるかというような、地域の話合いの基につくられる計画になっております。

したがって、現況の部分でいきますと、今の作付状況の部分が一番のメインとはなっておりますが、議員おただしのとおり、その、仮に農地の部分で、そこについて先ほども話をさせていただきましたが、まず、耕作者がどのような意向を持ってその有効利用ができるかどうかというところの部分もその話合いの部分に入ってきますので、まずは、今の現況の地形、今現状耕作しているところの部分の計画にさせていただければなと思っています。

また、こちらについては、一度計画をつくれば終わりという話じゃなくて、毎年ブラッシュアップをしていくというような制度になっておりますので、そこについては、毎年度検討させていただきながら進めていきたいと思っております。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 僕が今ジャングル、ジャングルって何回も言ってしまった部分、原野等もありますけど、ただ、もう1つ危惧される部分では、この後、今現在使われない危惧、先ほどの70ヘクタールの部分、これ考えてみると、今幸いにも60代、70代、80代も一生懸命それを管理しながら、整備しながら、草を刈りながら畦畔の土手4メートル、5メートルある、山間地行くと屋根ぐらいほど、この建物ぐらいは必ずありますから、これを一生懸命やっています。

守られている状況の部分もまたいくと、これ果たしてこの後、高齢化しながらお孫さんたちがそれをやるかといったら、これに関しては危惧されると思うんです。

これに関してはどう思いますか。要するに、間もなく、遅かれ早かれジャングル化する可能性はあると思います。その認識はどうでしょう。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

まず、人口動向から始めますと、やはり少子化がなってくるというふうなところがありますと、現在の農業者数を減少するという点については目に見えているところではあるかと思えます。その点で、今後農地をどのように守るかというところの部分につきましては、やはり省力化でありますとか、効率化の部分を含めた形になるかと思えます。

その際に、先ほどもありましたけども、各果樹であったり、水稻であったり、畑等々の栽培者の部分で、そちらの部分ができるような形で今後農業を職業としてできるかというようなところの部分を含めた上で、農地につきましても考えていきたいと考えております。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 またその部分、分かりました。

言わせていただければ、その部分でいうと山間部だと反別自体が1反切っているようなものもありますし、多くて2反ぐらいなんですけど、今大型化の中ではもう、荒海で基盤整備するような5反とか1丁歩の話をしている中で、多分見向きもしないし、あそこで田んぼ再びつくるといのはまず考えていないんだと思います。ただ、それをどういうふうに利用するかは、今後この策定の答えが出てくるので、こんな利用を、今現在すぐ使えるような、田んぼに対しては計画するんだと思いますけど、それを今大型機械が入って、牧草とすれば延々走りながら、100メートル走れば楽なわけで、あれが1反だと20メートル行ったらすぐに畦畔になりますから、もう大型機械回らない、入ったら3、4回アクセル踏めば対岸に行くぐらいの部分もある

ので、そういう意味では、今僕が言ったのは提案としてです。それによって排水がよくなったり、景観的にも、それは牧草だってヒマワリ畑になるのも、これは不可能ではないです。今の畦畔、階段状地形ですね、それを棚田と言われましたけど棚田に戻す、それもいいんです、それで棚田にやって水をためて、素敵なシルエットで星空の写ったり、向こうの見学すると、それはすごい素敵な風景だけど、その観光の部分なんかはかなりハードルが高いと思いますので、これに関してはこのぐらいの部分で、そういう思いだけは伝えたいということと、そういうものが間もなくもっともっと荒れてくるんだろうという部分の予感がするので、この質問させていただきました。

○山内 政議長 町長。

○渡部正議町長 私から総括的にお話をさせていただきます。

議員が提案される中身は非常に夢があっていいなというふうに思いますけども、現実にはその土地を所有されている方の意向だったり、または、集落としてどう考えているのかといったことは重要なポイントですし、その辺が地域の盛り上がりとして町のほうに相談が上がってきて対応するというのが自然な流れかなと思います。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 まさにそうだと思います。皆反対して、棚田が、我々が草を刈って90歳までやるからいいんじゃないというけど、90歳の先が僕はないと思って質問させていただきました。

そうですね、その辺は当然のことだと思います。決して緩やかな風景が僕は悪いとは思いませんし、棚田に戻ることはあるけど、棚田も限界があって、今回百枚田の、石川県での能登のほうの景観的にはすばらしいですけど、やはりそれを守るとなるとまた水があったり畦畔があれば、畦畔がそのまま草が生えたり何か起きますから、それを管理するのは誰なんだとか、様々な問題も棚田にはあると思うんで、ここで棚田を復活は僕はちょっと無理だと、僕は思っているんで、その辺は景観のことを引用したものだったから、その辺はちょっと言わせてください。

町長の考えも地域の合意形成も理解しましたし、地域で上がってくるんだったら、今言った部分で管理しやすいような地形に僕はしてほしいんですけども、その辺はそれで理解いたしました。

それでは、最後の3番目の質問をさせていただきます。

教育長のほうの質問なんですけど、これに関しては、皆さん見たかも知れませんが、NHKの去年の月末にやったドキュメント72時間で金沢市立図書館が2年前にできて、蔵書100万

冊の図書館が映ったんです。まるで別世界のような、まるで漫画に出てくるような円形の図書館、とてつもなく巨大な図書館を見させていただいたんです。

夜中の9時まで利用可能で、親子で、お母さんと娘さんで自宅にいるよりこっちのほうが落ち着くからなんていうインタビュー受けていましたけど、そういう意味で、これってやっぱり、ここの部分を嘆くわけじゃないです。ここはすごいです。図書館もすばらしい、6万冊、10万冊近くの蔵書があるでしょうから。その分でどっちがどっちかというのを聞きたかったんです。つまり、学校図書で予算がね、226万円でしたけど、それは学年ごとの予算が決まっていて、全国の読書感想、全国学校図書館協会、そこが推薦する図書を入れたり、福島県のほうの推薦図書を入れたり、子供たち興味あるもの、多分校長先生の采配か、先生方との話し合いの中でどんな本入れようかというそういうこと言われましたけど、すごく気になるのは、あれほどの分の図書館があって、もちろん足運べないから学校の図書で充実するのとても大切だと思いますけど、ちょっと1番と2番の質問重なるんです。

言いたいのは、あの図書館に行くには親の足がなければ行けないですけども、気になって仕方がないのが、行けばもうわくわくするような本いっぱいありますよね、すごいです。図鑑から何からあるんですけど、その利用数の部分ちょっともう1回確認したいんです。実質利用数と3年ごとのありました、実利用者数という言葉が出たんですけれども、これって、図書館のカード、貸出カードを持っている数にしか聞こえなかったんです。数が少ない。僕の部分で言うあれは、利用者数というと、割と入館して入って、入館して入ってとか、そういう意味で利用者数だったんですけど、この227人、35人というのは、年間を通してですか。多分中学生に及んでは35人というのは、令和3年の数字を出すと月割で十何人ぐらいになっちゃうから、1日になると1人、2人しか使っていないようになっちゃうんです。この実利用者数に関して、これはどんな部分を指しているんですか。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えをいたします。

この実利用者数でございますが、実際に図書館に来て本を借りた実際の人数のことです。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 分かりました。

じゃ、全く質問のままの数字なんですね。何か僕は少ないと感じるんだけど、これは単なる僕の勘違いなのかもしれない、35人が多いのか、223人の小学生の年間としては利用者数がこれが普通なのかなという人。令和5年に至って、昨年というか191人、中学生が47人。47人ってあ

れだけ大きな図書館ですばらしい図書館がありながら、これは何か一瞬、一瞬と思うんですけども、これに関して教育長はどういう感覚持っていますか。この数字をはじき出していただいて、どういう感じをお持ちですか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 この南会津町は、非常に広域にわたっているということが一つあるかなと思います。地域的にもです。

あと、学校図書、これは各学校で、先ほどありましたように予算化されているものを購入しております。図書館から学期ごとに、図書館の本を各学校に貸出しをするというそういう事業があるんです。なので、特に遠方の小中学校なんかは、わざわざ図書館に行かなくても、図書館の本を学校で読めると、そういうシステムもありますので、確かに非常に立派な図書館ですけど、もっと利用者が多いことにはそれに越したことはないです。確かに地理的な要因も一つあるのかなと私的に考えております。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 確かに向こうの人たちがこちらに来るにはお父さんかお母さんに送ってもらわなきゃ来られないわけだから、本当ハンディもあるし、先ほどの金沢市の図書館なんかは上を見れば切りがない。この図書館もすばらしいです。エアコンも御蔵入交流館で全体は止まっていますけれども、あそこだけは涼しいので、そういう意味ではここは動いているんだと思うぐらい、勉強するにも何するにも本を見るにもいいところだし、それがうらやましいぐらいの環境だと思うんで、ぜひ足を運んでほしいぐらいなんですけど、質問に移ります。

私が言っているこの部分は、どちらかと言えば、今教育長が言われたのは、読み聞かせとか低学年です、本に親しむために2歳児に、保護者に絵本をプレゼントする、とてもいいことです。それはそのまま続けるでしょうか。

私が4年生以上というのはちょっとこだわりがあるんです。つまり、4年生というのは、僕がどうだというのは分からないんだけど、何か医者になるなり、あるいは科学者になったり職人になったり、大工さんになったりするというのは、その時代の10歳前後というのは、自分の道を決める一瞬の何か価値観ができるようなところの一番新鮮なときなんだと思うんです。小さい1、2年生になると、俺は野球選手になるというかもしれないんだけど、そのときの10歳前後の部分がとても大切で、その世代のところにプレゼントだったんです。これは全児童生徒という部分では800人ぐらいいるから、それでって多分質問するしかなかったのは、不公平ですよ、4年生からなんていうとあれだけど。僕はどっちかといったら絞って、4年生になった

ら、2歳児になったらの部分で、今度は4年生になったらということが続けたいんです。

そうすると、4年生になったときに価値観が決まるから、そのほうが恐竜が好きなら恐竜で
すし、宇宙が好きなら宇宙の本でいいし、そういう意味で言っている。料理の本なら料理の本
という意味で僕は今回質問しています。それが固い図鑑のような、ああいう飾って格好いいや
つを僕は想像して質問しています。そんなこと書いていませんけど。書くと長くなるもので。

そういう意味で、教育長はこのプレゼント、4年生だと多分100人いないと思いますけども、
全町内で。そういう部分でその子が今興味ある、それがアニメであろうが、漫画の書き方だろ
うが、ここにも室井さんという、そういうアニメーターの方もいらしているから、ああいうノ
ウハウの本なんかも4、5千円しますけれども、その半分でもみんな一律にして2,000円の図書
券的にその子たちの好きな料理だったり何、その子が興味あるものをプレゼントしたいという
意味で質問したんです。

教育長、そういうのはどうでしょう。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 湯田議員のおっしゃっている意味は十分分かります。4年生になるところ
も、発達段階から申し上げますと伝記物ですね。いろいろな野口英世とかリンカーンとか、そ
ういったところに目を向くというところがございます。

トータルの子供たちが本を読みたいということでは、ブックスタートというのはイギリス
から出たものなんですけども、やはり生まれたときにお母さんが読み聞かせる、そういう環境
が一番大事だということでブックスタートという事業、これも本町にも取り入れています。

私の経験上から申し上げますと小学校2年生ですね。その辺までの段階である程度本に親し
む経験というものを経験を積んだ子供というのは、自分で本を選んで読む、そういう傾向にあ
るかと思うんです。なので、4年生というところも確かに分かりますけども、そのために学校
予算を取って図書費は充てているとか。先ほど触れたように、図書館の本を学校に提供すると
かありますので、私はやはり乳幼児期でどれだけ本に親しむ習慣がついたかというのは、一番
大きなポイントかなと私自身は考えています。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 まさにそうだった。それは、本に親しむ、本に慣れる、常にページ
を開く習慣がつくという部分だから、それはもちろんそれも大切だし、僕はどっちかと言った
ら座右の書みたいな部分をイメージしてやっているの、そうするとそれが一生ものだ。質問
にありました。

つまり、本になっても、大人になってもだ。本になっちゃったら人間おかしいな。大人になっても本に触れる習慣のある人は、好きな本とか忘れられない本が1冊あるんだ、1冊ですよ、1冊あるんだという言葉があったので、こういう人たちってやはりそのときに、今言った伝記もありました、それから多分自分の人生を変えたとか、誰々さんの、誰々という有名な人に聞いたら、それで医者になったりするかもしれないというのはすごく分かるんで、この分の部分なので、僕は4年生というのでちょっと使ってしまったんですけども。

僕はここで教育長に伝えたいというか、僕はどっちかというとそっちじゃないんです。そういうコンプレックスがあって、本で育った人間じゃないんで、遊んで過ごして出来上がったなと思うので、そういうないものねだりがあるんです。それがいかに大切かということが今頃になって、70歳にもなってそれは今頃言ってるんじゃないかねえよとこう言われるかもしれないんだけど、本当にそのときのあれがあったらなというところがあるものだから、これを伝えたい。

私を知っている人は、「お前本の話するの」と言うぐらい、多分言うと思うんです同級生は。それぐらいなんです。本には縁のない人間なんですけど、ただ、私が思ったのは、僕が小学校時代にはなかったもので、こういうことを主張したいことと、私は「星の王子様」が大好きで、硬い本のやつの1冊置いています。姉から18歳のときにもらったヴェルナー・ハイゼンベルグの、量子力学者ですけども、「部分と全体」という本で、こんな硬い本で中は小さい文字で延々並んでいる、ボーアとかいろいろな人が出てくるんですけども、その本も四、五冊しかないんです。四、五冊なんですけど、僕にとっては今言ったわくわくではないんですけど、読みも中身も分からないんですけど飾っておくだけでわくわくするというのがあったので、そういう本のプレゼントです。それは1冊でいいんですということで4年生ということ言ったんです。

そういうもの、あのがちがちした百科事典はちょっと高過ぎますけども、ああいうやつでその子が興味あるということ、これは伝わっていますか、教育長。僕が言っているプレゼントの本の内容です。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 湯田議員の思いというのは非常に伝わっていますし、どなたでも座右の、傍らに置いておく1冊というのがあればと思うんです。

最初に戻りますけど、学校図書の予算づけをきちんとしておりますし、いろいろ手当なんかをしております。

ちょっと話ずれるかもしれませんが、今の子供たちは紙媒体も当然ですけども、デジタル本ですね、そちらのこれからのインターネット、SNSのはやっている時代の中で、その

中の時代に生まれた子供たちは、今高校生は県教委の中から出ていますけれども、デジタルのほうでも高等学校は12.5%、使うこと徐々に増えているという、小中学校からです。そういった環境ですので、図書館にもそういったデジタル本、教科書なんかも今QRコードで入っておりますので、非常に子供たちの読書に対する世界って広がっているということを認識しておかなくちゃいけない側面がありますので、そういった時代の、今子供たちが育っている時代のニーズ、そういったものを勘案しながら子供たちの、やはり読書は想像力、イメージです、それからクリエイティブにつながっていますので、非常に大事な要素だと思いますので、湯田議員さんの思いは確かに分かりますけれども、そういったこれからの時代の要請に応じたデジタル本をどうするかと、そういったところに予算を向けるのをこれから考えていかななくちゃいけない、こんなふうに思っています。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 僕もそれはある。実は質問の中に今デジタル化でスマホで読む人たちが増えているからなんていう文章も書いたんです。今教育長から出たから言わせていただきますけれども、だからなおさらという意味でまたそれは主張したいなと思っています。

そのページの演習問題、めくっている部分だけ。実は今回の質問を同じようにAIに、ちょっと投げてみました。もう出てきたんです、きれに出て、これを10代の子らに分かりやすく説明してくれという部分も、でも、それは人間がつくったもの引っ張り出しているんで、別にAIがあると皆さん思わないで聞いてください。

僕はありきたりのことしか言わないんです。結局こんなことで。読書体験の豊かさ、これは紙の本のなんです、それもあるだろう。両方ありながら時代は今後はやはり人類のために必要だと。絶対必要なものだというもので、電子本もあり、本もありという表現も一部ありました。

それで、ここです。紙の本は紙の本、ペーパー、ページをめくる感覚やインクの香りといった五感を感じた読書体験を提供します。これは、この体験はデジタルとは異なり深い没入感を生み出し、特に物語や詩、芸術に触れる際には独特の価値がありますという、抽象的です。ただ、今言ったとおりで紙の部分の電気切っても切れませんし、目の前に開けば常に好きなページに飛んでいくわけです。ですから、そういう意味で言っています。

しつこいでしょうけども、そういう時代でありますので、デジタル本も残るし、デジタル本で親しんで本を読むようになった子が本に手を出す子も多分いると思うので、今教育長言ったことはとても大切です。ただ、私がもしこの部分で言えば、よく、もっと言わせていただければ、教育が述べる云々と言いますよね、あれって国語力ってよく耳にしますよね、文章で何言

っているか分からない、僕は何を言っても分からない人間だったんです。だから点数はもちろんいつも1点、1か何かだったんですけど、それは文字を読める人読めない人というような部分でいえば、本当にこの文章何やってんだったらすぐ出ます。僕は6年間やっているなら、字と本を読むぐらいはできる、ほかの算数、理科なんか要らないんじゃないかというふう僕は極論で思っているぐらい。

そういう意味で、本を読む部分の習慣の域までいった、小さいときからのブックスタートも含めて大切だということをすごく、つくづく感じているし、ただ、アンケートに出たような部分もあるということと、先ほどの報告の中の数字の部分、図書館の利用、お母さん連れていってよあの本、もっと知りたいのいっぱいあるよ、あそこに行けたら。学校図書どころじゃないから、図書館に行けば。最新図書まであります。新聞から雑誌から週刊誌から何でもあるわけだから。

だから、そういう部分でいうと、教育長の言ったデジタルもちろんしかりですけども、その分でぜひこの分で、プレゼントはまあまあ予算化するの大変ですから、ただ、そういう部分のアイデアもあると僕は思います。

本のプレゼント、本来ならやってほしいが、教育長のお考えはどうか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 私も読書、私も免許は国語なので、非常に興味はありますので、やはり国語力がないと、ほかのいろいろな教科のところにも支障が出ますので、それは本当に人間形成に直結するラインですので、南会津町の子供たちは本に親しむ、本が好きな子供たち育てていきたいなと思っていますので、その思いはこれからいろいろ検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 ないものねだりではなくて、僕が言っているのは自分の体験上言いたいし、主張したいし、本に親しむ気持ちというのは、姉たちは文学少女だったけど、僕は遊んでいたという人間、対照事例を僕は知っているんで、そういう意味ではぜひ本に親しむに子供たちが増えて、この数字では親しんでいないな、成果が上がっていない、図書の利用も足がないとかの言い訳は要らないなと思います。もうちょっとわくわくする本を子供たちに紹介してほしいなと思います。

質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、13番、湯田哲君の一般質問を終わります。

◇ 芳 賀 正 義 議 員

○山内 政議長 次に、2番、芳賀正義君の登壇を許します。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 おはようございます。

議席番号2番、芳賀正義、通告書によりただいまから一般質問を行います。

質問は3点になります。

1点目、町観光施設評価結果住民説明会後の方針

4会場での説明会では、地元の継続への強い心情と厳しい意見交換がなされた中で、今後年内に方針を示す予定と聞くことから、なお、昨年の方針では、最終的には来年6月ということに変更されております。説明会での意見をいかに取り入れ、理解される内容にして方針を決定していくのか、今がまさに大事なときであります。その考えを伺います。

①説明会の中でも意見があったそれぞれ廃止、継続、民間移管でどうなるか、細かな経営データを示してはどうか。

②黒字化とか、よい実績と聞くが、その転換期間、猶予期間が短過ぎます。各施設で指定管理期間の延期運用も必要ではないか。

③施設の廃止、維持、民間移管での職場と冬期期間を含む雇用の確保、職場の異動など、南会津町の就業人口の実態として人手不足、高齢化、人口減少の観点からも従業員が今後とも安心できる雇用計画をどうするか伺います。

以上、3点の回答を求めます。

2点目、生活道路の整備計画

昨年提示された生活道路などの整備に関する地区要望の制度で、限られた財源の中でより有効な事業執行と透明性確保を目的とされて、手引書により各地区で申請した後に町からは整備優先度でランクづけをして地区に通知しています。その制度について伺います。

①画期的な制度として紹介していましたが、結果としてランクづけなど不明な点が多い。要望件数と各評価ランク数、今年の上位ランクの予算執行はどうか。

②再度の要望の主張は認めていず、緊急以外では今までのように登庁して陳情、要望が必要な制度に戻るのではないかと心配しています。これから出された要望書の管理をどうしていくの

か。

以上、2点であります。

3点目、南会津町消防団機能別団員と婦人班の活動

団員の皆様には日夜の消防活動に敬意を表します。4月14日、東町の火災での事例からも特に日中、休日の火災では、団員の初動の出動態勢が難しい中、元団員の活動支援が求められています。また、発足間もない婦人班の活動についても伺います。

①南会津町消防団機能別団員について。その団員数と配置場所、活動状況を伺います。

②婦人班の活動を魅力あるものとした今後の増員計画と事業活動はどうか伺います。

以上、2点です。

以上で、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 2番、芳賀正義議員のご質問にお答えいたします。

初めに、町観光施設評価結果住民説明会後の方針に関する1点目、それぞれ廃止、継続、民間移管でどうなるか細かな経営データを示してはとのおただしでございますが、今回の全員協議会でも数字的なものをお示しいたしましたが、検討する際の資料としてデータを示すことが必要であると考えておりますので、状況に応じて必要なデータを集約・整理し、示していきたいと考えております。

次に、2点目、黒字化の転換期間、猶予期間が短過ぎる、各施設で指定管理期間の延期運用も必要ではとのおただしでございますが、町有観光施設評価業務で今シーズンの収支状況次第で廃止という評価結果となった南郷スキー場について、評価結果を方針として決定した場合を一つの例として申し上げます。

今シーズンで黒字化できれば、令和8年度からの新たな指定管理者の募集では評価結果のとおり、存続する施設に位置づけることになります。しかし、最終的に黒字化できなかったとしても、指定管理者の誘客促進や経営力強化に向けた取組や地域住民の協力や協働体制の構築の動きが見られるなどして、次年度以降通年で安定経営が期待できると判断できれば、施設の存続はあり得ると考えます。

このような場合、議員おただしのような指定管理期間の延期運用も一つの方法として考えられますので、今後方針を決定していく中で検討してまいりたいと思います。

次に、3点目、施設の廃止、維持、民間移管での職場と雇用の確保、職場の異動など、従業員が安心できる雇用計画はとのおただしであります。町といたしましても、雇用の場の確保

は重要事項の一つであり、特に農林業従事者の冬期間の雇用の場としてのスキー場は、大きな役割を担っているものと認識をしております。

各施設の雇用については、各指定管理者が適切な人数を雇用するとともに、移動手段についても、必要に応じて従業員の送迎バスを運行するなど、独自の雇用計画に基づいて工夫しながら従業員を確保し、雇用していると認識をしております。

町といたしましては、観光施設の統廃合や指定管理者の変更が生じた場合でも、従業員の雇用が守られるよう、各施設の指定管理者と協議してまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

次に、生活道路整備計画に関する1点目、画期的制度として評価していたが、結果としてランクづけなど不明な点が多い。要望件数と各評価ランク数、予算執行はとのおただしでございしますが、町では限られた財源の中で効率的、効果的及び計画的な事業執行と透明性を確保することを目的として、令和5年度以降の各地区からの要望について評価することとし、各地域の区長・行政連絡員合同会議などでの説明を受けて実施してまいりました。

令和5年度における取りまとめの結果としては、要望地区数が51地区、要望箇所数が142か所でありました。要望箇所の評価は、早期整備箇所として高評価、順次整備箇所として中評価、整備保留箇所として低評価の3つの基準に基づいて評価をしており、高が6か所、中が38か所、低が76か所となっております。

なお、その他国・県関係への要望などが22か所ありました。

予算状況についてであります。継続的に実施する国庫補助事業や維持修繕工事、直営作業での対応も含めまして、20件の要望に対し、約6,900万円の予算を計上して実施しております。引き続き、計画的な事業執行に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2点目、再度の申請を求めず、今までの陳情・要望が必要な制度に戻るのでは、以後の要望管理はとのおただしでございしますが、今回の町に対する要望の取りまとめにつきましては、その目的の一つとして、要望に対する町としての評価を明確にした上で、事業化に向けて整備し、要望があった地区に対して現状の評価を伝え、整理することが重要だと考え実施しています。

基本的には、要望場所周辺の状況や環境等に変化があった場合など、再申請は可能であり、また、今までの地区の意思に基づく陳情や要望活動自体を否定するものではないことから、今までの陳情・要望が必要な制度に戻るといった考えではありません。

したがって、今後も直接的な陳情や要望があった箇所を必ずしも優先的に予算化する考えは

なく、それぞれの内容に対する評価結果や災害発生時の危険性、財源確保の観点等も踏まえた判断の中で、適宜柔軟性を持って計画的な事業執行に努めていく考えでありますのでご理解を賜りたいと思います。

次に、南会津町消防団機能別団員と婦人班の活動に関する1点目、南会津町消防団機能別団員について、その団員数と配置場所、活動状況はとのおただしであります。機能別団員数については、令和6年4月1日現在、総数97名となっております。

地域別の内訳としては、田島地域50名、舘岩地域10名、伊南地域20名、南郷地域17名であり、各部に配置されております。

活動状況についてであります。年1回程度、所属する部の消防団の協力を得ながら、火災の初期消火活動及び後方支援活動を目的とした消防ポンプの操作訓練を行っております。

次に、2点目、婦人班の活動を魅力あるものとした、今後の増員計画と事業活動はとのおただしであります。質問の中で婦人班という言葉をお使いになっておりますけれども、町のほうでは女性班という形になっておりますので、そういう女性班としてお答えを申し上げます。

町消防団の女性班は、令和5年度に新設され、令和6年4月1日現在、班長以下6名が団員として在籍しております。

事業活動としては、消防団検閲式等の各式典への参加をはじめ、女性ならではの視点を取り入れた広報活動や予防指導を行っているほか、広域消防本部が主催する婦人消防隊教養訓練や普通救命講習を受講し、災害現場での後方支援や負傷者の応急救護措置等に関する知識と技術の習得に努めるなど、年間を通じて活動しているところであります。

今後は体制の充実を図るために、町広報紙等を通して活動内容等の周知を図りながら、団員数の増加に努めてまいりたいと思います。

町といたしましては、引き続き、女性ならではの視点を生かしながら、広い視点からの地域防災につなげていきたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等より答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、許された時間内の中で再質問をさせていただきたいと思っております。

1の①の質問については、所管課の全員協議会での追加資料によって、スキー場とゴルフ場の入り込み等売上げ推移を確認し、また、説明会の資料の中でも、今後5年間の町からの財政

支出の見込額の推移ということで、大雑把な金額は確認できましたので、今後の、先ほどの説明のとおり、今後の状況に応じたデータをお待ちしたいというふうに思います。

そのほか、関連として質問したいんですが、説明会がありましたが、その書面による通告はしておりませんが、意見書の提出枠にあったわけですが、その内容がどうなったのか、もしできる範囲の中で回答をお願いしたいと思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

現在その意見について、取りまとめ作業を行っているところでありまして、それが整理でき次第、議員の皆様にはお配りさせていただきたいというふうに考えているところです。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 了解しました。

それで、もう1つですが、今後のまとめの中で、廃止の場合ですがあくまで、プロセス、廃止縮小期間、内容など盛り込んだ協議内容を検討してもらいたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

現段階では、まだそれらを検討中でありますので、今後そういったことも含めて検討してまいりますと考えていますので、ご理解願います。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、①については終わりたいと思います。

②について質問します。

答弁の中で大きな心配が1つ解消したなというような考えで、前向きなご意見、答弁をいただき安堵しておりますが、昨年といいますか、その前です、南郷スキー場については、農林事務所でもIUターン者のキャンペーンというようなことでやっておられまして、やっております。

それで、地元とのコンセンサスと関係機関、県とかです、あと団体・企業の意見も大事にして含めていっていただきたいということを一つ希望したいと思います。

一つ、管理延長の関係ですが、これも一つの方法としてということで回答いただいておりますが、非常にまた先が明るいような内容の答弁をいただきましたが、これも一つ、そのようなことでいろいろな方法またありますので、それも検討していただきたいというふうに思います。

2件ほどになってしまいましたが、すみません。

○山内 政議長 質問内容分かりますか。大丈夫ですか。

町長。

○渡部正義町長 最初の南郷スキー場を例に取って、関係団体、企業等のそういった意見を踏まえた中でというようなお話かと思います。

南郷スキー場ということだったので、南郷スキー場を考えた場合のお話を申し上げますと、今回住民説明会の中で、非常に南郷地域からはトマト生産農家のU I ターン、Uターン・Iターンの受皿になっていること、その役割の重要性というのは生の声として、また、書面での同様の意見が出ていると思います。

さらに、この意見だけではなくて、斟酌していかななくてはいけないのは、例えばさいたま市との関係。あそこにホテル南郷という埼玉の施設がある。それにどういう影響を与えるのか。

また、埼玉の子供たちが、人数は減りますが、南郷スキー場で利用するというような方向もありますし、星の郷ホテルというような施設との兼ね合い、こういったところも当然検討していかなくちゃいけないだろうというふうに考えております。

○山内 政議長 もう1点、分かります。

じゃ、もう1回言ってもらいますか。

それでは、2番、芳賀正義君、2点じゃなくて1点ずつ質問してください。最初の質問が、多分町長答弁されましたので、2つ目の質問をしてください。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 失礼しました。

1点は先ほど、今ほどの回答のとおりですが、前の管理期間延長の中で、一つの方法として延長も考えられるというような方向の回答を得ておりますが、全体的に今回の対象となるものも含めて、全体的にどのように考えられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

現段階でそこまでまだ踏み込んでいませんので、今後検討していきたいというふうに考えます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、2番は終わりました、3番について質問をします。

統廃合、指定管理者変更が生じた場合というようなことで、雇用が守れるよう指定管理者と

協議して進めるということでありますが、冬期間を含めた職場の確保と、雇用としても今後の高齢化、人手不足というようなものももっと先にありますので、安心して職場異動ができて、よりよい職場づくりを考えていくということで、計画をつくるとは思います、それはその点はいかがですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 非常に重要だし、微妙だし、難しい問題です、ここは。

1つは、雇用している雇用先、それぞれの指定管理者、まず第1議的に考えなくてはならないということだと思います。

そこで、雇用がなくなったときに、じゃ、町としてどういうサポートができるのかというところが町としての次の手だてかなというふうに思います。そこに勤めていた人が職を失って、そのまま無職になるというようなことはあってはならない話でございまして、議員が今お示しいただきました将来的な高齢化の進行など、人手不足だとか、そういったところも視野に入れて指定管理者とよく協議をして、そこについては、影響については最小限にとどめる努力をしていく必要があるというふうに思います。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、大きな2点目に入らせていただきます。

地区として生活道路等の整備と要望は、地区住民の重大な、大きな関心ごとでありまして、大切にしないでいけません事業というふうになります。

その中で、高・中・小のランクづけをここにされているわけですが、今後これをどのように整備していくのか、不明な点が多いわけでありまして、その辺次年度、今回は、先ほど予算化をされておるんですが、20件の要望に対する予算化ということでありまして、ランクづけとしては、高が6か所ですので、中までいって要望に応じたということかなと思いますが、次年度の考えとしてはどのように考えられますか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

次年度の要望箇所については、まだ予算、当初予算編成にはなっておりませんが、まずは今回判定をさせていただきました高・中・低の真ん中の高と中の部分、こちらを優先的に次年度の予算として要求をしていきたいというふうを考えてございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 その辺がちょっとなかなか。ちょっと理解できないですが、今回は高

が出された中の6か所ということで、あと20件の要望に応じたということで予算化されて本年度執行されるわけですが、次年度については、今度は中の箇所かなというふうに思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

まだ高の部分につきまして残っている箇所もございます。そういった箇所も含めまして、これからの当初予算の中で高の箇所を検討しながら、さらに中の箇所についても、予算の範囲の中で検討しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私から事業の考え方についてお話ししたいと思います。

まず、町の財政を考えたときに、国なり県の制度に基づく改良、そういったもので対応すべきものは優先的にやらなくちゃいけないと思います。

そして、一方では災害の除去というのも捨てきれない、欠くことのできない視点だと思います。そのほかに、あと、起債で緊自債という起債が、災害を未然に防止するための起債が使える、これが延びるのか延びないのかというような制度的な問題あるんですが、それが非常に有効に農業施設、それから町道の改修等がこれでできています。そういった裏財源をしっかりと見極めた上で予算づけをしつつ、それに当てはまらない場合でも、一般財源をそこから割いて、緊急性のあるものについては対応していくというような全体配分になろうかと思います。

これから次年度の予算要求の時期になってきていますので、担当課から上がってくる予算要求の内容を見て、できるだけ集落の規模に沿って予算づけをしていくと、このような流れかと思います。

先ほど、第三セクターを含めた観光施設の見直しの中に、議員もご承知だと思いますが、結構な大きな金額の一般財源が投入されております。そういったものを集約することで、ある意味住民が望んでいるような身近なところの公共事業にもその分を割くことができるというような、そういった側面もあるのかと思います。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、①については、②も含めてになりますが、②に進みたいと思います。

同じ場所の再要望は求めずということではあるんですが、その辺が、先ほどの説明もそうなんですけども、今度どのように区で出したものを、各地区で出したものをどういうふうにまとめ

てランク上げをしたり、なんだりしていくのか、それらの要望管理をどのように進めていくのか、その辺がなかなか、言葉は悪いんですが透明性に欠けるということで、地区長としては考えると思いますけども、その辺を地区でも理解されるような方法で、よく示して、理解をされる方向で持っていつていただきたいなと思うんですが、いかがですか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

今回評価をさせていただきました、その評価に基づいて皆様方に高・中・低ということで通知をさせていただきました。その評価の基準といいますか、評価の方法でございますが、権利の状況でございましたり、さらには要望箇所の状況でありましたり、舗装の状況でありましたり、そういったものを道路と水路については、項目が違いますが、そういったものにつきまして、3段階について、さらに細分化して、要望の順位と言いますか、高い・中・低いの判定をさせていただきました。

今後につきましては、こういったものを我々のほうではもう既にデータ化としてつくってございます。その全てのデータを管理してございますので、一度出していただいたものについては、我々のほうでも把握をしてございます。

ただし、社会的な状況の変化、例えば大雨が降ったり、そういった地震が起きたり、そういったもので現状のほうが変わった、変化が起きたという場合については、この箇所につきましても我々のほうで再度調査をさせていただきながら、皆様方の区長さんたちのほうにも通知をさせていただきたいなというふうに考えてございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 このことについては、非常に画期的な制度ということで、私も受けておりますけども、やはり区長さん方が非常にいろいろな面で負担が大きいということで、大変困っている点もあると思いますので、その辺も含めて、あまり負担かからないような方向で、先ほど申し上げましたけども、分かりやすく説明していつていただきたいというふうに思います。

答弁は要りません。

次に、3点目に入ります。

南会津町消防団機能別団員と婦人班の活動であります。

これについては、先ほど、機能別団員については年1回程度の訓練をしているということで安心をしておりますが、今後ともぜひ訓練を通じてお互いに連携を図って、消防力を強めていくということをお願いしたいというふうに思います。

それで、この前、土日のほかに、日中での火災についてであります、どうしても仕事で手薄になりまして、団員の方、機能別団員の方の連携が非常に手薄な中で、連携が非常に火災防備上大事になってくるわけでありましたが、訓練計画とか、消防力を維持する方法はないか、対策は考えなくちゃいけないかなというふうに思います。

東町の火災では、日中にして3棟が罹災をしておりますけれども、当日の火災では、水利の状況が非常に悪かったということで、遠方からの水利で消火されたということと、非常に火の粉が遠くまで飛んだということでの延焼危険が大であったと聞いています。

町内の火災では、非常に田島関の水源の確保が大きな課題であると思いますので、南会津町、特に田島の大火の経験ありますので、どうか田島の消防力の強さを確実にしていくということでお願いと思いますが、この点については、通告しておりませんが回答を願えればと思います。

○山内 政議長 住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長 お答えいたします。

今ほど議員のほうから田島の、特に田島地域の防災力について今後どのようにお考えですかというご質問だったかと思います。

この防災力につきましては、田島地域に限らず、舘岩・伊南・南郷、これは全てに共通する部分であると思います。その水利の確保であったり、あとは、今回の質問でも通告にいただきましたように、日中・昼間の火災に対する対応、そこは今後かなり重要になってくるものと思われれます。

しかしながら、機能別団員、つまり先遣隊につきましても、人数の年齢的な内訳を見ますと、高齢者の方が8割以上占めているという実情もございます。そういった意味から、今回一般行政報告のほうでも消防団の協力事業所の制度を新たにスタートさせておりますので、そういった事業所さんの協力も得ながら、ソフト面のそういった団員の消防力に関しましては、そういったところのサポートを受けながら今後考えていきたいというふうに思っております。

なお、水利の確保、そういったものにつきましては、消防だけに限らず、それは、例えば建設課サイドであったり、そういったハード面のほうからの検討も必要となってまいります。いずれにつきましても、今後消防団の本部との協議も進めながら、今後検討していきたいと考えますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 了解しました。

それでは、②に移ります。

婦人班の関係であります、まだ新設間もないということの女性班であります、その後数年たっておるわけですが、その後の増員というのがなかなか進まない現状かなというふうに思っています。

そこで、先が非常に心配されるわけですが、今本当に大事な年数でもありますので、団員数の増加に積極的に取り組んでいただいて、女性班の魅力を発揮していただくということで、組織の充実と団員の増加ということをお願いしたいと思っておりますが、その辺はいかがですか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長 お答えいたします。

今ほど議員のほうからおたいただきましたように、令和5年度からスタートしたものでございます。現在、班長以下6名の方にいろいろ活動していただいております、今年でまだ2年目というところでございます。

今後のこの増員の方向性につきましては、これは周知活動、そういったものが重要なのかなと思いますので、こちらも消防団本部のほうと協議を重ねながら、効果的な周知活動、こちらのほうに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからも加えて答弁をさせていただきたいと思います。

今回地域防災計画の中の防災会議の見直しを、さきの議会で議決をいただきまして、メンバーの入替えを行いまして、そこのメンバーの一つとして消防団の女性班の方に1名加わっていただいたというような効果も出てきておりますので、非常に女性の視点での防災活動が重要であるというふうに思いますから、今やっている活動をしっかり周知して、それが魅力あるものだ、私も入ってみたいなというような連鎖の輪を広げていきたいと、このように思っております。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 了解いたしました。

以上で、全ての質問を終了いたします。

○山内 政議長 以上で、2番、芳賀正義君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

昼食休憩とします。

なお、再開は午後１時とします。

休憩 午前 11 時 32 分

再開 午後 1 時 00 分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 渡 部 裕 太 議員

○山内 政議長 6 番、渡部裕太君の登壇を許します。

6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 議席番号 6 番、渡部裕太です。通告に従い、一般質問を行います。

私からの質問は、大きく 3 点です。

まず、1 点目、企業誘致における町の支援体制は。

南会津町の恵まれた自然環境を生かして、新たな企業活動を検討している企業が当町を訪れています。企業誘致が進んでいない現状において明るい兆しであり、喜ばしい状況ですが、町としての受入れ体制は。

以下、質問です。

①平成25年に企業誘致報奨金制度が制定されています。これまでの実績を問います。

②現在、当町での企業活動に関心を示している企業からの問合せの状況は。また、今後そのような企業への対応は。

③当町の行政組織において、企業との関わりを持つ部署は多岐にわたると思われます。企業誘致活動において、当町で新たに企業活動を希望する会社への支援と地元企業とのビジネスマッチング等を担う存在が必要と感じますが、町の考えは。

大きな 2 点目、Ｊークレジット制度導入に対する町の考えは。

平成25年にスタートしたＪークレジット制度の導入が全国で広まっています。豊かな自然を

有する当町においては、将来を見据えた自然を活用する事業として大きな可能性を感じますが、町の考えは。

以下、質問です。

①Ｊークレジットに対する町の考えは。

②民間の活力を生かして、町有林を利用したＪークレジット創出に向けた取組を検討してはどうか。

大きな３点目です。地域内公共交通の体制整備の現状は。

本年３月の伊南小野木クリニックの閉院や、伊南地域の一部地区における公共交通の不便さ解消へ向けた検討結果を踏まえ、今後の運行体制はどのように変更していくか。

以下、質問します。

①公共交通の体制整備の状況は。

②10月から尾瀬方面へのバスの発着が会津高原尾瀬口から会津田島駅へと変更になることが発表されておりますが、その影響は。

以上、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 ６番、渡部裕太議員のご質問にお答えいたします。

初めに、企業誘致における町の支援体制はに関する１点目、平成25年に制定された企業誘致報奨金制度のこれまでの実績はとのおただしであります。平成25年度に情報サービス業の株式会社イーダブリュエムファクトリーの誘致に貢献いただきました企業誘致推進員１名に対し、企業誘致報奨金として100万円を交付しております。

報奨金の内訳であります。企業誘致活動支援金として20万円、そのほか企業誘致成功報酬として80万円となっております。

次に、２点目、現在本町での企業活動に関心を寄せている企業からの問合せ状況と今後そのような企業への町の対応はとのおただしであります。現在、企業２社から問合せがあり、町内における事業計画等について、それぞれ説明をお聞きしている状況であります。町といたしましては、企業立地促進奨励金制度をはじめとした各種事業者支援制度により、町内進出が円滑に行えるよう側面から支援するとともに、企業活動に際して課題や問題等がある場合は、助言や関係機関等への相談の取次ぎ等を行いながら、企業に寄り添った誘致を進めてまいります。

次に、３点目、企業誘致活動において、本町で新たに企業活動を希望する会社への支援と、地元企業とのビジネスマッチング等を担う存在が必要と感じますが、町の考えはとのおただし

でございます。6 番議員おただしのとおり、企業との関わりは、業種、事業活動、施設規模等により法令や支援制度が異なることから、関係する部署は多岐にわたります。

企業誘致活動における進出希望企業への支援及び地元企業とのビジネスマッチングを担う存在につきましては、企業誘致が新たな産業の構築や雇用創出における地域経済の活性化が見込まれることから、それらの取組を円滑に促進させることのできる企業経営や地元企業に精通した方の活用も有効な手段の一つであると考えております。

企業誘致に当たっては、関係法令や公益性の担保など、行政での判断事項も多くあることから、活動内容のすみ分けや、より強固な活動支援体制の構築が必要となりますので、他町村の取組事例も参考にしながら、調査研究を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、J ークレジット制度に対する町の考えはに関する 1 点目、J ークレジットに対する町の考えについて、おただしをいただきました。J ークレジット制度は、地球温暖化防止推進施策として、省エネルギー設備の導入や森林管理等による二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減や吸収量をクレジットとして国が認証する制度でございます。

町といたしましては、クレジット取引により町内外企業への温室効果ガスの排出抑制に寄与できるだけでなく、新たな財源確保が期待できること、また、地球温暖化対策の P R 効果も期待できることから、有効な取組であると認識をしております。

次に 2 点目、民間の活力を生かして町有林を利用した J ークレジット創出に向けた取組を検討してはどうかとおただしでございますが、J ークレジットの対象となる森林は、森林経営計画に沿って適正に施業された森林であることが基本条件となります。町では、現在、町有林を活用した J ークレジットの導入に向けて、過去の森林施業履歴の整理とともに、費用対効果の検討を行うための情報収集に努めているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、地域内公共交通の体制整備の現状はに関する 1 点目、地域公共交通の体制整備の状況とおただしであります。これまで伊南地域の交通空白地帯の解消に向け、交通事業者や関係機関等と協議を進めてまいりました。結果として、運行事業への参入が見込めないことから、運行形態を町が運行主体とする自家用有償旅客運送として、利用者の事前予約制によるデマンド型で運行するとしたところであります。

町といたしましては、運行に関する予約と運行の業務を担うことで、地域住民の移動手段の確保に努めていきたいと思っております。

なお、自家用有償旅客運送に必要な議案を本定例会に提出しておりますので、ご理解をいただきますと思います。

次に２点目、１０月から尾瀬方面へのバスの発着が会津高原尾瀬口駅から会津田島駅へ変更となることが発表されていますが、その影響はとのおたかしであります。現在、町内で運行されている生活路線バス山口・内川線と桧枝岐線の２路線を統合し、会津田島駅から山口地区を経由して、桧枝岐村へ乗り入れる新たな桧枝岐線として、本年１０月１日より運行する予定となっております。

生活バス路線の統合については、住民の利用実態、さらには効率的な運行による経費の削減を目的に、桧枝岐村及び会津乗合自動車株式会社との度重なる競技の結果、ようやく合意に至ったものであります。

この桧枝岐線の経路変更による影響といたしましては、これまで路線バスを利用して舘岩地域の内外へ移動していた方々の利便性の低下や、会津高原尾瀬口駅の利用者の減少により、土産物の販売や食事の提供を行っている会津高原憩いの家の売上の減少が想定されます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 ６番、渡部裕太君。

○６番 渡部裕太議員 それでは、大きな一つ目から順に再質問させていただきます。

まず、企業誘致に関する再質問ですが、この企業誘致報奨金制度、１０年以上たつて１件の利用ということですが、そもそもこの制度を制定された、必要性があつて制定されたと思うんですが、その制定された経緯についてお聞かせいただきたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

こちらに関しましては、報奨金制度の経緯ということで、いわゆる町長答弁にもありましたとおり、株式会社イーダブリュエムファクトリーを誘致した際の経過が、推進員として１件の実績がございます。その経緯でございますが、その推進員におきましては、過去に日本IBMに勤務していた方でございます。もともとは地元の方だったんですけれども、当時は千葉県に在住しておりました。その後、２地域の居住をしながら、南会津の振興に協力したいということで、空き家を活用した企業誘致もライフワークにしておりました。日本IBM時代の知合いを中心に、企業、大学などを積極的に活動をいただき、候補となる２社が、その推進員の仲介により現地視察まで行ったところでございます。

この間、その推進員が自費で東京とこちら南会津町を行き来して誘致活動を行ってきたのですが、実際に誘致となると頻繁に企業訪問しなければならず、全て自費での対応が困難な状況になったところです。このような状況から、町としても企業誘致の基本合意ができたときに、報奨金ということで制度を設けましょうということで、基本合意ができたときに20万円ということで、あと実際に企業誘致が成功した場合は80万円ということで、合計で100万円の報奨金としてやった経緯がございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今のご説明いただきまして、中身的には進んだ中身があって、必要にかられて必要な経費とか、そういったものの対応というような意味で制度ができたというようなお話なんですけど、実際に今後、新たに使われる可能性というのが非常に低いのではないかと個人的には考えているんですけど、そのあたり、今後制度の中身の検討ですとか、10年たちまして、間にコロナも挟みまして、より使いやすい中身への改定、そういったところの検討は今現在なされているのでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

実際のところ、議員おっしゃるとおり、10年間で1件の実績ということで、そういう部分では今の時代に見合った、地域に見合ったものにきちんと見直すべきだなというふうには感じているところです。

今後、そういう部分での様々な制度も含めて、こういった報奨金制度が実際に今後生かされるのかどうかも含めまして、今後検討してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今回の報奨金制度だけではないですが、全体的な制度として、やはり制定してしばらく時間がたっているものに関しては、ある程度時代に合わなくなっている部分もあるかと思いますので、その都度、定期的な見直しも必要かなと思いますので、その点、今後も検討していただきたいと思います。

さらに、実際にこの導入のあったイーダブリュエムファクトリー、こちら誘致ということで、実際に稼働して、私も施設のほうを何度か利用させていただいております。ただ、実際には、こちらホームページのほうにも記載があるんですが、2022年10月19日から実質休業状態ということで、施設が使えないような状態になっているんですが、ここに関して町のほうで把握している状況のほうをお聞かせいただきたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

まず、平成25年の11月に、南会津町との企業進出協定を締結しました。その際に、その仲介に入った推進員の方に報奨金を支払っております。その翌年、平成26年8月に、イーダブリュエムファクトリーの操業が南会津町で開始をされました。従業員3名の体制で行ったということで、業務内容としましては、東京都ですとか環境省、福島県、日本赤十字社、西郷村のサイト作成の管理ですとか保守業務を行うという業務内容でございました。

その後、平成28年に、今度は宿泊業の許可を取得しまして、クラウドキャンプという名称で、従業員8名体制で国際武道大学ですとかトレイルラン等のスポーツ合宿、そして会津大学生のプログラム開発の合宿などの受入れを行ってきたところでございます。

令和になりまして、令和2年9月に、その5人中3人が退職ということで、本業である情報通信業について事実上といいますか、停滞をしまして、宿泊業だけに集中しようということで、業務の転換ということになったわけですが、当時のその会社の代表の意向としましては、これまで同様にIT企業としての事業展開を継続していくんだという方針でございましたので、そういう部分では、町との協議もきちんと調整をさせていただいていたところでございます。

令和4年11月ということで、ホームページは12月となっているんですけども、その前にもいろいろ会社との企業との調整、協議を行いまして、先ほど言いましたクラウドキャンプについても、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして売上げが激減しまして、単独での運営は困難になってしまったところです。会社としては、共同での事業展開できる企業が見つかるまで休業したいという方針で、町でもその調整を行ってきたところでございます。

しかしながら、IT企業としての期待はできることから、今後その企業との情報をきちんと情報の共有を図りながら、今後の動向を見定めながら、町としましてどこまで支援していくかという部分では、今後検討していきたいなというふうには思っているところでございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 これまでの経緯の説明のほうをいただきまして、実際に私もクラウドキャンプのほうを数回利用させていただきまして、ジムもかなり高価な器具を入れていますし、ボルダリング施設、地元の人たちも楽しめるような中身にもなっております。実際宿泊ということだと、先ほどおっしゃったように合宿の方が中心だったということもお聞きしております。コロナ禍を経て、その影響もあったということですが、実際に設備のほうの話をちょっと

私も聞いていまして、お風呂に使うボイラー、そちらが故障して使えない状態で、お客様もなかなか入れられない状況だというような話も聞いております。

こういった実際に操業した方がいいが、少し事情があって休止してしまう、で、まだ現状としては再開のめども立っていない、そういった事例が今回あったことから、誘致したらそのまままで終わりではなくて、その後、結局雇用の確保という面で、継続するために町として何ができるのか、そういったところに重きも置いて、これから検討していく必要もあるのかなと考えております。

その点については、いかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

この施設そのものの建物に関しましては、当時は町の持ち物でして、その後、イーダブリュエムファクトリーさんに購入していただいたという経緯がございます。そういう購入時も、当時その設備関係とか多少なりとも古い建物というか、建物的には経過していましたので、そういう部分を条件にした価格で購入していただきましたので、その辺の条件はきちんと整理した中での協定につながったのかなというふうには思っております。

ただ、やはり町としても、議員おっしゃるとおり、できるだけ町としての支援という部分では、きちんと企業に寄り添った部分での協議は当然必要ですので、そういった部分で、今後何が必要なのか、そういう部分での協議といいますか、話を行いながら、継続して今の事業を展開できるような形で、町としても支援してまいりたいなというふうには感じているところです。

○山内 政議長 6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 はい、了解いたしました。

それでは次に、答弁の中に、現在、2つの企業から問合せがあつて、町内における事業計画等について、それぞれ説明を聞いている状況というような答弁がありましたが、その2社に関する事業計画等について、中身の概略で構いませんのでお教えいただきたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

ざっくり言いますと、IT企業的な事業を展開している会社がそれぞれ2社ありまして、そういう方が、ある意味今ある公共施設だったり空いている施設だったり、そういうものを活用しながら、ちょっと事業を展開したいというところまでしか、まだ協議はしておりませんので、そこまでの程度ということで、ご理解ください。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 ざっくりとした中身のほうをお聞かせいただきまして、そこに関して、町に対する企業側からこういうふうな環境を整えてほしいですとか、何か要望はありましたでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

特に町に対しての要望的なものはございませんで、例えば施設の紹介ですとか、こういう条件に見合った施設を紹介できればという形での協議はしているところです。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 答弁のほうにも側面的なところからの支援ということで、町で行っている企業立地促進奨励金制度、そういった紹介、県のほうでも企業誘致する企業に対しての支援というものを行ってございますので、そちら併せてより誘致しやすいような提案、そういったものを町としても、せっかくこれだけ全国様々な市町村がある中で南会津町に話しに来ていただいているということを踏まえて、ぜひそういった受入れ体制のほうをしっかりと整えていただきたいと考えております。

質問事項でいきますと③のほうの再質問に移りたいと思います。

答弁の中に、企業経営や地元企業に精通した方の活用も有効な手段の一つだというような中身がありましたが、実際に企業誘致を担当する部署、部門、担当者というのが、今南会津町にはない状態であります。県のほうでは、企業誘致課という課まで設置してやっているわけではありますが、町単位でそこまで課をつくるとか担当者を用意する、そういったことが厳しい場合においても、通年の雇用でなくてもよろしいかと思うんですが、こういった間を取り持ってくれる方、外部委託とか、そういったことでぜひ町と企業と間をつなぐような存在が必要かと思うんですが、その点に関して、町の考えをお聞かせください。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

商工観光課の組織の中に、商工振興係そして観光交流係がございます。商工振興係の中に雇用対策係長を1名設けておりまして、係という部分での名称はございませんが、その中でいろいろな雇用対策の協議会の組織の事務局であったり、当然企業誘致だったり、あと毎年高校生を招いてのセミナーであったり、そういった部分での取組はしているところでございますが、今ほど言いました雇用対策協議会も、なかなか内部の組織、議員のほうも4名選出していただ

いておりますが、なかなか内部の協議会の中での意見交換だけに絞られてしまっておりますので、そういった部分では、町としましては、その関係、雇用促進ですとか企業誘致関係の有識者、いわゆる振興局ですとか、あとハローワークですとか、そういった様々な雇用に関する関係機関もきちんとその協議会の中に取り入れるような組織の見直しも、今検討中でございます。

そういった中での情報をきちんと共有しながら、そういった外部の意見という部分では、非常に重要な意見、今後の取組の中で重要な意見となることもございますので、そういった部分での見直しを行いながら、組織としてその大枠の中で総合的な雇用対策、企業誘致的な町の取組を検討していければなというふうには考えております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 組織の話になりますので、私のほうからもお話をさせていただきたいと思えます。

現在、商工観光課長が言うように、商工振興係のほうに雇用対策担当係長を置いて、担当者は明確になっているということでございますが、一方、外から見たときの受皿として、相談窓口としての役割なり位置づけというのはどうかというふうにと考えると、ちょっと弱いかなというふうに私も思います。

就任以降、企業誘致をなるべく進展させたいという思いから、福島県の企業立地課、それから東京事務所の企業誘致課、そちらのほうにお邪魔をして南会津町への可能性のある企業誘致の話をしていただきました。その中で、企業誘致とはちょっと違いますが、動き出してきたのが、旧檜沢中学校跡地を活用したドローンの冬期間の実証実験を含めた活動というところで芽が出てきたのかなと、そこから具体的な雇用を生み出すような企業進出につながるというようなことを、私としては望んでいるところであります。

今回2つの案件で商工担当課長からお話ししましたが、これらについては南会津町の立地それから自然環境、そういったものをうまく利用しながら、こちらに入ってきていたいという、まだ入口の段階です。そういう芽をどうやって町のほうでしっかり捉えてサポートして、そして制度的にも町としてできること、側面的にできること、そういったものを今後やはりもう一度見直しをして、コロナ禍明けの対応というところは、町としてしっかり位置づけていく必要があるかと思えます。

そういう意味では、内部組織をどうするのかという点と、外部の方の力を借りて動かす組織をどうするのか、この2つの視点があろうかと思えます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今、町長のほうから、南会津町の立地と自然環境を生かした誘致につなげていければという点で、これは私個人からの提言というか個人的な意見にはなるんですが、データセンターというのを企業誘致でやっている地域がありまして、データセンターを誘致するに当たっての条件は何かと言いますと、まず地盤強固で災害に強いこと、そして非常時の電源が確保できること、そういったことを踏まえますと、南会津町は水の被害等は定期的にございますが、地震による被害はかなり少ないと考えております。また、非常時の電源というところにつきましては、現在、町内において小水力等の発電事業を計画して水量調査を行っている企業もあると聞いておりますので、そのあたりのある意味誘致してくる企業同士のマッチング、そういったものも大いに使って、ぜひ南会津町で誘致していただくように、確かに先ほど町長おっしゃいましたように、外部から見たときの受皿、企業誘致に関してどこにまず相談したらいいんだろうというところが、確かに明確でなくて、そういう部署があったほうがいいのではないかなというような声を聞いた中で今回の私の質問であることを理解していただいた上で、さらに進めていっていただきたいと考えております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 ただいま議員からデータセンターという具体的な誘致の手法ということでご紹介いただきました。

私もそこを着目してまして、この地域の災害の少なさ、特に地震災害の少なさについては、ほかの地域と比較すると売りになるだろうと思います。地震対策の国のホームページを見てみますと、全国の地震動地図、地震が動く地図というのがあるんですよ。ここの部分を、赤いところが危険なところ、可能性のあるところ、南会津は黄色っぽい色分けになっていまして、非常にほかの地域と比べると安全であると、首都圏と近いということを考えたときに、データセンターの立地というのは、やはりピンポイントで考えていく視点があるだろうと、こういうふうに思います。

5月ですか、県の東京事務所に行ったときにも、その話をしてきました。「データセンターとして南会津に来ていただけるような企業があれば、ぜひお知らせください。」というようなことを言ったときに、先方からアドバイスで言われたのは、「データセンターというのは面積が結構広い面積が必要で、機器を冷やすために電力を相当使う、その辺のところがポイントですね。」という話をされました。また、私のところに来訪された方の情報で知り得たのが、千葉県印西市、こちらではデータセンターの誘致に市を挙げて取り組んで、非常に効果を上げているというような事例もございました。町としても、このような優位性をしっかり裏づけを

持って、今後、誘致に向けた活動をしていきたいと。

昨日の新聞記事だったか、浜通りで1か所データセンターの立地について合意がされたというような情報がありましたけれども、我々としては、津波の被害はまずない、地震のところ、そこら辺をPRして、首都圏との距離的な優位性、そういったものを訴えながら、今2つ挙がっている相談案件とは違いますが、また独自にそういった地盤強化のためのそれを好んで来ていただけるような業種、事業者があるかどうか、引き続き活動していきたいと、このように思います。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 町長から前向きな答弁のほうをいただきましたので、ぜひ今後とも検討を続けていっていただきたいと思います。

もう一点なのですが、企業誘致という観点で、ふるさと南会津会についての質問をしたいと思うんですが、実際に私も本年、ふるさと南会津会のほうに参加させていただきまして、担当の方もふるさと南会津会において企業誘致の案内、ぜひ南会津に企業の誘致をお願いしますというような案内もしているという話も聞いております。

ただ実際に、その会の中身自体が地元ゆかりの方が半分、あとはそのお知り合いの方というような状況でして、実際に理想的だなと思うのは、地元出身者で東京の企業で活躍されて何か地元に戻元したい、そういった方たちが参加されて、どういったことで還元できるか、そういったことを話し合えるような場になることを私個人として望んでおりまして、その点について、町から出資もしていますので、出資といいますか費用を出しておりますので、その点について今後の南会津会の在り方という意味で、そういったような形の方向性を考えていけないか、その点についてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私からお答え申し上げます。

今のところは、ふるさとに愛着があって南会津を応援しようという緩やかな関係で、ふるさと会の会員が集まってきていると。やはり南会津に来ていいところなので、自分も賛助会員として協力しましょうというのが、今の組織の流れです。

しかしながら、全体的には会員数の減少とか企業立地の強力なバックアップをいただける力があるかということ、残念ながらそこはあまり高望みできないかなというのが、正直な思いであります。運営されている会長さん、副会長さんのほうには、そういったところで議会の議論にも上がってきたというような話は、私から申し上げたいと思います。

それから、南会津会とはまた別なんです、会津方部の組織として、赤べこ会等があります。これは中央の会津全体の著名な方が集まってくる団体ですが、そういったところにも私は出ておりまして、やはりそういった人脈を通して、南会津に入ってきていただくような取組というのは、非常に重要だと思っております。

引き続きセールスを欠かすことなく、その目を探っていきたいと、このように思います。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 はい、承知いたしました。

それでは、大きな2つ目、Jークレジットのほうの再質問に移らせていただきます。

当町は「自然環境が豊かだ。」ですとか「森林がたくさんある、これは財産だ。」なんていうことをよく言われておりますが、実際にその自然環境を価値として認識できているかという点と、できていないのではないかという点から質問させていただきます。

Jークレジット制度を利用して二酸化炭素の削減を環境価値ですね、自然の価値の見える化という点で、Jークレジット制度を導入してはどうかというような中身で、答弁のほうでは、新たな財源確保ですとか地球温暖化のPR、有効な取組であると認識しているということに答弁のほうをいただいております。

近隣でいきますと喜多方市がJークレジットを導入しております。中身としましては、森林経営活動、市で有する林、市有林を利用してクレジットを創出しているというような中身です。ただ、Jークレジットに関しましては、かなりやり方が多数ありまして、南会津町に私のほうで②のほうで提案させている町有林を利用したもの、これは森林吸収というところですね、それ以外にも省エネルギーですとか再生可能エネルギー、そして廃棄物、廃棄物ですと主に中身は食品廃棄物の堆肥化ということでして、ここに関しても南会津町はごみが多いということもありまして、これから先取り組んでいくべき中身であるのかなと思うんですが、今回に関しては森林に関しての質問ですので、その点を重点的に質問したいと思います。

今、現段階では、費用対効果の検討を行うために情報収集に努めているということですが、具体的にその情報を集めるに当たって、町として、こういった方向性でのクレジット創出か、クレジットを創出した後の取組、事業としてはどのようなものの方向性でいくのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

先ほど町長答弁にもありましたが、こちらのJークレジットの算出する条件といいますのは、

これまで森林整備をしてきた人工林で、認証期間中のこれから行う施業の面積が主立った基礎の数値になります。加えまして、天然林にいきますと、制限林ということで、保安林に指定されているところの部分についても、そのクレジットの対象となるというようなことが把握させていただいております。

一方で、南会津町の町有林につきましては、伐期齢を迎えていまして、町としましては、そちらについては立木の売払いというような形で財源も確保させていただいておりますので、森林整備をした上での吸収量と伐採したときの排出量という差がクレジットというふうに認識しております。

こちらのクレジットにお金に換えるという場合については、大きく分けて２段階ほどの手続が必要だというような形になっておりまして、まずはプロジェクトの登録というところで、プロジェクトの計画書というものを作るというところの部分も審査を受ける必要があると。そのプロジェクトの審査の部分で、どのような形で吸収量を算出するかというようなモニタリング報告書というものを作らなければならないという形になっております。こちらについても、費用の審査手数料というところがありますので、そこを勘案させていただいて、町として有利な財源まで確保できるかどうかという、現段階では調査をしているところでございます。

ただ、町長の答弁にもありましたけれども、南会津町は森林が多くございまして、やはりこちらの今、潜在化している価値につきましては、やはり埋もれているというところの部分もありますので、そちらについて、なるべくお金に換えるというような仕組みづくりというか、手段の部分での検討はこれからもしていきたいと考えております。

○山内 政議長 ６番、渡部裕太君。

○６番 渡部裕太議員 クレジットの創出に関しては、今すぐどうこうできる短期間での話ではもちろんないと思いますので、これまでの計画に沿って検討のほうが必要だと思います。そのクレジットを創出した後の事業に関して、それも重点的に検討していかなくてはいけないかなとは考えておりますが、幾つか他市町村の事例のほう、ご紹介させていただければと思います。

まずは、これは鳥取県の日南町というところで行っているものなんですけど、道の駅ですとかそういった売店におきまして、商品に１円をプラスして、それというのを消費者が負担して１円分を寄附というような形で支払いをして、オフセット、クレジット分を消費者に買ってもらおうというような取組をしているところがあります。正直、ここですと導入に際して特に負担が少ないところではあるのかなと思います。

もう一つ、財源の確保というようなところで答弁にもありましたが、ふるさと納税の返礼品として、カーボンオフセットをした証明書というものを交付して、ふるさと納税した方へ支払っていただき、町のクレジット分を購入していただくというような中身の事業もごございます。

それ以外に、南会津町は木の町としても売り出しているわけですから、イベント、きとねでのイベントですとか、そういったものに対して、イベントにおけるカーボンオフセット、そういった取組も大阪のほうで実際に「空気のみらいEXPO」ということで実施したところがあります。そこには出展する参加者のほうにご負担いただいて、イベントを行うことによって出る二酸化炭素の排出量、そういったものを事業者負担でオフセットしていただく、相殺していただくというような中身になりまして、ここに関してはある意味環境活動へのPRというようなことで、南会津町の木の町を売り出すということでも、将来性、アピールがあるのかなと考えております。

ほかにもいろいろ取組はたくさん、私の調べたところでもありますが、やはりその町、町に合ったやり方というのを今後検討していかななくてはいけないのかなと考えております。

この点に関しては、町もこれから情報収集に努めるということですので、答弁のほうは不要で、次の3番目、地域公共交通の……

○山内 政議長 答弁を求めたほうがいいんじゃない。

町長。

○渡部正義町長 答え申し上げます。

今具体的に非常に参考になる事例を例示していただきました。そういったところを含めて、環境に対する町としての貢献、さらには眠っている資源を価値のあるものに変えるというお金が残る仕組みというか、そういったところは非常に重要な視点だと思いますので、今までも担当部署のほうにJ-クレジットの検討の話をしてきましたが、さらに複数の部署に及ぶ内容でございまして、町として担当課のほうに再度調査を命じまして、情報収集から着実に進めていきたいと、このように思います。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 はい、了解いたしました。

それでは、大きな3点目の再質問に移らせていただきます。

公共交通に関して、3月の定例会においても質問をさせていただきましたが、その後の検討結果ということで、今回の議題のほうにも載っております。まず、伊南地域ですね、交通空白地域だった多々石地区も、今回は対象になっている検討をなされたということで、大変地域

の方も喜ばしいというふうに感じているのではないかと思います。

そういった中身のほうでの質問を少ししたいと思うんですが、今回、伊南地域のデマンドタクシーに関しまして、指定場所がありまして、その指定場所間での乗り降りの移動はできないというような説明になっているんですが、指定区域間での指定場所間での乗り降りができないというふうにした理由は、まず何でしょうか。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○菅家康夫伊南総合支所長 お答えをさせていただきます。

この交通空白地輸送運送の主な許可の関係がございまして、まず、運送の区域というのが、定めなければならないものがございまして、必ず発地、出る場所または到着する、これについてはいずれか一方、伊南地域に設けなければならないということで、許可の要件になってございます。さらに、南郷地域の指定区域につきましては、南郷地区のほうで乗合タクシーを運行しておりますので、そちらのほうで対応していただくというような内容でございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 はい、中身について理解いたしました。

こういった制度の中身、今回新たに行うことですので、利用される主に高齢の方が対象になってくるかと思うんですが、こういった方への今後の説明体制ですとか利用に当たっての周知、そのあたりはどの程度まで考えているのでしょうか。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○菅家康夫伊南総合支所長 お答えいたします。

この自家用有償旅客運送につきましては、本定例会におきまして条例の制定、さらに関連の補正予算、こちらを提出しておりますので、議会の議決をいただいた後に周知を開始する予定としております。

主な方法としましては、まず伊南地域全戸にチラシの配布、さらに4月から行っている南郷地域、それから舘岩地域の無料送迎バスの利用者、この方についても周知をしたいと思います。さらに、南郷と舘岩地域の指定乗降場所、こちらについても説明をしていきたいと思います。

なお、現在のところ各行政区長さんのほうから要望のあったところにつきましては、地区に出向いて地区の説明会、これについても準備をしているところでございます。

いずれにしても細かい制度になりますので、利用者に分かりやすいチラシの作成と案内をしていきたい、このように心がけていきたいと考えております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今、支所長のほうからの説明で、かなり丁寧にご説明されるんだなということが分かって安心しました。

もう一点、館岩田島地域間のデマンドタクシーについて、再質問させていただきます。

今回の変更点としましては、祝日と年末年始も運行すると、そして本数も館岩から田島に来るものは倍の4本、田島から館岩に行くのは1本増の3本ということで、乗り降りの指定場所についても、今まで9つだったところがトータルで35、かなり利用がしやすいような状況になっていると、私も確認させていただきました。

実際にこちらに関しましては、檜枝岐線と山口内川線の一本化による影響で、体制を手厚くしたという中身であると思うんですが、この点につきまして、以前、山口内川線の負担分、檜枝岐との負担分というのが半分半分であったというような中身を聞いております。今回、一本に統一されたことによって、南会津町の負担は4割、檜枝岐は6割というような状況になるというようなお話もお聞きしましたが、そういった割合が変わったことに対して、檜枝岐との協議の中身、そういったところはどのような感じだったのかお聞かせいただきたいと思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

路線バスの運行方法についての協議の中身であります、今まで町では今回事務報告に載せていただいておりますが、令和5年度であれば両路線合わせて5,000万円超えの支援をしているところでございます。こういったことが以前からありまして、町としてはあまり利用者がいない部分であったり、利用者がいないことによって補助金が嵩んでいる路線については再編したいということで、平成31年から檜枝岐と具体的に協議を進めてきたところであります。

その中で、檜枝岐村さんの思いといたしましては、檜枝岐村の住民の方が病院に来る際に一番便利な方法ということで、山口経由での路線というものを希望されました。それについて町のほうでは、どちらか一方で一つに絞れば、それで経費がかなり浮くかなというふうを考えておりまして、町の財政負担の軽減という視点から、そういった協議を進めてきたところでございます。

今回、本町が4割で檜枝岐村さんが6割になった経緯につきましては、町は当初、利用者がそんなにいないであろうということから、今もそうですが、内川線については2往復の運行をしております。そのまま2往復のままでどうだろうというような協議をしてきましたが、檜枝岐村さんとしては、やはり尾瀬のお客さんのことを考えると、夏場、尾瀬シーズンであれば4往復にしてほしいというような要望がありまして、その増便した分について檜枝岐村さんが、

その分6割持ちますというような話を聞きました。そういった経緯から、町と檜枝岐村との負担割合が合意が図られたということでございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 はい、中身について理解いたしました。

それでは、最後、②のほうの再質問に移らせていただきます。

尾瀬行きのバスの発着駅が変更になったことによる影響ということで、答弁のほうには憩いの家の売上の減少ということでありましたが、実際に私、日曜日、9月19日に憩いの家のほうを訪問しまして、現状のほうを確認、話を聞いたりもしました。

実際、現地のほうに貼り紙もありました。以下の貼り紙の中身のほうをちょっとご紹介させていただきます。

令和6年9月30日をもって、会津高原尾瀬口駅発着の路線バスの廃止が決定いたしました。これにより会津高原憩いの家をご利用されるお客様が減少することが懸念されます。そのため、当店は10月より規模を縮小した営業をせざるを得ない状況になり、やむなく恋路茶屋を休業することといたしました。憩いの家開業以来、会津高原尾瀬口駅を利用されるお客様はじめ滝原地区の皆様にもたくさんのご愛顧をいただきまして、誠に感謝申し上げます。誠にありがとうございましたというような貼り紙が、現地のほうにございました。

実際に現在、尾瀬の利用者の方が会津高原尾瀬口に8,400人ほど訪れているということで、それが急にゼロになるわけではないと思うんですが、かなりの減少が見込まれるわけです。実際に利用者としても、東武で行っている尾瀬夜行ですとかスノーパル、時間帯的には憩いの家を利用するような時間帯には利用されておりませんので、実際にはかなりの打撃が憩いの家に対してはあると思います。

実際に憩いの家が設置された目的を考えますと、条例のほうに野岩鉄道及び会津鉄道利用者の利用の便に供するために設置するというような中身がございます。これから先、駅の利用が減っていく中で、そもそもの役割、存在意義の見直しも必要ではないかと思うんですが、その点については町の考えはいかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 会津高原憩いの家に関しましては、今後、町の方針としましては、廃止に対する考えはございません。やはり初めて福島県に入る野岩鉄道、会津鉄道から来る関東からのお客様が一番最初に降りる駅として重要な位置づけにしていると感じております。

ただ、やはり憩いの家の運営に関しましては、指定管理として株式会社みなみあいづに受託

をしていただいていた経過がございまして、そういった部分での人手不足ですとか経営がなかなかうまくいかない、その売店も食堂も含めまして、なかなかうまく機能していなかったという部分もありました。やはりコロナ禍の中を、コロナ禍が収まってからも、なかなか売上げが伸びてこないという部分もございましたので、そういった部分での会社の縮小、食堂の縮小にはなったのかなというふうには感じておりますが、町として先ほど言いましたように重要な拠点となっておりますので、そこは継続してきちんと運営させていただきたいなというふうに感じております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今ほど商工観光課長としての答弁を申し上げましたけれども、ここの公共施設16施設の中の一つに入っておりまして、株式会社みなみあいづとしては運営が独立して運営するのが難しいので、今後の運営について町と協議をさせていただきたいということで、令和7年度以降のここの見通しについては空欄になっている施設でございます。

一方、評価結果の書類を見てみますと、規模を縮小しつつ残すべきだと、やはり必要な施設ということでございまして、町としてあの施設を利用が少ないからなくしていいかということではないと思います。それをどういう形で存続させるのか、場合によっては指定管理料を新たに計上して、トイレの維持管理の分を町として持つとか、そういったところは今後、会社のほうとも協議をし、また、議会のほうにも報告をしながら、この憩いの家の今後の在り方については検討していくということになるかと思います。

議員から存在意義、それから設置目的を含めた見直しというようなお話をいただきましたけれども、開設当時のことを考えると、やはり拠点施設であることには違いないと思います。路線バスの変更、運行経路が変更になって、大きな影響が出ていることは承知はしますが、やはり町としての経済的な町の負担を考えると、やむを得ない判断ではないかと思います。それらを最小限にとどめるべく、滝原地域の方々との話合いも含めて、今後実施していく必要があるものと、このように思います。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 バスの発着点の協議については、もちろん前々から行われていたことだとは思いますが、発表として地元の方々にとっても急なことだったということで、困惑されている方もたくさんいらっしゃるかと思いますので、その点に関しては、町の真摯な対応がこれからも求められると思います。

公共施設の管理計画の中でも、目的としては維持管理、最適化を図ることが目的とあるよう

に、公共施設をただ減らせばいいということではなくて、減らすのが目的ではなくて、財政負担をない状態で適正に運営できるのであれば、減らす必要はないわけです。あくまで減らすというのは手段であって、状況に合わせた経営の手法を考えて、規模を縮小してやれる中でやろう、そういったことがこれからこの施設にもそうですが、そういった検討を地域の方々を含め丁寧にやっていくべきだと考えておりますので、その点だけ最後に力強くといいますか、一番、今後公共施設の管理に対しては、たくさんの課題があるでしょうから、議会を含め町のほうと協議しながら、慎重に進めていっていただきたいと考えております。

○山内 政議長 町長。

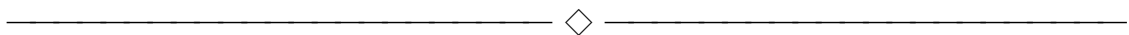
○渡部正義町長 お答え申し上げます。

今、議員がおっしゃられたこと、本当にそのとおりでございまして、一方で16施設の観光施設の在り方が問われまして、これからいよいよその方針を決めていく重要な過渡期になっていると思います。

しかしながら、これまで果たしてきた役割それから影響、そういったものをもろもろ整理した上で、議会のほうにお示しをし、関係する方々への丁寧な説明をして、公共施設の適正な管理に努めていきたいと、こんなふうに思います。

○6番 渡部裕太議員 以上で、一般質問を終了します。

○山内 政議長 以上で、6番、渡部裕太君の一般質問を終わります。



◇ 酒 井 幸 司 議員

○山内 政議長 次に、1番、酒井幸司君の登壇を許します。

1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 議席番号1番、酒井幸司。通告に従いまして、一般質問を行います。

質問は2件ありまして、1件は災害時の備えは

災害時の備えはという質問を私がして、ちょうど1年が経ちました。この間、能登の震災、震度7が元旦に起きて驚かされ、その後も各地で震度5以上の地震が10数件起きています。また、台風や線状降水帯での局地的な災害も全国で多発しています。

①備蓄品は数量的に昨年と同じですか。

②全国的に災害が多発している中、我が町の備蓄品は足りていますか。

③緊急の場合に困らないよう、どこに格納されているかハザードマップ等に表示することは可能か。

2 件目、南郷地域の水源は

現在、21の給水地区があります。7 地区を水根沢水源、14地区を地蔵沢水源（台板橋地区）、12月から3月までだけ下山水源より3地区に給水している状況です。昭和61年4月に開始した地蔵沢水源は早38年経過し、老朽化も進んでいます。何事もなく機能してはいますが、いつ不具合が起きてもおかしくない状況です。

そんな中、①新規の水源調査もしくは廃止した水源の見直しと現状の調査を実施する予定はありますか。

②今の状況で地蔵沢水源に不具合が生じたときの対策は検討しておりますか。

以上で、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 1 番、酒井幸司議員のご質問にお答えいたします。

初めに、災害の備えはに関する1点目、備蓄品は数量的に昨年と同じですかとのおたがでございすが、備蓄品につきましては昨年も購入しており、飲料水2,680リットル、長期保存食3,230食を備蓄しております。

地域別の内訳といたしましては、田島地域、飲料水2,064リットル、保存食1,750食、館岩地域、飲料水240リットル、保存食500食、伊南地域、飲料水240リットル、保存食500食、南郷地域、飲料水136リットル、保存食480食と、このようになっております。

なお、賞味期限を考慮して古いものから消費し、消費した分を買い足ししながら、一定量を備蓄するローリングストック方式により管理しておりますので、備蓄している量は毎年おおむね同じ量になっております。

次に、2点目、全国的に災害が多発している中で、我が町の備蓄品は足りていますかとのおたがであります。備蓄品については、住民や自主防災組織、事業所等が「自らの命は自らで守る、自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが最も重要であると考えます。

町における備蓄及び調達、自助・共助により賄われる備蓄物資等を保管する目的で行われているものでありますが、先ほども答弁申し上げましたとおり、一定量の備蓄品は確保しているほか、有事の際には災害時における物資供給に関する協定を締結している事業者からの物資供給も可能であることから、有事の際にも対応できる状況にあると考えております。

3点目、緊急の場合に困らないようどこに格納されているかハザードマップ等に表示することは可能かとのおたかしであります、ハザードマップは自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難所、避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図とされております。

本町で作成したハザードマップにおいては、国で示した手引に基づき作成していますが、備蓄倉庫等については避難所も兼ねており、地図面が煩雑となることから、記載はしておりません。

なお、表示の必要性については、今後検討していきたいと、このように考えております。

次に、南郷地域の水源はに関する1点目、新規の水源調査もしくは廃止した水源の見直しと現状を調査する予定はとのおたかしであります、南郷地域に限らず新規の水源調査の予定はありません。また、廃止した水源についても、地蔵沢水源からの配水流量で十分供給されてきていることから、水源の見直し、現状調査の予定はございませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に2点目、今の状況で地蔵沢水源に不具合が生じたときの対策は検討していますかとのおたかしであります、施設監視システム、これにより配水池水位から流入状況についても常時監視を行っており、現時点では異常は確認されております。

なお、不具合が生じた際の対策につきましては、日々の監視の中で早期に不具合を発見し、調査と原因の追究を行うことで、対策を講じられるよう努めておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひをいたします。

○山内 政議長 1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 去年から比較して、大分また水ですとか食料品など増えていると思ひます。それから、やはり協力してもらえる業者さんも、会津パッケージ株式会社さん、段ボールベッドと簡易トイレ、毛布等の支給は優先的にということが、南会津町も徐々にその備えというものが整ってきたのかなと思ひています。

ただ、数量と内容をどこにあるのかというのは、やはりちょっと早めに必要だと思ひますね。だからハザードマップでなくても、何か内容と数量ぐらひは、どこどこに格納してあります的なものがあればいいかなと思ひますけれども、その辺はどうでしょうか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長 お答えいたします。

まず、ハザードマップ、③の質問に関連しますけれども、町長答弁にありましたように、ハザードマップにつきましては、国で示した手引書に基づき作成しております。その手引書の中身をちょっと簡単にご説明させていただきますけれども、作成時の注意事項としまして、まず情報を増やし過ぎて見にくくならないように気をつけてくださいという点が、まずございます。つまり、同じ地図上、ある程度限られたスペースになりますので、その地図上にいろいろな情報を載せてしまいますと、もともとのハザードマップの目的が達成できなくなるであろうというところから来ているものであると思います。ですので、伝えるべき情報、あるいは全体のバランスに配慮して載せてくださいというような取扱いになってございます。

今ほど議員のほうからおただしがありましたように、たしか一般の方につきましては、実際その備蓄品、どこにどれぐらいあるのかというような情報提供については、こちらのほう、情報をやはり周知していく必要性もあるだろうというふうに考えますので、こちらも町長答弁にありましたように、今後その表示の必要性あるいはその表示の仕方、内容につきまして、今後検討していきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○山内 政議長 1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 早急に何かそういったものを発行していただければと思います。

その次、2点目の南郷地区の水源なんですけれども、自分も地藏沢の出口、国道の下を出ていきますので、なるべくそこを通るようにして、水量的なものを眺めたりしているんですけども、確かにタフな水源で、38年間問題なく水の供給がされているみたいなんですけれども、そこで話はちょっと変わるんですけども、企業誘致ですとか新規産業なんかを進めるに当たり、水をちょっと大量に使うものですとか、そのものを進めるに当たって、水不足まではいつてないかもしれないですけども、また多く使う内容が南郷地区に発生した場合に、やはりちょっと後手を踏むのではないかなと思うんですけども、また、数量的にどのぐらい常時水源から供給されていてという監視体制にあるので、お聞きしたいんですが、大体1日ですか、年間とするとちょっと大きくなり過ぎるので、1日大体どのぐらいの水量があるものなのか、ちょっと教えてください。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

まず、水源からどれぐらいの水が湧いているかというのは把握できていなくて、配水池の水位がどのように動くかというので見ておりまして、水位というのはかなり安定しています。で

すので、使用量が増えたからといって、きゅっと下がったりというのは、ほとんどない、地蔵沢については、かなり本当に優秀な水質、水量ともに優秀な水源だと思っています。

大体8月の1日の平均配水量ですと、手元にある資料ですと、660立方メートルということになっております。

以上です。

○山内 政議長 1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 分かりました。

数量的にはおおよそあそこを通ってみると、本当に大雨の日でも日照りの日でも何か定水量、あそこから配水されているような、あそこが一番端末だと思うので、よく分かるんですが、そこでやはり水脈、水源を国道側に地蔵沢、水根沢、今まであった小野島、大昔は和泉田にもあったのかもしれないですけども、反対側の全然違う水脈からの1か所ぐらい、本当に予備で水源として使えるようなところがあればなとは自分では思っているんですけども、その辺はどうでしょう。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

まず、町長答弁にありましたとおり、地蔵沢水源で今十分賄えているということもありまして、新規の調査する予定はないということと、あと過去に井戸を掘って新たな水源を探したことが何件かありまして、私の把握している限りですと、平成29年と令和2年に2回、別々の地区ですけれども、井戸を掘ったことがありました。

平成29年の際には、井戸を掘ったんですけども、水質に問題があって使えなかったと、で、再度別のところに井戸を掘って、ようやく確保したと。それから令和2年のときは、掘ったところ水が出なかったと、1回目は。2回目は掘ったんですけども、水質に問題があって、今まだ使えていないというふうな状況で、新たに水源を求めるというのは、すごく難しいということと、あともう一点、地蔵沢に限らず町内の水源ごとのバックアップがあるところというのは、ほとんどない状況なんです。

ですので、地蔵沢だけにフォーカスしてバックアップ施設を造るというのは、ちょっと考えられないところでございます。ですので、町長答弁にありましたように、常時監視システムで管理をして、何か本当に重大な事態が起きる前に、予防保全的な処置で対応していくというふうに考えていますので、ご理解願いたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私からも答弁をさせていただきます。

水道事業会計という、そこでできる水を安価につくり上げて、住民の皆さんに使っていただくというこの基本を考えると、予備といえども町としての維持管理コストが発生します。これについては、必要であれば対策を講じる必要があると思いますけれども、現時点、南郷の水源については安定をしていて、町でもクラウドシステムでそれぞれの配水池、それから漏水の状況も暫時確認できている状況であります。現時点においては、現状の維持管理を継続するという形だと思います。

あと提言いただきました企業誘致等のときの対応として、それは手遅れになるのではないかなというようにお話がありましたが、それについても、やはり水道事業という一つの会計のことを考えると、それはまた別問題であろうかなと、このように思います。

○山内 政議長 1 番、酒井幸司君。

○1 番 酒井幸司議員 はい、分かりました。

一つお聞きしたいのが、最後に、下山の水源を12月から3月まで使えるというのは、下山の水源が渇水時期にもかかわらず3か月使えるということなのか、あと4月から11月まではなぜ使わないのかというか、使えないのか、それと小野島のほうが廃止ということで、もう使わないということなのですが、水源が駄目なのか、あと施設が駄目なのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○山内 政議長 答弁は。

南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

下山水源については、夏期、夏場ですが、若干水質検査をすると、塩素消毒はしておりますけれども、1個2個の細菌が出ました。冬場は温度が安定しておりますので、その3か月間については、そういったことで使用させていただいている状況はありました。

ただ、今ほど環境水道課長からございましたけれども、地蔵沢水源は水が大変安定しておりますので、今年度は使用する予定はございません。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 小野島水源の話があったかと思いますが、私、記憶が間違っていたら訂正してください。井戸を掘っているんですけれども、この水質自体が濁りが発生しやすいということで、いろいろ対策を講じたんですが、うまくそれが解消できないという水質上の理由で、小野島の水源はコスト的なことを考えると使用を中止したほうがいいだろうと、その分、地蔵沢

を含めた南郷地域全体の配水で賄えるという、そういうふうな長期的な考え方に立って、水源の廃止に至ったというふうに記憶をしております。

○山内 政議長 1 番、酒井幸司君。

○1 番 酒井幸司議員 私自身、長らく南郷地区にいなかったもので、何かやはり災害にしても何につけても水というのが一番に考えるものですから、ちょっと質問をして、明確な答えありがとうございます。

まだ言うかという感じなんですけれども、本当に備えあれば憂いなしという感じなんです、それは予算やらお金に関わるものだから大変だなと思うんです。それで自分も地質とか汚水とかの技師なので、その調査の大変さとか見極めというものは大変なものだと分かるんですが、何かどこか最近の災害状況を見た場合に、水ほど大事で水ほど恐ろしいものはない、そのためにやはりくどいですが、備えあればのほうを何とか進めていってもらいたいなと思いつつ、質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、1 番、酒井幸司君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は午後 2 時 40 分とします。

休憩 午後 2 時 25 分

再開 午後 2 時 40 分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

————— ◇ —————

◇ 楠 正 次 議員

○山内 政議長 12 番、楠正次君の登壇を許します。

12 番、楠正次君。

○1 2 番 楠 正次議員 登壇順序 11、議席番号 12、楠正次です。

それでは、通告に従い一般質問を開始いたします。

大きく 3 点であります、1 点目は、林業振興と森林経営管理制度についてであります。

森林面積約810平方キロメートルは、町の総面積の約92%を占めています。広大な森林面積を持つ我が町にとって、林業の振興は活性化の大きな柱と考えております。境界不明の状況は、林業振興の足かせになると心配をしているところでもあります。過日、田島地域の方から、境界が確認できないために商談が頓挫して残念だったという話を聞きました。

①私有林所有者が伐期適齢期の立木を売りたい、林業事業者が買いたいと、双方の意思が整っても、境界が確認できないため契約に至らないとの声を聞きましたが、実態はどうでしょうか。こういう声は届いているかどうかです。

②として、森林環境譲与税の使途が公表されております。令和元年度から令和3年度まで、意向調査費として合計1,854万円が計上されています。令和4年度に同事業費は記載されといませんが、所有者の意向調査は終わりましたか。

③令和4年度には、経営管理意向調査事業費712万円が計上されています。森林経営管理法にのっとり事業化する考えですか。

④としては、森林経営管理制度では、森林所有者が市町村に経営管理を委託できる制度と考えています。境界不明・所有者不明の森林は受託できると考えてよろしいでしょうか。

⑤森林環境譲与税の、令和元年から、だんだん増えてきておりますが、現在高、令和6年度の予算でいいますと、6,000万円ちょうどというふうな予算がありましたけれども、その部分の残高と事業計画をお示しいただきたいというふうに思います。

2点目の、健康増進事業日程についてであります。

令和6年度の南会津町健康増進事業日程表に乳がん検診日程が記され、田島地域は40歳代及び50歳以上の対象者は8月5日から9月5日の間に9日間の検診日が設定されています。

西部3地域の検診日程に、舘岩地域だけ1日だけで選択肢がない日程表になっています。舘岩地域の方から、今、いろんな事業所等で人手不足で、65歳を過ぎて仕事を辞めていた人が、人手不足のため請われて働き始め、小規模の職場のために、「中抜けや休暇が取りにくい。」「その1日だけだと受診のできない人が出てしまう。」との声が、多くの町民ではなく2名の方から届きました。

①として、乳がん検診の目的を伺いたいと思います。

②として、過去3年間の4地域対象者数、受診者数及び受診率をお示してください。

③としては、舘岩地域の検診日程を1日のみとした背景及び理由をお示してください。

大きな3点目ではありますが、3D教育プログラム。

3D教育プログラムは、進路実現とグローバル社会で求められる能力を生徒一人一人に身に

つけさせることが目標です。この事業で成功をされた菊地淳氏は、先ほどの話の中にも出てきましたけれども、ふるさと南会津会の副会長をしておられます。KA教育代表取締役社長であり、本町にセミナーハウスを持ち、5月の連休、祇園祭、お盆、年末年始を社員及び関係者と過ごしておられます。

生徒に夢を与え、これができるであります、3Dの1つであります。夢に向かわせ、大丈夫、夢を実現させる、大成功のコンセプトで行われる教育プログラムであります。実践エゴグラム教育とグループコミュニケーション教育の2つの柱で成り立っています。

小さくて見にくいかと思いますが、これが、マークシート方式で、ここに、3つのマークをするところがあって、この中から選んで50問を回答することで、その人の自我、性分というか性格、そういうものが把握できるという制度ということであります。

このチェックシートを提出しますと、このように点数、KA教育のほうで点数が示されます。この点数をグラフに表すことができます。そして、この点数が、これは桂榮恭郁という偽名で出ていますけれども、CP、NP、A、FC、ACということで、この分析がされます。

このCPというのは、クリティカルペアレントといって、厳しい親の心、厳しい心という分析結果になります。NPが高いと、ナーチャリングペアレントといって、優しい親の心、全体的に優しい心を持っているかどうか。Aはアダルトということで、ここは、大人の心、考える心が働くと。次のFCはフリーチャイルド、自由奔放な子供の心、明るい心が示される。そして最後のACというのは、アダプティッドチャイルドといって、従順な子供の心、人に合わせる心、これらが示されるというふうに言われております。診断結果では、このように表ができて、CP、NP、A、FC、ACが、このように、どれが高く、これはへの字型ですけれども、日本人に一番多い形が、こういう形だそうであります。

これは、決して、知能を測るとかそういうものではありませんので、安心して受けていただいていいというふうに言われています。そして、これが、1つの例として出してありますけれども、グループコミュニケーションの項目、グループコミュニケーションを5人とか7人とか、担任の先生がKA教育の指導の下にグループコミュニケーションを行って、その中で、それは道德の時間を利用してされているということは聞いています。そして半年後に、さらに、この先ほどのマークシートのテストをやることによって変化を分析し、適切な指導、補助、そういうものがされる、それが、1年間の費用としては、5,000円まではかからないし、数千円というふうに聞いております。

本町の生徒たちが、このプログラム診断を行って変化を分析し、グローバルな社会で生きる、

社会に必要とされる人間力アップ、これに取り組むと、これが今、菊地代表は、46都道府県でこの事業を実践されているということでもあります。何十万人という方のデータがあるというようにも申しておられましたので、ぜひ、これを進めて、我が町の子供たちの性格を分析し、子供たちの能力を発揮し、社会に必要とされる人間を輩出するというような目的のために、今回この提案の中の3点目を質問させていただきました。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 12番、楠正次議員のご質問にお答えいたします。

初めに、林業振興と森林経営管理制度に関する1点目、立木売買時における境界不明の実態はとのおただしであります。私有林所有者の相続による世代交代や高齢化、所在不明などのために現地確認が困難であることや、境界情報を把握している方がいない等の問題について、お聞きすることがあります。しかしながら、境界が不明確であるために立木売買が行えないという声は、今のところ、町には届いておりません。

次に、2点目、森林環境譲与税の使途が公表されています。令和元年度から令和3年度まで、意向調査費として合計1,854万円が計上されています。令和4年度に同事業費は記載されていませんが、所有者の意向調査は終えたのか。

そして、3点目の、令和4年度には経営管理意向調査事業費712万円が計上されています。森林経営管理法にのっとり事業化する考えかとのおただしをいただきました。関連がありますので一括してお答えを申し上げます。

本町における意向調査は、令和元年度から意向調査業務として開始し、令和4年度に森林経営管理意向調査業務と名称を変え、継続して実施しているところであります。

事業の実施に当たっては、森林経営管理法などにに基づき、森林所有者の意向調査や経営管理権集積計画の作成などを経る必要があることから、一定の期間を要します。

引き続き、事業化に向けた調査検討を実施してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、4点目、森林経営管理制度では森林所有者が市町村に経営管理を委託できる制度と考えます。境界不明・所有者不明の森林は受託できますかとのおただしをいただきました。

境界不明・所有者不明等の森林は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等により、一定の期間を経て町で管理することは可能となっております。

次に5点目、森林環境譲与税の現在高及び今後の事業計画はとのおただしであります。令

和5年度末の森林環境譲与税基金残高であります、9,397万円となっております。

森林環境譲与税の主な使用用途としては4項目ありまして、1点目に森林整備、2点目に人材育成、3点目に木材利用、4点目が普及啓発に資する事業とされております。

本町では、4項目の中でも喫緊の課題である森林整備に重点を置き、森林経営管理制度における意向調査をはじめ、様々な事業を実施しているところであります。

年度ごとの事業計画は策定していませんが、今後も森林整備を中心としながら、人材育成、木材利用、普及啓発についても、林業全体の活性化を図り、事業効果を最大限に発揮させるための各種事業に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、健康増進事業日程に関する1点目、乳がん検診の目的を示せとのおただしでございますが、乳がんは、無症状のうちから検診を受けることで早期に発見でき、適切な治療によって治癒の確率も高くなると言われているため、乳がんの早期発見・早期治療を目的として実施しているものであります。

次に2点目、過去3年間の4地域対象者数、受診者数及び受診率を示せとのおただしであります、数字をこれから申し上げます。

令和3年度が、田島地域は、対象者数4,368人、受診者数699人、受診率16.0%、舘岩地域は、対象者数679人、受診者数63人、受診率9.3%、伊南地域は、対象者数595人、受診者数65人、受診率10.9%、南郷地域は、対象者数931人、受診者数137人、受診率14.7%。

令和4年度であります、田島地域は、対象者数4,290人、受診者数699人、受診率16.3%、舘岩地域が、対象者数645人、受診者数69人、受診率10.7%、伊南地域は、対象者数566人、受診者数71人、受診率12.5%、南郷地域は、対象者数890人、受診者数130人、受診率14.6%。

令和5年度であります、田島地域は、対象者数4,212人、受診者数678人、受診率16.1%、舘岩地域は、対象者数627人、受診者数67人、受診率10.7%、伊南地域、対象者数561人、受診者数63人、受診率11.2%、南郷地域は、対象者数857人、受診者数129人、受診率15.1%と、このようになっています。

次に3点目、舘岩地域の検診日程を1日のみとした背景及び理由を示せとのおただしであります、町の各種検診日程は、4地域ごとの受診者数を参考に次年度の受診者数を見込み、決定しているところであります。

乳がん検診につきましては、令和5年度から検査方法が変更になり、1日の検査可能人数が増加したことから、全体的な見直しを行い、舘岩地域については検診日程を半日減の1日とすることになりました。なお、同様の理由で、田島地域についても、令和5年度からの検診日程

を1日減の9日としておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、教育行政に係る分を除いてお答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 私からは、3D教育プログラムについてお答えいたします。

3D教育プログラムの目的である生徒一人一人の進路実現やグローバル社会で求められる能力の育成という観点、さらには、実際のプログラムである実践エゴグラム教育とグループコミュニケーション教育という2つの柱立てについては、生徒の夢を実現させ、社会で活躍できる人材を育成する実践的な教育プログラムであるという印象を受けました。特に、生徒の長所を伸ばし自己肯定感を高めることは、これからのグローバル社会に対応した人材育成に適した教育プログラムの1つであると感じております。

現在、グローバル社会に対応した人材育成においては、語学力やコミュニケーション能力はもちろんですが、積極性や協調性など、多岐にわたる能力と経験が必要で、それらを身につけるためには多くの時間がかかるということが課題として挙げられています。

同プログラムの実践例にもありましたが、中高一貫教育の学校において、同一生徒が6年間継続的にプログラムに取り組むことで、より効果が表れ、3D教育プログラムの真価が発揮できるのではないかと感じております。

本町におきましては、国際化、グローバル化に対応するため、英語が話せる人材の育成に努めているところでありますが、3D教育プログラムについては、中学校長等の管理職に紹介させていただき、まずは各学校の先生方の意見を伺いたいと考えておりますので、ご理解願います。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 それでは、順次再質問させていただきます。

まず、売買が契約に至らなかったということは町に届いていないという答弁でありましたけれども、あまり細かくはしゃべれませんが、荒海地区の女性の方からの声でありました。そして、森林組合に出向いて、知り合いの方に、これは元議員だということですが、森林組合に出向いて、境界確認、確定等、どういうふうにしたら売買ができるかということ聞いても、森林組合でも境界を確定するようなものは持っていないために、そこから先に話が進まず、結局、売買は、売りたい、買いたいという話の中ではできたけれども、実際に契約には至らなかったということでもありますけれども、入会林野整備事業、舘岩地域なんかはかなりの

量をやっているんですけれども、田島地域では少ないというふうに、前に聞いたような気がします。田島地域の森林簿というのは農林課でお持ちなんですか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 議員おただしのとおりです。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 はい、分かりました。

それで、田島地域の民地私有林は、字限図だけしかないところが多く、面積も地形も実際とは合致しないということを事業者から聞きましたけれども、これは事実なんですか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えします。

今ほどの質問であります、まずは、今、伐採届といいますか、森林簿の閲覧というものについては、パソコン上のクラウドで表示することができております。町のほうにご来庁いただきまして、森林簿の閲覧ということになりますと、その森林簿から図面等の部分を提示させていただいていることにしております、そちらのほうで、今、この所有者の場所を特定するというようなことでお渡しをすることは可能です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 ご質問の内容が、字限図と森林面積の地形が違っていると、それが事実としてあるのでしょうかというお尋ねかと思います。

私も、これまでの経験則でお話ししますが、田島地域においては、境界の確定ができていないために、字限図の地形と現地の地形が合わない、または、そこに登載されている面積と現地の面積が合わない、そういうことは往々にあり得る話だというふうに認識をしております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 了解しました。

実際の私有林を売るとき、所有者と隣接地の地主が立会いの下、ここが境界でいいですねとかと両者の了解の下、今度は町に対して伐採の届出等をして、それは許可ではないんですよね、伐採の通知書というか、そういうものが発出されて、初めて伐採をして、伐木をして、売ったりというような事業に進むというふうに聞いたんですけれども、そういう形で、実際に森林簿等で確認ができなくても、隣地の地主同士が、ここでという、ここからここまでということで確認をすれば、売買は、そして町に届出が必要なんだと思いますけれども、という流れの中で、売買は可能、商談は成立する、事業化できるというふうに考えてよろしいですか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

今ほど、議員のおただしのとおりということで結構かと思います。こちらにつきましては、令和5年4月1日に伐採届の制度が改正されております。この中で、届けにつきましては、所有者と伐採事業者の連名での届出となっております。町につきましては、その伐採の内容について、町が持っている町の森林整備事業と適合しているかどうかの確認をさせていただいていきますので、そちらの民地の部分につきましては個人の所有者同士でのお話というふうに理解しておりますので、そちらについては町は関わることなく、民間同士のお話の中での取り扱いになっていると理解しています。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 そうですね、私ごとでの契約となりますけれども、でも、今、最初にお答えになられた令和5年4月に改正になって、所有者と事業者連名の届出書、これは必要で、その後、町から、許可証ではないんでしょうけれども、そういうものが出されるということですね。確認です。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 議員おただしのとおりになります。

町から出るのは、適合書というものになります。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 はい、分かりました。

それでは、2番目の再質問に移りますが、森林経営管理意向調査業務として継続しているという答弁がありましたが、内容的には変化はないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えします。

令和4年度につきましては、再度、こちらについては森林環境譲与税の事業を活用しているということになりますので、そちらの事業の明確化をさせていただいたというところの部分で、名称を変更したのみでありまして、内容については何ら変更はありません。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 意向調査は、訪問して聞き取りをするのか、それとも、文書で何項目か意向を聞くというようなことでされたのか、どのような方法で、手法でされたんでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

こちらの意向調査につきましては、町職員のほうで、まずは、登記簿等々で所有者の特定はある程度させていただいているところです。そちらについて、所有者のほうで、複数いれば複数の方にお送りさせていただいているというところになります。

調査内容の内容でございますが、まず、お持ちの人工林の場所を明示させていただいた上で質問事項に入らせていただくんですけれども、これからの森林整備を自分で行うか、または、町に任せるかというようなところから始まりまして、町に任せたいという場合ということと、場合によっては、森林事業者のほうに、あなた様の意向をお伝えさせていただいていいかというような同意を書かせていただくような質問項目になっております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

森林所有者で、その意向で一番多いもの、1点でいいです、それは、自分たちではもう整備はできないから町に依頼するというようなものが多いのかなと想定しますけれども、そこだけ、1点お聞かせください。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

こちらの意向調査につきましては、令和元年度から令和5年度までしておりまして、そのうちのおおよそ40%が、町にお願いしたいというような意向ということで結果が出ております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 40%ということで分かりました。

一定の手続きというふうな、先ほど答弁があったんですけれども、この一定の手続、④のところで、これは具体的にどのような内容になるのでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えします。

まずは、意向調査と同じなんですけれども、また、その土地の所有者の探索を行うというところがあります。その上で、不明者の場合については、町が公告をします。公告期間については6か月以上という規定がありまして、それを受けて、異議申立てがなければ、県のほうにそれを申告させていただいて、協議をしていくというふうな形になりまして、その上での設定というふうに手順はなっております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 不明者の部分も、公告という手段を取って、6か月、その申出がなければできるといふふうに理解しました。

しかし、町で森林整備、管理ができると理解しても、そこには、やはり所有権は存在するんだろうと、その人の登記は移していなくても、相続権のある人、そういう人たちには所有権は残ると思うんですけれども、その辺は、町で行っていく上では特に問題は生じないんでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○楠 昭農林課長 お答えいたします。

こちらのほうにつきましては、町長答弁でありましたが、特別法の措置になっておりますので、土地の所有権ということよりかは、立木の管理という話になりますので、すみません、ちょっと出てこないんですけれども、所有権ではなくて、管理権というところで、立木の管理をしていくというような法的な整備になっているということです。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 ちょっと分かったような分からないようなんですけれども、森林経営管理制度、このメリットには、今言われたようなことがメリットなのかなと、あると思うんですけれども、メリット、所有者、林業事業者、それぞれにメリット、デメリットがあるのかと思いますけれども、想定されていることはどういうことがありますか。

○山内 政議長 農林課長。

○楠 昭農林課長 お答えいたします。

こちらのメリットとしましては、現在の森林管理につきましては、立木の価格が低迷していることによって森林の伐採が進まないという現状がございます。そちらについては、環境税を使いまして森林整備を行うという形で、森林の循環をしていくというところの部分のメリットがあるかと思います。

ただし、実際にこぎつけるとなると、本町の場合ですと人工林の面積が少ないので、意向があっても、その面積を集約しないと経費倒れになってしまうというようなおそれがあります。また、そこに行くまでの広葉樹、人工林の整備だけではなくて、やはり、その隣接する広葉樹も含めた形で整備をしていかないと、そこについても、なかなか森林整備が進まないという現状もございまして、その部分がデメリットとしてあるかと思います。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

先ほど、森林環境税は、⑤になりますけれども、9,397万円というふうに答弁がありました。今年度の予算書では623万5,000円、これが上がっていました、あくまで予算であります、この事業、譲与税はこの金額で入ってくると想定して、これにプラスされるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○楠 昭農林課長 お答えいたします。

今年度の譲与税の見込みですが、6,235万円ほど見込んでおります。こちらにつきましては、国のほうで基準がありまして、人口割、林業従事者数、あとは民有林の人口林面積というものを勘案させていただいて交付されるものとなっております、こちらの割合が年々変わってくるんですけれども、今年度以降につきましては6,000万円程度で推移していくというふうに見込んでおります。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

森林の持つ公益的機能を見ると、地球の温暖化防止及び水源涵養、国土の保全など、住民、国民に広く恩恵を受けるものというふうに考えております。近年頻発する線状降水帯などに遭遇したときに、適正に管理されていない森林は大きな被害が、農地のみならず宅地まで生じるということが懸念されるわけですが、発生リスクの低減に努め、住民の安全・安心に資するべきというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○楠 昭農林課長 お答えいたします。

議員おただしの見解で結構かと思えます。やはり、森林については、手を入れて、そこになりわいを育むというところが大事かと思っています。また、荒廃していく森林につきましては、そういった手を入れることによって、循環をしていくというところについては、この広い森林を持っている我が町としましては必要な事業だろうと考えております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 それでは、大きな2点目の再質問に移ります。

対象者数、受診者数、受診率、極端な変化は3年間でないということが、先ほどの答弁の中で分かりました。

田島地域は16%で、分母が大きいですから699人とありましたけれども、館岩地域は9.3%、

63人、10.9%、65人、それが、館岩と伊南の違いであります、これは3年間見ても数人の差で推移しております。ということは、先ほども話しましたが、館岩地域でも、私のところに話しかけた方は、2日あると、職場も2日分けて、中抜けであったり休暇が取れるということで、1日だけだと、その職場内がなかなか離れられない、なので、半分、もしくは40%ぐらいの人が受診できなくなってしまう可能性がある、ので、半日、半日でもいいから、2日間の日程を取っていただければよかったなということを聞いたんですけれども、それは難しい話でしょうか。人数的には、伊南は1.5日になっています、1日と半日が1回、南郷地域は1日が1回と半日が2回、南郷地域は人数も多いです。倍以上といいますか、ありますから。でも、伊南と館岩はそう変わりがないので、半日、半日でもというような声があったので、それは検討はされたのかどうか、伺いたいと思います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

日程の調整につきましては、先ほど町長答弁でも申し上げましたとおり、その年度の受診者、受診率を見ながら翌年度の日程を組んでいくということが前提なんです、その前段で、まず、日程の総枠がございまして、その総枠につきましては、福島県の保健衛生協会、こちらのほうで、検診バスの手配と、あとスタッフの手配もありますので、まずは、その年度のその町の受診者、受診率等を見ながら、今年度でいいですと、11月か12月ぐらいに保健衛生協会から大枠の提示がございまして。そういった枠をいただいてから、町の保健師、現場をある程度把握している職員等が各4地域の割り振りを行います。したがって、そういった総枠が、まずは町のほうに提示されて、その総枠によって4地域の振り分けを行うというような流れで日程を検討して調整しております。

先ほど、町民の方から、2名という、そういった選択肢があると、もう少し受診率が上がるかもしれないという、そういった可能性もありますので、そういった声を反映させていただきながら、そういった声を受け止めながら、改めて、また日程の調整、枠の調整等はしていきたいというふうに思っております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 総枠で保健衛生協会のほうから示された中で日程を調整したということですが、先ほどの繰り返しになりますけれども、伊南地域と館岩地域で1.5日と1日、この0.5日の差というのは大きいと思うんです。ただ、それを増やせではなくて、0.5、0.5でも、南郷で0.5が2回あるわけですから、それと館岩の0.5を1日の中で組み合わせるとかとい

うことは可能だというふうに考えていますので、検討されるということなので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、そもそも受診率が、対象者数に対して低いというふうに思うんですけれども、11月から12月にかけて、問診票が届いて、意向調査というか、来るわけですけれども、この低さというのは、例えば、集団検診は嫌だから、個人で病院に行って検査をする、人間ドックで毎年検査をするとかというようなことも考えられるのかと思いますけれども、そういう数字というのはなかなか把握するのは難しいですか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

おたしのとおり、その数字を把握することは困難だというふうに思っています。議員おたしのとおり、検診バスを回して各地域でやる検診というのは、受診率を上げるには、やはり限界が来ているのかなというふうには思っているところでございます。広報活動も、保健師も含め、担当職員も非常に広く情報発信を行いながら、何とか受診率を上げようという取組をしているんですけれども、何せ日程が決まっている中での受診率を上げていくというのは非常に難しいのかなというふうに感じています。

そこで、我々が、今後検討するのであれば、やはり、施設検診、人間ドックというお話もございましたが、そういった各医療機関の協力を得ながら施設検診を増やしていくと、そういったことは、今後、町内での施設検診というのは非常に厳しいんですが、町外のそういった医療機関、検査ができる医療機関と連携しながら、受診率を上げるような取組は今後検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 最初の目的のところで、早期発見、早期治療を目的として検診を実施するというふうな答弁がありましたけれども、厚生労働省のホームページで見ると、乳がんの完全治癒、ステージの0期、1期で見つけると、ほぼ100%近い完治というふうなことが載っています。

ということは、毎年受けるにこしたことはないですけれども、2年に一度でも同様の効果があるということは、今年受けられなかった人は必ず来年受けるために努力しましょうと。そして、自分の命を守るため、そして、最終的には医療費も、入院、手術等々になれば大きな予算がかかることになりますから、医療費が上がることにもなりますし、そういうことも低くする、

そして命を守る、健康な体で過ごしていただくということで、そういう検診日程だったり、あとは、目的をしっかりと理解していただく、周知はしていて、これ以上のことはなかなか難しいということでしたけれども、自分の健康を自分で守ると、これはほかの、検診日程にはいっぱい項目がありますけれども、乳がんというのは40歳、50歳代とかになると非常に見つけやすいというようなこともありますけれども、何歳ぐらいまで、この低さというと、もう70代とか80代の人というのは受けていないのか、10%とか9%というと、100人いたって、1桁しか受けないというようなことは、健康福祉課としたら、保健師とかからしたら、何でこんなに少ないんだろうということになると思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

今回も、受診者数、受診率等の数字は集計したんですが、ここが、議員おただしのとおり、やはり年代別の数字を出して、どの年代が少ないのかと、もうちょっと詳しい検証はしていかなければいけないなというふうに思っています。

おただしのとおり、年配の方々は、もう予約はいいやという声も実際は把握していますが、そういったデータをもう一度しっかり把握をして、検証しながら、なるべく、やはり早期発見ですので、本当にそれが必要な年代に対しては、もう少しPRの仕方も変わってくるかと思しますので、そういった検証をしながら、工夫をしながら進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

それでは、先ほど、教育長に答弁いただいた部分に移りますけれども、実践エゴグラムというのは、その人の性格が、どのように機能しているかということを、分析理論を、6月には私、ダニエル・ゴールマンのEQ、エモーショナルクォーシェントの話、心の知能指数ということをお話させていただきましたけれども、ジョン・デュセイという方が1973年に発表した手法、それを菊地淳様が入り入れて、自分でチェック表等々もつくられて、東京都内の学校などは本当にすごい量の、3月までに1年間の予定が埋まってしまうというほど、今、需要が多いそうです。

それは、子供たちが、菊地氏が25年前に始める頃に、IQの高い子供でも暴力行為を起こしたり、校内暴力だったり、家庭内暴力だったり不登校だったり、そして、殺人事件まで発展す

るようなことがあって、どうしてこういうふうになるんだと、知能とそういうことの関連を調べたときに、その心理学者のジョン・デュセイ氏の研究結果に着目して、この事業に取り組んで、今、すごい売上げをもって、子供たちの健全な成長を助けるということで、素晴らしい仕事というふうに私も聞いています。

私は、ふるさと南会津会で副会長をされているというところで初めて出会って、これまで、そういうところで出会った後、私も、その話に共鳴をしまして、KA教育、3D教育プログラムというのをホームページ等々を見ながら研究して、ああ、素晴らしいことだなということで、そんなに費用もかかりません、一月の給食費ぐらいで1年分のサポートができるわけでありまして、1人の生徒の。とすると、一番いいのが、自我が形成される中学生から高校生、先ほど、中高一貫という話、ここは特に町で、中高で、中学と高校というふうに、この事業を進めたら、本当にその子供たちは大きく変わって、菊地さんが言うのには、大学に行くことだけが人生ではない、その子の性格上、そして自分の好み上、こういう道に進みたい、それが正しい選択かどうかというようなこともチェックできる。

そして、このチェック表、先ほど、お見せしましたピンクの色のついているチック表は、皆さんにもぜひやっていただきたいということで、皆さんにこれをやっていただければ、それは無料で診断はしますということなので、学校で取り組む場合は、学校長から教職員全員が、それを無料で受けるそうです。そして、自分の性格判断をした上で、これは子供たちにもやらせてみたいなという判断で実施になるというようなことなので、私たちの町で、議会で今回取り上げるという話をしたときに、議場に約40人、どうでしょうかねと言ったら、それはぜひ、やりたいとおっしゃる方がいらっしゃれば無料で診断はします。そして、その結果を見て、自分で、それは菊地氏が、生徒にはグループコミュニケーション等々で、長所の生かし方、そういうようなことを指導する、先生方にもそういうことはお伝えするそうですけれども、大人の場合には特にそういうことはなくて、あなたの性格はこういう性格ですからというところ、先ほど出た、CP、NP、A、FC、AC、こういうものが、どういうふうな位置にあるかというようなことが診断できるということなので、ぜひ、これはやってみないと、町長も聞かれたことがあるかもしれませんが、今は、子供たちだけでなく、明治安田生命の新入社員が480人ぐらいいるそうなんですけれども、そこの企業も、今このエゴグラムのチェックを入社時にするというようなことですから、町で全員にやれとかと、新入社員にやれとかではないですけれども、我々議員も、これは、議員総意がなければできないのかもしれませんが、こういふことで、この信頼性というのをぜひ検証していけば、校長先生、管理職にお伝えするのにも

説得力があるのではないかなというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

町長、いかがでしょう。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 受けるか受けないかは、それぞれ個人の判断にお任せするということになるんじゃないでしょうか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 この３Ｄ教育プログラムの実践例等を見せていただいて、本当に答弁で申し上げたとおり、大変貴重な取組かなと思っています。

このエゴグラムそのものについては、我々教職員も受けています。というのは、今メンタルヘルス対策ということで、先生方も大変精神的にまいっているというんですか、そういうメンタルヘルス対策として、先生方も研修等で、私も受けた経験ございます。そうすると、自分がどういう今自我状態だと分かりますので、そういった臨床心理学的にも非常に有効な手段かと思っております。

これを教育現場ということなんですけれども、ご存じのとおり、OECDの中では、日本の子供たちは自己肯定感が非常に低いという、アメリカ、イギリス、フランスあたりに比べると自己肯定感が低いと。それはなぜかということで、いろいろ問題はあるんですけれども、あまりにも先生方に、あれやりなさい、これやりなさいという、従順型に育ってしまうというんです。そういったことで、自主性が育っていないということで、一時、自己教育力、自分というものをほかから見る、メタ認知とかメタ思考とか言われますけれども、それが教育の最終目標になるかと私は思っていますけれども、自分をもう一人の自分で見つめてコントロールというんです。そういった自分が育てていければいいという意味で、そういう意味でも、この３Ｄ教育プログラムというのは価値ある取組かなと思っています。

グローバル社会ということで話題がありましたので、本町では、国際化に向けては、英語を話せる人材育成ということで取り組んでいますし、そういった意味もありまして、これを各学校にやる、その前段階として、校長先生方にも、先生方も実際受けている人は多いと思いますので、こういうのを紹介というんですか、まずは校長あたりに紹介して、取組はどうかとか、その辺のご意見を頂戴しようかと思います。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 今、教育長から、自己肯定感が低いというお話が出たので、菊地さんの言葉、先にお聞きしたときに、先生方にお話しするときに、３Ｄは、先ほど言いました、

できる、大丈夫、大成功という頭文字を取っての３Ｄですけれども、今までの教育現場というのは、結構、駄目なところを見つけて、できないところを見つけ、駄目だと叱り、そして、結果は大失敗、この３Ｄが逆につながるというようなことを、私ではないです、菊地代表がおっしゃっていました。そういうことも、結構単純な話だけでも、今までの教育の中にそういう部分、親も先生も、そういうことが結構、できない部分を指摘をしたりとかと、それではなく、やっぱり、長所を伸ばし、褒めてあげて、できる、大丈夫だよと言ってあげると、それが自己肯定感も育つのかなというふうに思いますので、先ほど、各校の先生方にも情報を提供して検討するということなので、これで質問を終わります。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 12番議員の再質問の中で、大項目１番の④番の土地不明の受益の部分の再質問の中で、正式な権利について、私のほうで、ちょっと正式にお答えできなかったのも、ここでお答えさせていただきますけれども、町につきましては、この特別法に基づきまして、経営管理実施権というものが付されると、その上で、土地不明者の部分につきましては森林整備ができるというような法の体系になっております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○１２番 楠 正次議員 すみません、今ちょっと早口で、特別法に基づき、経営、その後、もう一度ゆっくりしゃべってもらっていいですか。

○山内 政議長 農林課長、ゆっくりしゃべってください。

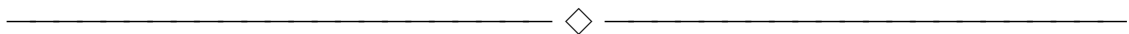
○橘 昭農林課長 大変失礼しました。

経営管理実施権というものが付されるということになります。

○山内 政議長 よろしいですか。

○１２番 楠 正次議員 はい、以上で終わります。ありがとうございます。

○山内 政議長 以上で、12番、楠正次君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会します。

明20日は、午前10時から開議し、議案審議を行います。
ご苦労さまでした。

散会 午後 3時37分

令和6年第3回南会津町議会定例会 第4日

議事日程（第4号）

令和6年9月20日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第85号 南会津町自家用有償旅客運送条例
- 日程第 2 議案第86号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第87号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
- 日程第 4 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 報告第 7号 令和5年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について
- 日程第 6 報告第 8号 債権放棄の報告について（公営住宅使用料）
- 日程第 7 報告第 9号 債権放棄の報告について（奨学資金貸付金）
- 日程第 8 報告第10号 債権放棄の報告について（水道料金）
- 日程第 9 報告第11号 債権放棄の報告について（排水施設使用料）
- 日程第10 議案第88号 令和5年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第89号 令和5年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第90号 令和5年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第91号 令和5年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第92号 令和5年度南会津町水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第93号 令和5年度南会津町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 議案第94号 令和6年度南会津町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第95号 令和6年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第96号 令和6年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第97号 令和6年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第98号 令和6年度南会津町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 追加日程第1 議員派遣の件について

追加日程第2 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1 番	酒 井 幸 司	議員	2 番	芳 賀 正 義	議員
3 番	湯 田 剛 正	議員	4 番	星 和 孝	議員
5 番	古 川 晃	議員	6 番	渡 部 裕 太	議員
7 番	森 秀 一	議員	9 番	湯 田 芳 博	議員
10 番	室 井 英 雄	議員	11 番	丸 山 陽 子	議員
12 番	楠 正 次	議員	13 番	湯 田 哲	議員
14 番	高 野 精 一	議員	15 番	渡 部 訓 正	議員
16 番	山 内 政	議員			

欠席議員（1名）

8 番	川 島 進	議員
-----	-------	----

説明のための出席者

渡 部 正 義	町 長	佐 藤 一 範	副 町 長
川 島 敬 章	教 育 長	月 田 啓	総 務 課 長
星 良 栄	総 合 政 策 課 長	渡 部 さつき	税 務 課 長
鈴 木 秀 和	住 民 生 活 課 長	湯 田 賢 史	健 康 福 祉 課 長
楠 昭	農 林 課 長	渡 部 秀 介	商 工 観 光 課 長
室 井 利 和	建 設 課 長	遠 藤 知 樹	環 境 水 道 課 長
渡 辺 健 二	会 計 室 長	星 貴 夫	農 業 委 員 会 長
阿久津 勝 英	学 校 教 育 課 長	廣 野 友 一 郎	生 涯 学 習 課 長
渡 部 浩 明	舘 岩 総 合 支 所 長	菅 家 康 夫	伊 南 総 合 支 所 長
平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長	渡 部 寛	代 表 監 査 委 員

事務局職員出席者

星 博 文 事 務 局 長 阿久津 文 稔 議 事 係 長

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いいたします。

都合により欠席届のあった議員は8番、川島進君です。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意願います。



◎発言の申出

○山内 政議長 ここで総務課長より、発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

総務課長。

○月田 啓総務課長 おはようございます。

総務課長の月田です。

既に配付をしております令和6年第3回議会定例会の配布資料の一部に誤りがございました。

修正箇所につきましてご説明をさせていただきますので、お手数とは存じますが、修正をお願いいたします。

なお、正誤表を事前に配付させていただいておりますので、併せてご確認をお願いしたいと思います。

まず、別冊で配付させていただいております、令和5年度事務報告主要な施策の成果、この冊子をご用意いただきたいと思います。こちらの資料の137ページになります。6の項に地域振興緊急対策事業という項目がございます。6.の地域振興緊急対策事業、こちらの中に少し段を下りていただきますと、購入者数という項目がございます。こちら資料のほう、3,339人ということになってございますが、こちらが誤りでございまして2,056人に訂正をいただきたいと思います。

事務報告につきましては以上でございます。

続きまして、令和5年度決算概要をご用意いただきたいと思います。令和5年度決算概要でございます。

こちらの5ページでございます。

5ページの表の下から文章が始まってございます。この文章の3行目になります。3行目のほうにずっといっていただきますと、公営企業債償還に伴う繰入金となってございます。この「くり」という字が本来、糸偏でございます。今回、手偏になってございましたので、糸偏への修正をお願いしたいと思います。

続きまして、同じく決算概要の26ページをご覧くださいと思います。決算概要の26ページでございます。こちらのページに第18表 介護保険料（第1号被保険者）収納状況という表がございます。こちらの右から4項目になります。こちらのほうに構成比（％）という項目がございます。こちら四捨五入の関係での誤りがございました。合計が100.1となってございます。こちらにつきまして一番上の94.3を94.2に修正をいただきたいと思います。あわせまして合計の欄になりますが、100.1を100に修正をいただきたいと思います。

次も同じく決算概要でございます。35ページをお開きいただきたいと思います。

第7（一般会計）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業という主要事業一覧がございます。この番号4でございます。こちら事業名の欄でございますが、原油価格高騰対策事業となってございますが、原油価格の後ろに等を挿入していただきまして、原油価格等高騰対策事業の誤りでございました。そのように修正のほうをお願いしたいと思います。

以上の修正箇所でございます。お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 ただいまの総務課長説明及びお手元に配付の正誤表のとおり、令和５年度事務報告、主要な施策の成果及び令和５年度決算概要の一部を訂正しますので、ご了承願います。



◎議案第８５号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第１、議案第85号 南会津町自家用有償旅客運送条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第８６号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第２、議案第86号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

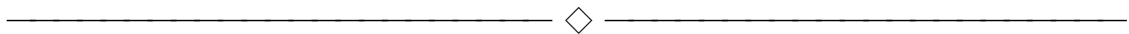
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第87号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第3、議案第87号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎諮問第2号の質疑、採決

○山内 政議長 日程第4、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

本案は諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決定しました。



◎報告第7号について

○山内 政議長 日程第5、報告第7号 令和5年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてを議題とします。

本件につきましては、この後、審議に入ります令和5年度一般会計、特別会計並びに水道事業会計及び下水道事業会計に係る決算認定に付する法令に基づく決算附属書類であります。

お諮りします。

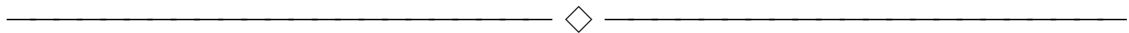
報告第7号は日程第10、議案第88号以下各会計歳入歳出決算の認定についての審議と併せて質疑することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、報告第7号は議案第88号から議案第93号までの各会計、歳入歳出決算の認定についての審議と併せて質疑することにします。



◎報告第8号の質疑

○山内 政議長 日程第6、報告第8号 債権放棄の報告について（公営住宅使用料）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 それでは、住宅使用料の債権放棄について14条の1号の内容であります。これには破産法及び会社更生法に係る免責というふうなくくりがありまして、記載されていますけれども、このどちらの事由に該当したんでしょうか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

こちらの件につきましては、平成6年2月15日に裁判所のほうから破産事件の通知が届きましたので、こちらの破産法に該当するということでございます。

○12番 楠 正次議員 了解です。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第8号 債権放棄の報告について（公営住宅使用料）を終わります。

◇

◎報告第9号の質疑

○山内 政議長 日程第7、報告第9号 債権放棄の報告について（奨学資金貸付金）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 奨学についての条例14条の第5号に該当とありますが、この奨学金に対しては強制執行権があると思います。この措置は取られたのでしょうか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

当該奨学金の貸与者につきましては、平成28年頃から持病が悪化しまして働くことができなくなりました。そして、平成29年の7月に生活保護の需給がされております。その後、平成29年の8月に町教育委員会のほうに奨学金の償還猶予申請書が本人より提出されまして、これによりまして償還のほうを猶予するという事で、この強制執行については実施しておりません。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 この債権には連帯保証人がついていますが、そちらに対する措置はされたのでしょうか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

連帯保証人につきましては両親がなっておりましたけれども、母親のほう平成22年度に亡くなっておりまして、さらに父親も平成26年に亡くなっておりまして。そこで当該貸与者に対して新たな保証人の選任について指導したんですけれども、兄弟等とも疎遠でありまして、なかなか選任に至りませんで、そのままになっておりました。

○12番 楠 正次議員 了解です。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第9号 債権放棄の報告について（奨学資金貸付金）を終わります。



◎報告第10号の質疑

○山内 政議長 日程第8、報告第10号 債権放棄の報告について（水道料金）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、債権放棄の水道料金の関係で、放棄した事由ということで、第3号、公債権、第5号私債権ということになると思いますが、3号と5号の金額の区分はどうなっているのか。あと……。

○山内 政議長 1つずつ質問してください。

○2番 芳賀正義議員 じゃ、相当の区分ということでお願いします。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

まず、最初に水道料金の債権放棄に関しましては全て私債権の部分になります。

それから3号に該当するものにつきましては、金額が170万6,090円、5号に該当するものが48万3,950円になっております。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、相当の期間ということでの期間があるわけですが、どのぐらいの期間にそれぞれなっているのか、お聞きしたいと思います。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 相当の期間というのは、徴収停止をかけてから相当の期間ということではよろしいでしょうか。こちらについては1年間ということで、令和5年の3月に徴収停止の措置を取りまして、それから1年以上経過したということで、今回不納欠損の対象になったということでございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、ちょっと欠損の処理というのがありますけども、それらとの関連というのはどのようなになるのか、質問したいと思います。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 申し訳ありません。ちょっともう一度質問をお願いいたします。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 ちょっと関連が分かりにくいんですけども、無資力とか欠損の処理というのがここにあるわけですけども、これまでに至るそれらの関連はあったのかということの質問です。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 この水道料金の不納欠損の理由ということでよろしいでしょうか。

○山内 政議長 ちょっと待ってください。

2番、芳賀正義議員にお尋ねしますが、これは債権放棄の中に含まれる質問ですか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 この債権の管理条例というのがあるわけですが、その以前の問題かもしれませんけれども、不納の欠損の処理の経過というのがあるようになってくるのか。その辺をちょっとお聞きしたいです。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 こちらの水道料金の不納欠損の内訳としましては、まず、3号に該当するもののうち2件が法人の休止によるものになっております。こちらについては法人の活動が休止をした関係で、そこで一応、徴収停止措置を取りまして、その後、その法人が破産、それから転出先でも徴収停止にかかっていたということで、徴収停止の措置を取って1年たったということで不納欠損。

それから、もう1点について所在が不明ということで、こちらは17件になっております。こちらについては転出してしまった。それから、そもそも住所がなくて、居を構えていたんですけども、そこからどこかに転出してしまって所在が分からなくなってしまったということでの不納欠損。

それから、もう1件が費用倒れということでこちら1件でありまして、かなり遠方の企業になりまして、交渉してもなかなか電話が通じなくなってしまうということもありまして、裁判所に差押え等の手続を取ったとしても取れる債権よりも費用のほうが大きくなってしまうという見込みから、今回不納欠損をしたということになっております。

それから、5号のほうにつきましては、相続人が不明、それから相続放棄ということで、そもそも強制執行もできないような状態ということで、今回不納欠損ということになっております。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 了解しました。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 今、3号の部分では2件、17件、1件、合計で20件というような報告がありました。5号のほうの件数ですけれども、これは何件になりますか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 5号につきましては、7件になっております。

○12番 楠 正次議員 了解です。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第10号 債権放棄の報告について（水道料金）を終わります。



◎報告第11号の質疑

○山内 政議長 日程第9、報告第11号 債権放棄の報告について（排水施設使用料）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 この債権放棄の件数を教えていただきたいと思います。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 こちらにつきましては2件になっておりまして、先ほどご報告いたしました水道料金のほうも同じ方が不納欠損の対象となっております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 5号の該当というふうに事由に書いてあるので、強制執行等の措置を取った。しかし、履行が認めないという判断されたという理解でよろしいですか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 こちらにつきましては相続放棄によるものでございまして、強制執行をしても徴収の見込みがないということで、今回、納欠損をさせていただいたものです。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第11号 債権放棄の報告について（排水施設使用料）を終わります。



◎議案第88号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第10、議案第88号 令和5年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私からは、一般会計歳入歳出決算審査の意見書の中から3点を質問させていただきたいと思います。

まず最初に、3点の項目を申し上げます。

3ページになりますが、（2）の町税等未納額についてという項目から1点、次が（3）の町債について、そして3つ目が4ページの（4）まとめ、この中から一つ一つご質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、町税等未納額についてであります、ここの3行目に、不納欠損処理された内訳として、執行停止によるものが大きく、滞納者への対応が十分でない可能性がある、このように推測されるとありますが、もし分かれば、この推測の内容、概況を教えてくださいと思います。

○山内 政議長 代表監査委員。

○渡部 寛代表監査委員 ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

最初に、私も監査委員になりまして3年前に監査委員になりまして5月に承認いただきまして、例月検査、決算審査をしてまいりました。

なかなか、こういう機会ございませんので、答弁には慣れておりませんので、よろしくお願いします。

今の質問についてお答えを申し上げます。

令和5年度は不納欠損額全体といたしましては大きく減額となりました。税務課を中心に滞納整理関係での情報共有や滞納対策の学習会を開催するなどの担当者の意識向上を図り、預金調査、差押え等の成果によって減額となりました。

しかしながら、ただいま指摘ございましたように、不納欠損処理された内訳としまして、執行停止によるものが前年度比1,000万円増加しております。これは滞納者への対応が十分でない可能性があるかと監査委員としても推測しております。執行停止の発生理由は、昨年同様、無財力、無資力、生活困窮、住所不明が大半を占めており、依然として厳しい納税環境が続いているかと考えられます。

不納欠損の処分目的は、徴収困難であることが明らかになった債権について、管理の対象から外し、決算の状況を明らかにするために行っております。不納欠損処分は経済的貧困、破産、住所不明などの理由により、徴収が著しく困難であると認められる場合があります。そこで、滞納対策としては、まず滞納者の現状を十分把握して、その実情に沿ってきめ細かな対応を図り、債権管理については、ほかの納税者及び負担者等の間の公平性を確保する観点から、債権の性質に応じて時効期間を厳格に管理し、執行停止後3年経過すると債権消滅し、不納欠損になるので、実態調査を定期的に行うなどの対策が必要ではないかと考えております。

不納欠損は、消滅した債権に対して行われるのであり、不納欠損により債権を消滅することはありません。また時効による債権の消滅を予定することもあり得ないと考えております。不納欠損はただ単に徴収率を上げる手段でないことに、特に留意する必要があると思います。不納欠損をしたからといって、債権回収を怠れば、税負担の公平性や行政信頼性を損なうのではないのでしょうか。

滞納が改善がされていなければ、4つほどございますが、督促状を送付し、あるいは電話、文書催告、その次、給与、年金、不動産の財務調査、あと財産がある場合には差押えを執行、強制執行、あと財産がない場合には滞納処分停止というような順序に従って改善、滞納者の対

処をしていかなければならないと監査委員としては考えております。

以上でございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君

○9番 湯田芳博議員 9月議会というのは、主に決算議会というふうに言われるわけですが、決算議会についてかなりの時間を取りながら、議員が委員会等通して審議をしているんですが、これは私も含めてですけれども、実はその一人一人の能力というものは、限界があるんです。議員の特質にもよるでしょうけども、したがって、審査の基となるいわゆる監査委員がこの決算に対して、どういう意見を持ち、あるいはどういうところに指摘をし、今後の町政に課題を持ちかけているかというところをこれから確かめていかないと、それが政策として生かされてこないんだろうというふうに私は理解しております。

そこで、今お話があったんですが、まず現状把握なんです。つまりいろんな理由で欠損処理をしなきゃならない。それは分かるんです。でも、じゃその欠損している方がどういう状況に落ち込まれているか。あるいはどういう状況で今生活をしているのかというところを確かめながら、そして確かめたなら、そこに対して町が行政機関が支援することはできるのかどうか。そういう事項が全体としてあるのか。こういう全体のいわゆる考え方までつなげていってほしい。こういうふうに思うわけで、もし、監査委員ではなくて、担当課長がお答えできるのであれば、これらの実態把握について、今後どのような対応をされるか。今お考えがあればお聞かせください。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 答えいたします。

議員おただしのとおり、現状把握については必要であろうというふうに考えております。その現状把握した上で、資力が回復していれば徴収できる場合もございますので、先ほど監査委員のほうから指摘のほうにもありましたけれども、執行停止したからといって、そのままにするのではなくて、実態調査を適宜するということは大事だというようなご指摘がございました。これもそのとおりですので、そういった形で現状把握に努めながら徴収の強化に努めていきたいと思っております。

一方で、現状把握していく中で行政として必要な措置、対策があるのかどうか。そういった視点も必要だと思いますので、その点についてはこれからの検討課題であるというように考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私はこういう報告書を見たときに、文字面、いわゆる文章で理解をするということはとても大事なんですが、実はその文章表現をする裏側に、あるいはそれを実態として表している現場があると。この現場をしっかりと見極めていかないと、どうしても文章に慣れた人たちは、うんうんそうかということで、文章の文字面でやり過ごすことが多いんです。このことは、行政を執行する側だけじゃなくて、全ての会社の経営や何かに関わる人たちもとても大事だと思うんです。

そこで、次の質問に移ります。町債についてであります。5行目に、財政の弾力性は保たれているとあります。早期健全化基準の25%を下回っているから、恐らくこういう表現になるんだろうと思いますが、早期健全化基準の25%という数値を国が出していると思うんですが、これの根拠項目等が分かったら教えてください。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、今ほど、議員おっしゃるとおり、国のほうでここを超えますと危険な水域になりますというような形で示されております数値でございます。計算式のほうはご存じかと思いますが、決算概要のほうの33ページのほうに、そちらのほうに計算式載っております。この7%の数字を簡単にちょっと説明させていただきたいと思いますが、標準財政規模、町が収入を得られるような数値から、令和5年度に返済した借金の額、こちらのパーセントでございます。7%という数字でございますが、一般の家庭で置き換えれば、年収500万円の家庭で35万円、返済をしたということで、この25%というのは例えば500万円の年収であれば125万円、そういった形の金額を返している。それを超えれば危険な水域になりますというような数値で示されたものでございます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 今、大変分かりやすい説明なんですが、もしそうだとすると、この弾力性のある、いわゆる公債費、実質公債費、これをこれから新たな生活支援、あるいは今ほどありましたが、不納欠損をせざるを得ない生活をしている方々、こういうことに振り分けながら、公債費そのものを振り分けることはできないんですが、全体としての予算枠の中でそれを振り向けながら、別な形で実質公債費を利用するものは利用していく。こういうことがまだまだできると、こういう理解でよろしいんでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 答えいたします。

自治体の会計につきましては、会計年度独立の原則というのがございまして、その年度の収入でその年度の支出を賄わなければならないというような基準原則ございますので、新たなところに全体の振り分けをするということにつきましては、その年度の予算の収入状況を見ながらでないとなかなかこの場で結論というのは出せないという状況だと考えております。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 原則としてそういうのを謳っているというはあるでしょうけど、現実的に年度を超えて計画をし、入札執行、あるいはプロポーザルをしながら、工事に入って、工事も長期間にわたるというものもあるわけです。ですから、必ずしもそれだけではない。だから、そういう期間を取りながら、ここは重点的に今住民の生活が苦しいので、ここには一般財源を使っても、あるいは公債費を後々増やしたとしてもここはやるんだと、そういうことを伺っているんですが、いかがですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 答えいたします。

そうしますと、来年度予算に向けてそういったことを検討することは可能かと思っております。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私のもとに届けられる町民からの声というのは、実はこれは無理があるのかもしれませんが、町民としての要望が必ずしも妥当性があるというふうに私は思っておりますが、役場のほうに行くと、いつも予算がない、財源がない。こういうふうに言われるんだと。しかし、私たちは予算とか財源とかと言われても、分からないんだと。どのぐらいの予算があって、確かに広報でそれぞれ分類された項目ごとに予算の額とかパーセンテージが示されていますが、それは民間の人たちにとっては一部の方です、分かるというのは。そういう意味では弾力性があるという表示があるのであれば、これはもう一回、住民生活の実態を探り出して、そこに手当てをするものは手当てをしながら、実質公債費比率は上がるかもしれませんが、けれども、政策として、町として進めていくんだと。こういうお考えをあるかどうか聞かせてください。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

町民の方がどういった分野で予算がない、財源がないというふうに町の説明がされたかは少し分かりませんが、必要な部分につきましては、例えば補正予算であったり、予備費の充当で、その年度で追加していることもございますので、そこはケース・バイ・ケースで考えていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 9 番議員のおただしについてお答え申し上げたいと思います。

限られた一般財源の中をどう振り分けていくのかというのは、財政執行の上で非常に悩みどころでございまして、例えば各集落から要望が上がっても十分に応えられない。昨日の一般質問でもありましたけれども、そういう悩みが我々執行部のほうにはあります。一方では財政の健全化というところがありまして、それを全てお応えするというのも現実的ではございません。しかしながら、必要なところに一般財源を割いてでも例えば基金を取り崩してでも、そういうふうな必要なところに予算をつけるという発想もないと、町民に対してしっかり寄り添った政策はできないというふうに思いますので、今後も議員から言われました内容を含めまして予算編成に注意していきたいと思います。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 今、お話しいただきましたが、次のまとめ、（４）に入りますが、6 行目に、夢と希望と活力に満ちた南会津町の実現のために職員は役割を認識し、とあります。ここでその役割の認識、この認識されて恐らくこれまで来ていると思うのですが、この認識にずれがあるのかどうか。ここのところの少しいメージがありましたらお聞かせください。

○山内 政議長 代表監査委員。

○渡部 寛代表監査委員 お答えいたします。

ここに載せたのは、職員の役割と認識を深めるために、ここに引用して載せていただきました。私のほうからは以上でございます。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 先ほども申し上げましたけれども、文書を作るということはその文書を作る意味、あるいは文字、そこに含まれる意味があるんです。文章化することによってその意味が微妙に変わっていくんです。そのときに、自分が実態を知っていて、実態を見て、実態を感じていることを文章にする。こういうことに私はなるんだろうと思うんです。そういう意

味では、私も含めてですが、職員の皆さんや議員の皆さんも、ここにおいでの方々、全てに共通するかもしれませんが、基本的には自己啓発をしていかないといけないと思うんです。もう流れで物事を見る。流れで文書を作る。そういうことを1回立ち止まって、そして現場に行つて、あるいはたくさんの声を聞いて、あるいは嫌な言葉もしっかりと受け止めながら自己啓発をして、自分としてやりがいのあるそんな職場、あるいはそんな町政担当者になるべきだと思うんですが、それで1つお聞きします。

これは町長になると思いますが、自己啓発や人格形成への研修の機会を与える機会はありませんか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 研修の機会については、総務課のほうで制度を設けておりまして、一定程度できているものというふうに思います。詳しくはちょっと総務課長のほうからお答えいただきたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

研修につきましては、事務報告の10ページのほうで今やっていることにつきましては報告をさせていただいております。主に自治研修センターでの研修が主になりますが、そのほかにそれぞれ個人的にこういった部分学んでいきたいというようなことで申出がある部分につきましては、ある程度その予算を取っておりますので、その中身を見ながら、自己啓発の研修に出ていただいているところでもございます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これが回答として求めるべきかどうか、ちょっと分かりませんが、一つだけ申し上げておきますが、縦割りの行政組織というのは非常に効率化がよくなります。それで、いくんですが、いわゆる部分最適になるんです。部分的に最適をつくり出すんです。しかし、私たちはこれだけ多くの町民をバックに従えて、従えてというと失礼ですが、後ろ盾にしているわけです。この方に責任を持たなきゃならない立場にいるわけです。そうすると、部分最適を大事にしながらも、全体最適への意識を持たなきゃ、こういうことが今の研修の中には私は網羅されているとは思えない。これをやるかやらないかは、これは町長のご判断です。

そしてもう一つは、いろいろ水道のいわゆる事業の問題や下水道の値上げの問題もありましたが、これだって部分的に対処しなきゃならないんですね。しかしそれが全体的にどうつなが

っていったって、その根っこには何があるのか。これは対症療法からいわゆる原因療法に変わっていく必要がある。あるいは原因療法まで持っていく必要がある。こういう考えがありますが、いかが捉えますか。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 答えいたします。

職員それぞれが、それぞれの持ち場で仕事、業務に取り組んでいるわけですが、そういった中ではなかなか全体が見えづらくなっている。そういった全体を意識しながら仕事をするというような意識がなかなか取れない職員も出てくるのかなというふうに思います。そういった中で、そういった全体の最適化という視点で業務に取り組むということが大事だと思いますので、そういった意識で職務に取り組むように、職員に対しても意識の啓発をしていきたいというふうに思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 この監査報告を拝見して、これまで私政治の道を志してから、一つ一つの文言を解釈しながら、そして今日の監査委員の答弁を聞きながら、今までに私がお会いする機会があった監査委員としてはとても尊敬する、そして今後町のために大いに貢献する監査委員だというふうに認識を深めました。ですから、こういう監査委員を任命した町長にも敬意を表するとともに、職員が自信をもって、そして明朗に活発に職務に励むことを願って、私の質問を終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 私からは事務報告を使って質問させていただきます。

まず、28ページの3番、人材育成に関する事業、それから28ページから29ページにかけての5番、町有観光施設評価業務、これについて、3つ目ですが、43ページの3番、DX推進事業、それから4点目ですが、224ページ、209ページにもあるんですが、224ページが南郷地域協議会、209ページが伊南地域の協議会なんですけれども、これは内容的に同じ質問になるかと思うので、一緒にこの4点でお願いしたいと思います。

まず最初に、28ページの人材育成に関する事業ということで、この人材育成支援事業としてSDGsカードゲームを通して云々というふうにあるんですが、委託先、株式会社インソース、委託料72万8,800円とあるんですけれども、この委託料というのはどこの科目からの支出となりますか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

科目と言いますと、この決算書の科目でよろしいですか。

○5番 古川 晃議員 はい。

○星 良栄総合政策課長 決算書の44ページご覧いただきたいと思います。目で6目の企画費がありますが、その中の12節の委託料、支出済額が4,261万4,040円あります。この中に含まれているものでございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 この事業の財源は何になりますか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

全て一般財源でございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 質問しているのは、この内容的に学校教育課、教育委員会かなというふうに思ったんですけども、総合政策課による事業だということで、こういうこともあるのかというふうに思ったんですけども、この事業が導入されるようになった経過、経緯というのはどのようになっていますか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

昨年は荒海中学校と南会津中学校を対象にしましたが、それ以前町民であったり、町職員を対象とした同じようなカードゲームを通してSDGsを理解するということを行いました。その際に、もっと若い方にこれからを担う方にSDGs、社会の流れというか、それを理解してもらったほうがいいんじゃないかということで、その参加者から意見がありましたので、令和4年度から中学校を対象にしました。令和4年度はこの2校以外の中学校を対象にしまして、令和5年度はこの荒海中学校と南会津中学校ということで、予算にも限りがありますので、その年々によって実施しているということでございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 経過分かりました。

これが、学校側からの要望があったり、希望があったりしての取組なのか、あるいは担当課のほうからこういう事業があつてぜひ子供たちにやらせたいからというような、そういう依頼

で持ち込まれたものなのかどうかというところではいかがでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

まず、各学校の校長先生の方にこういう事業をやっていて、これを学校でやってみませんかというような投げかけをしました。その中で希望のあった学校に対して行っているところがございます。さらに、その説明とかする際には、この一過性のこの授業の一過性ではなくて、通年通して、学校でもこのようなSDGsというものを意識した取組というものをやっていただくような、お話はさせていただいているところがございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 承知しました。

この事業の是非について問うつもりは全然ないんですけども、教育現場の中で無理なく、それが子供たちのためになるとか、子供たちのために必要だというふうなものであれば、ぜひ予算がついて、それが子供たちのためになるような教育に生かされればいいと思っているんですが、特別なというふうに見るのか。例年こういったものはこのぐらいの予算で付けられるものなのかどうかというところではどうなのでしょう。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

令和5年度はこの72万8,800円ということでありましたが、令和6年度につきましては小学校を対象にしております、件数であったり、人数が多かったことから、本年予算としては約240万円の予算を確保いたしました。夏休み前に各学校で実施したところであります。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そうしますと、これは今年度以降も継続される可能性があるということですね。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

来年度当初予算にどのような形でのせるかというのは、今、課内のほうで協議中であります。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは次の質問に入らせていただきますけども、28ページ下のほうから5番、町有観光施設評価業務、これについてなんですけども、私も今回、一般質問の中で取り上げたわけなんですけど、この問題についていろいろ調べていくと、町には南会津町第三セ

クター経営評価委員会設置要綱というのがあるんです。これは平成25年、もうちょっと先から始まっているのか、この第三セクターについての経営評価というのが委員会が設置されるということになって、これが機能しているのかどうかというところをまずちょっとお聞きしたいんですけども。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

現在、その評価委員会というものは動いておりません。解散しておりまして、それ自体を今は設置しておりません。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 解散して、ないということなんですけども、町のホームページからたどってみると、この委員会設置要綱というのにはあり、それが必要に応じて多分設置できるようにはなっていると思うんですけど、ここのところずっと、町の観光施設は、昨日までの議論もそうなんですけども、これから大変な痛みを伴って判断していかなければならないという、そういう瀬戸際まで来ているわけなんですけども、そういう意味では、この第三セクターの経営評価委員会、これがもっと日常的に機能していれば、今回の観光施設の評価業務、もちろん目的としてはこれは観光施設への評価なので目的違うと言われればそうなんですけれども、ただこちらの委員会のほうがしっかり機能していれば、今回はここまで傷が深くならずとも済んだのではないかと私は思ったりするんですが、この委員会が解散されて、もしかすると必要ないと判断されたその理由というのは何かありますか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

現在、今手持ちに資料がありませんので、お答えできません。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答えしたいと思います。

過去に第三セクター含めて、観光施設の評価をやったことがございます。そのときに評価に携わっていただいたのが、今、議員が言われた評価委員会、ですから中身をどうするのかを検討するのではなくて、こういう状態ですという評価をいただいた組織がありまして、2回ほど町に対する提言が行われた。それに対してその都度、都度町としての対策方針をまとめて、これまで観光施設の評価、経営、運営に当たってきたというのが過去の実態です。

今回、こういった組織をまた立ち上げて、評価のほうをお願いをするのかという議論になっ

たときに、外部の本当に外部の専門的組織の人に委託をかけて、調査してもらうべきだろうという判断になったものですから、今回についてはこういった組織を新たに起こすことはなくて取り組んできたということでございます。本来であれば、役目を終えたのであれば、この設置要綱を廃止するというようなところもある必要があったのかなと、このように思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 こうなってしまうとは、何か結果論的に話をするようになってしまいうんですけれども、ただ本当にこの部分がもともと日常的にというか、定期的に機能して町への提言なり、議会への説明が必要な段階ですとか、そういった報告なり警告なり、そういうものを出すことができているならば、もっと傷は軽くて済んだのかなと思うんです。経営評価委員会には学識経験者、会計専門者などで構成する4人のメンバーで成るというふうになっているんですが、本当にこれが日常的に必要な委員会だったのではないかというふうに今思うんです。

それが間がずっと空いて、指定管理者の期間がそろそろ終わるから、じゃ外部評価をしてもらいましょうというのが今回なんです。もうそろそろ終わるからじゃ評価してもらいましょうということでは、今まで何やってきたんですかというような、途中での議会での責任というのが果たせないわけなんです。ですから、そういう意味でもこの委員会、今、必要なかどうかというのは微妙な答弁ありましたけれども、私はこういった部分こそ必要ではないか、今こそというふうに思うんですが、いかがですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 過去の経過についてご説明申し上げました。

それぞれの首長さんの中で動いてきた中身でございまして、私としては時々判断はそれはそれなりの後ろ盾きちんとした論拠があってやってきたとこのように思います。

議員からこういったものを恒常的に立ち上げてやるべきではないかというようなお話でございしますが、今回についてはそういった手続踏まずに第三者に委託をして評価結果をまとめてもらった。それに基づいて、町として議会とも協議しながら観光施設の運営の新たな方針を立てていくという、こういう考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 取りあえず、こういった観光施設の評価を出されたわけなんですけれども、この評価をどういうふうに生かすかということが重要になってくると思うんですけれども、評価報告書の最後のほうには株式会社みなみあいづについての特別のページがあり、第三セクターというその性質からというような文言もあり、非常にあそこの部分は重要だと思うんです。

あそこの部分を、どういうふうに生かしていくかということが重要になってくると思うんですけども、どんなことが書いてあったかというと、例えば合併によるプラスの効果を生み出すことができていない。非効率や無駄が相当にある状態と思われる。こういったことが指摘されてるわけなんですけど、まさしくこれを生かしていくことによって、これから経営は上向いていかせることができるんじゃないかと期待するわけなんですけど、この後、指定管理者が令和7年で一旦打切りになる。今回ここに上がってきた施設についての今後の取扱いについて議論になるわけなんですけど、その議論の中では報告書の特に関最後の部分の内容がちゃんと盛り込まれて、反映させようとしている姿というのを見られるようにすることが必要かなというふうに思うんです。

そういう意味で、この報告書の内容、それぞれの事業者、あるいは会社、法人に町のほうとしてはいつどのようにして下ろしていくのかということについてちょっとお聞きしたいです。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

すみません。ちょっと私、整理しますが、今回の町の方針をどういった形で町民にお知らせするのかというようなことでよろしいでしょうか。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 町民への説明会は開かれましたけれども、あの内容を株式会社みなみあいづなり、ほかの16施設の指定管理を受けている団体に対してこういう報告でしたと。こういうような改善を求める意見もありますということを、その法人なり会社のほうに伝えてあるのかどうかということです。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私からお答え申し上げます。

特に、株式会社みなみあいづというのがキーポイントだというふうに思っておりまして、5月20日に社長と直接に懇談をしまして、会社の経営改善経過とそれから評価結果の内容と議会での質疑、そういったものを取締役の世代交代というふうなことも含めまして社長には結果書のサマリー版も含めて会社のほうには提示しておりますので、私としては株式会社みなみあいづにしっかり伝えてあると、このように認識しております。そのほかの指定管理者については私がダイレクトでお話した部分はございません。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 今後この観光施設どういうふうに回していくかということについては

今後議論になっていきますので、ぜひこの評価の報告書の内容が株式会社みなみあいづの方針の中に生かされて、それが赤字施設に対してはその後の損益が、数字がもうずらっと空欄になっていたんですけれども、業務改善すればこういう見込みになるという、そういったところまで、経営改善して、こういうふうな数字になっていくことを目標にしていますというような数字ぐらいは、入れていただきたいものだなというふうには思っています。

ここは今の自分の考えをちょっと勝手に述べてしまいました。

それでは、43ページの3番のDX推進事業のほうですが、こちらについては町のお知らせにも入ってきて、町の職員が幾つかのグループに分かれてふるさとCM大賞に応募するような町のCM作品をつくったというような内容だったんですけれども、これについてですけれども、製作過程から出品までどのような仕組みで行われているのかというのをちょっとお聞かせいただければ。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

この事務報告にも書いてありますとおり、町の若手職員によって行われておりますが、若手職員のこの目的というのが発想力であったり、コミュニケーションというのを目的にしております、それを図りながら、このCMという道具を使ってそれらを行っているわけです。

現在、今年度分につきましては、もう既にCM大賞に申込みはしておりますが、来年度の分につきましてはこれから職員を募集しまして、それでやっていこうということで、今検討しているところでございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私からも答えさせていただきたいと思います。

この事業については、私が町長に就任してから先ほど、湯田芳博議員からご指摘いただきましたけれども、職員の人材育成、そこをやっていかなくちやいけないという発想の下に、若い人たち、新採用から数年たった人を対象にして、自分たちの住んでいるところのまず魅力を再発見してもらおうと。それをCMという一つの動画に押さえると。今までですと、組織の中ですから、上と下との関係でしか関わりはほとんどないわけですが、今度は横の関係で職員の発想力だったり、連携だったり、そういったものをやりたいということで、令和5年度から始まった事業です。令和5年度が3チームだったかと思います。そして令和6年度が2チーム、それぞれ独創的な発想の下に15秒というCMをつくる。その経過において非常に担当された職員は苦勞もあるんでしょうけれども、自分たちの魅力は知ることができて仲間との話合い、共

同作業での企画立案ができていると、そういう効果は大きいとこのように思っております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 大変いい事業だと思いますし、非常に面白いというふうに私も興味を持って様子を見ています。ただと言ったら何ですけれども、町民の方の中には俺もやりたいなという方がいらっしゃるんです。例えば、若手育成というそういう目的非常に素晴らしいと思うんですけれども、そこにプラス住民を巻き込んでという、住民を組織していく力という、そういう部分も考えて、例えば今までもう複数回やってきているわけですから、今までノウハウを積み上げた方たちが町の中に出ていって、核となって、リーダーとなって、町民をまきこんだり、あるいはそれこそ高校生とか学生でもいいと思うんですけれども、そういう人たちと複数のグループをつくってCMを競い合うというふうにすると町全体も盛り上がるのかなんていうふうに思ったりしています。いかがでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 将来的、来年になるのか、何年か後になるのか分かりませんが、そういった方向につなげられればいいのかというふうには思っております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 楽しみにしております。

では、最後の224ページ、南郷地域協議会、それから209ページ、伊南地域協議会なんですけど、所管事務調査でも、ちょっと所管外なんですけど、教えてくださいということで質問させていただいたんですけども、この中で南会津高等学校の跡地利用施設委員会についての協議が入っています。

時間が少なくなったので、ちょっと端折ってお聞きますけれども、もう既に委員会は終了したと。今までの委員会は終了して、あとは町長のほうに答申という形なんですけど、委員会のまとめを報告する段階になっているというふうにお聞きしたんですけども、その内容についても所管の中では所管外でも教えていただいたんですけど、ここでもう一度ちょっと確認させていただきたいと思います。どんな内容だったのでしょうか。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

住民検討委員会は2月から組織を行いまして、今月まで計5回検討会を行っていただきました。その中で、内容的には今現在最終のまとめをしておるんですけども、結果として、一本こうしましょうと、こういうふうなものをつくっていきましょうという1本だけの内容とはな

りませんで、各委員さんそれぞれの思いがございましたので、その思いを町への提言ということで、今現在取りまとめているところでございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 結果的に委員会を何度か開いたけれども、まとめ切ることができなかったと。それぞれの委員から出された意見を併記するような形でまとめて、5つくらいの候補を上げてあとは庁内の議論に委ねますと、いうことになったと。私としてはというか、あと周りの方から話を聞いた部分ではじゃ、何のための委員会だったのかと、本当は町民がこの跡地をこんなふうにしたいというそれを練り合わせていって、一つのものにつくり上げていくと、そこが大事な委員会だったんじゃないのかと。でもそれ出した意見をただ併記してあとはお任せでは、これはもしかすると委員の方たちも自分たちは一体何をやってきたんだというふうに思われかねない。

だから、ここのところはもうちょっと時間をかけてしっかり委員の方たちにもっと練っていただく。それが必要じゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

今ほどの議員のおたしでございますけれども、各委員の皆様のご意見を頂戴いたしながら、今回の提言のまとめというふうになっておりますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思っております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そういうことだと、そこにおられた委員の皆さんがまとめ切れないので、あとは庁内で何とかやってくれと。言わば委任しますというような、そういう内容だったということですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 古川議員に申し上げますが、今は地域協議会の中の質問ならいいんですけども、検討委員会の内部に入ってきています。これは議論が擦り抜けていませんか。論外になっ

てきているんじゃないかということを議長に申し上げたいと思います。

○山内 政議長 議長から申し上げますが、南郷地域協議会の中身についてということの質問に切り替えて質問してください。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは、そういう意味で聞きたい質問もあったんですが、あと1分

なくなりましたので、ではここで質問を打ち切らせていただきます。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 私からは事務報告、主要な施策の成果の27ページから質問をさせていただきたいと思います。

1、地方創生事業、その中にあります一番下、林産業人材育成支援事業、総務課主管の総合政策課のページに載っていますが、実際に事業を行っているのが農林課ということで質問をさせていただきます。

木の町南会津をアピールしているわけでありますから、人材の確保、これからも喫緊の課題ということでこの事業を行っているわけですが、実際に、この事業を行って担い手の確保ができたのかどうか、雇用があったのか、その実績についてお尋ねいたします。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

こちらの事業につきましては、町内事業体の方に新規に雇用された場合について、月8万円を45歳未満につきましては2年間、45歳以上については1年間というような形の部分で事業体への支援をさせていただいているところです。その結果、継続者が1名、新規に林産業に雇用された方が6名という形になっております。

○山内 政議長 6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 6名新たに雇用があったということで、実績としては十分あったのかなと考えております。

南会津町の林業の実態としまして、人手不足だという中で、その実情ですね。まず長年勤めた方が年齢で辞めていって減っているのか。それとも定期的な就職者はあるけれども、離職が多い、離職率が高いのか、そのあたりの把握についてはどのような状況でしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

林産業事業者の雇用の実態につきましては、県からお聞きをさせていただいて、取りまとめをさせていただいております。議員おただしのように、定年を迎えまして、職業から離れる方という形と、今の新規に雇用される方という形の部分で数名ずつは増えているような状況にはなっていると、ちょっとすみません、今ところにはお手元のほうにちょっと人数の把握をするところの書類がございませんので、お答えはできません。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 町の認識として離職率が高い、そういった印象があるかどうか。その点についてはどうでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 そちらについては高齢化の部分が進んでいるというふうに認識しております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 高齢の方の離職というのはしょうがない部分かと思うんですが、新規に就職された方の離職率についてはどうでしょう。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 答えいたします。

そちらにつきましても数名ほどいらっしゃるということは把握をしていますので、希望を持って林産業のほうに就業されたというところがありますが、やはり山仕事という話をしますと、体力的なところであつたりとか、想像を超えたところの部分で危険を伴うというような形がありまして、新規の方であっても離業というんでしょうか、職業から離れる方がいらっしゃるということでも承知はしております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 ある程度離職もあるというような認識があるという中で、新規雇用に対する補助というのも非常に大事になってくると思うんですが、そういった離職率を下げるためにも職場環境の改善に対する補助、これが今後必要になってくると思うんですが、そこに対しての考えはどうでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 答えいたします。

そちらのほうにつきましては、事務報告の117ページのほうに環境譲与税事業ということがありまして、この117ページの表の中の上から3段目の部分でいきますと、労働安全衛生事業という形になっておりまして、こちらについては、安全防具の購入でありますとか、必要に応じて機械の操作の講習のほうを支援するような事業になっておりまして、そちらのほうで安全衛生の確保の部分で事業を進めているところでございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今ほどの答弁で安全面に対する補助も行っているということで、今後

若い方がぜひ勤めた方が続けられるような対策を現状も確認して、現状を捉えた対策を今後とも続けていっていただきたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 それでは、事務報告の28ページから29ページと、60ページは国民健康保険事業について、62ページは国民健康保険運営協議会について、117ページ、森林整備事業についてをお尋ねします。

まず1点目、昨日から観光施設の部分で質疑があるわけですけど、この中に②、④、⑭と、これは令和8年ですから、来年の3月で廃止、あるいは売却というふうに記載されておりますが、ここまでのプロセス、どのような形で進むのか、お聞かせいただきたいと思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

ここに表示されているのは、あくまでも町が中小企業診断協会に委託した評価ということでありまして、町のほうの方針ということではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

例えばここに載ったようなものが現実的になるのであれば、そこはこの提言どおり進むのであれば、それように検討していかなければならないというふうに考えているところでございますので、今現在、現段階でどういうプロセスでいくのかということは今、お答えできないということでご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 12番、楠議員に申し上げます。

所管の内容でありますので、方針について首長に質問をしてください。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

それでは、この部分は了解しました。それで、60ページに移ります。

2,009世帯の国保の世帯数、これがあるわけですがけれども、大分減ってきてはいるんですけれども、この中で私が思うのは1人世帯数とか2人世帯数とか、世帯の2,009の世帯の中でその人たちがどのぐらいを占めるのか、そういう資料がないのかなと思うんですけれども、これは把握しておられますか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長 お答えいたします。

国保の世帯数の中に占める1人世帯、2人世帯の人数、占める割合についてのご質問だと思

います。ちなみに直近の本年度の保険証の発行時点での数字を参考に申し上げたいと思います。

1人世帯が1,186世帯、2人世帯が512世帯ということで、合計で1,698世帯という状況になってございます。これは全世帯に占める割合ですけれども、約93%という状況になっております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 この数字を聞いて、今、全国的にも、私前にも申し上げたんですけども、平等割と均等割という部分です。そして所得割の課税になっていますけど、これが私、前もちょっと不公平感があるような気がするということを申し上げたことがあります。それは、この制度ができたのは、昭和36年と聞いておりますが、4方式でありました。その当時は、税務課の所管の中でもお聞きしましたけれども、多人数世帯がかなりの割合を占めていた。しかし今、こうやって見ますと、今1人世帯が1,186、そして2人世帯と合わせると93%という、多人数の世帯と同額の平等割を収めるというのは不公平感を感じるんです。なので、ここの部分に対する考え方です。町長はどのように考えられますか。納付金は県に収める。そこに対して必要税額を求める。そのために今3方式でやっておられますけれども、これを2方式にしていくべきではないかというふうに私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長 それでは、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

今、議員おただしのとおり、確かに1人世帯、2人世帯に係る割合が非常に多いということですので、そういった方の世帯の方にしてみると、平等割を課税されることによる不公平感というふうなお話でございます。実際に、全国の都道府県を見てみますと、例えば均等割と所得割の2方式を採用を検討している都道府県があるということは私も承知してございます。

ただ、平成30年から国民健康保険の財政主体は各都道府県のほうに移行されました。そうなりますと、例えば南会津町だけが2方式を採用するということはなかなか難しいのかなと。と言いますのも、国民健康保険の運営に関しましては、福島県にも国民健康保険の運営方針という、基本的な方針がございます。そちらのほうでは今現在は、福島県は3方式ということによって位置づけられております。ですので、今後、福島県のほうで2方式に移行すること、例えば検討しますとか、そういった動向がある場合には、南会津町のほうとして、あとは国保運営協議会のほうに諮問をお願いしたりして、そのタイミングで今後検討していく事項かなというふうに考えますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

それでは、62ページの国保の運営協議会、この部分に被保険者代表が4人、広域代表が4人、保険医、薬剤師代表等々で4人、計12名でありますけど、この資料を見ますと、5年の5月29日、去年は8人、参加人数が。そして6年の2月28日、令和5年度実施したときには9人ということで、12人のこういう重要な審議をするのに、4人が欠席とか、3人が欠席とは結構欠席の割合が多いような気がするんですけど、この欠席者はこの被保険者代表、広域代表、保険医、薬剤師と、その中ではどの方が欠席されているのか、全員が同じように欠席されているのか、伺いたいと思います。

○山内 政議長 住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長 それではお答えいたします。

年に2回の協議会ということで、議員おただしのように、参加人数ということで、令和5年度8人、9人ということで、欠席の方がその都度3名から4名という状況でございます。欠席される例えば委員さんの区分、どの区分の方が多いのかということですが、それはそのときの、委員の方もお仕事を抱えながらこちらのほうに参画していただいておりますので、特定の例えば広域代表の方であったり、被保険者の代表の方がいつも欠席率が高いということではないので、その都度、その協議会の開催時におきまして、それぞれ仕事の都合であったり、ほかの都合で欠席されているという状況でございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 了解です。

被保険者代表の4人の選任なんですけれども、これは無作為抽出というようなことなのか、何かそれとも選任の基準みたいなものがあるのかどうか、伺いたいと思います。

○山内 政議長 住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長 それでは、お答えいたします。

被保険者代表の方、4人ということですが、基本的な選任の方法としましては、当然、国民健康保険の被保険者の方であることがまず大前提でありまして、あとは4地域から1名ずつこの協議会のほうに選任していただいています。地域性もまず考慮しております。あと、そのほかにつきましては、例えば町で主催する会議に出席して参画のある方であったり、地域づくり等に積極的に参加していただいている方であったり、そういった方の中から田島管内であれば本庁、あと各総合支所のほうからはそれぞれ適任となる方を選任していただいて、この協議会の委員として参画していただいているところでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 先ほど、住民生活課長のほうからありましたけども、運営協議会に諮問、県が保険者になったのは私も存じています。私、資産割廃止すべきというふうに提案していた立場でしたから、当時すごくうれしかった覚えがあるんですけども、今、茨城県だと全市町村が2方式になりました、2024年ですから、今年度です。あと埼玉県は全市町村ではなくて毛呂山町というところは2方式になりました。それは県に収める納付金、これを各市町村でどういう方式で収税して納めるかということは、各自治体に任されるというふうに私認識しているんですけど、どうでしょうか。

そうしたら、それは国保の運営協議会のほうに当然この部分も不公平感、こんなに高い2人世帯、1人世帯で93%もあると言え、これは均等割課税にした上で多子世帯の減免する部分は減免するというような方向のほうに納めやすい、収税しやすい形だというふうに私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長 お答えいたします。

今、議員のほうからお話のありました、各自治体のその2方式を採用しました経緯については私のほうでちょっと把握しておりませんので、そのあたりについては詳しくは申し上げられないところではございます。ただ、今ほど議員のほうからもお話がありましたように、国保税の算定につきましては、県のほうに納付する納付金、それを賄えるかどうかというのが一番重要なところになってございます。仮にですけれども、例えば2方式にした場合、県への納付金が賄えるかどうか。つまり国保税を確保できるのかどうか。あるいは2方式にした場合に、例えば被保険者の方に対する負担ですね。今と比べてどの程度負担が軽くなるのか、重くなるのか。それとも変わらないのか。そういったところも協議しながら決めていかなければならない。ちょっと難しいところではあるかと思います。

先ほども申し上げましたけれども、一応、福島県のほうとしましては3方式ということで、これは別に強制をしているというわけではなく、基本的な方針としては3方式ですということで、県のほうでは定めているところではございます。

ですので、繰返しの答弁になりますけれども、今後は県のほうの方針、あるいは近隣自治体等の動向も見極めながら、今後検討していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

それでは、117ページの事業について整備事業について、２段目に搬出間伐促進事業というのが167万4,000円載っておりますが、昨日、私質問の中でいろんな意向調査をしたり、事業をやりながら、伐捨てというような形で搬出はされていないというふうに聞いたんですけども、これは搬出間伐促進事業ということだと、搬出もされて売買につながったのかどうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 まず、森林整備におきましては様々なパターンがございます。今、町のほうで目指している姿というのは、やはり山元への利益還元というところの部分が大事だろうというところがありましたので、町の環境税につきましては、森林整備をした材については極力搬出をしてお金に換えていくという事業についての支援というふうになっております。しかしながら事業についてはやはり場所の部分でありますとかということで、材についての売払いの部分につきましては事業者と区のほうのお話をさせていただいた上で、そちらのほうでやり取りをさせていただいているという形になっておりますので、町としては材が幾らあったかという話はしていないんですが、事業としては材を出して、その部分をお金に換えるというところまでの支援をさせていただいている事業でございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 この２段目に書いてある167万4,000円は、搬出の経費にもなったのかどうか、搬出されたのかどうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、1.69ヘクタールの部分がありまして、そちらからの材の部分については、118立米ほどが材が出てきたというふうな実績のほうを把握しております。

すみません、またこちらについては材の搬出までの経費の部分の支援というふうになっております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 森林整備を町で実施をしていく。それは昨日お聞きをしました。今も山元への還元というのは、地主にいかに森林から出た利益を還元するかということだと思うんですけど、町が整備をする、そして前の県行造林とか何かだと割合があって、施業者と持主というんですか、ありましたけれども、この事業も搬出をし、売買ができた場合、所有者と町は整備をしたおかげでいい材ができたというところもあると思うんですけども、これはあくまで森林環境譲与税で町は仕事ができ、整備をした。そして結果は全て山元というか、持ち主

のほうに行くというふうに見てよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えします。

すみません。私の説明がまずかったかなと思いますが、こちらの事業につきましては事業主体が林業事業体になっておりまして、こちらの整備をするための支援をさせていただいているという形の部分になりますので、昨日の一般質問において、意向調査をして町が実施してその森林整備についての事業ではないというところの部分のご承知おきをいただきたいと思います。しております。

町としましては、いろいろな事業がございまして、まずは県・国事業の部分はもとより、それに救えない事業につきましては、このような搬出事業において林業事業体が森林整備を行える事業を整えたというところで、ご承知おきをいただければと思います。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 その点については了解しました。

昨日、ここの部分で聞かないでしまって、今、境界確定が必要だということは私申し上げたんですけれども、その境界確定のために、町では計画とか今実際に少しずつでもやっているとか、やる事業があるとか、その辺はどうですか。私はこれは少しずつでも森林環境譲与税がそういうところに予算振り向けられても大丈夫なのかなというふうに考えているんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

議員おただしの境界確定につきましては、この事業のほかに、国・県のほうでの補助事業がございまして、そちらにつきましては事業主体が森林組合というふうになりまして、ある一定程度の面積の部分での合意が得られれば、事業が取り組めるような仕組みになっております。

こちらにつきましても、制度の説明等々のほうをさせていただきまして、または森林組合さんのほうともお話しさせていただいて、こういう事業があるということについては一応報告をさせていただきながら、事業に向けて検討のほうを進めてまいりたいと思います。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 今、森林環境譲与税とは別の予算事業で森林組合が実施をしているんですか。これからするということなのか。実際にしているけれども、そういう申込みが少ないとか、了解がそれぞれに得られないというようなことがあるのかどうか、聞きたいと思

います。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 こちらの事業につきましては過去に実績として出てきている事業であるということ、実績としてあるというのは把握をしております。ただ、現在のところこの事業について取り組んでいるということではないということも承知をしております。

○12番 楠 正次議員 了解しました。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 では、事務報告の中の258ページから伺います。

公民館学級、講座の実施状況ということなんですけれども、その中の「家庭」の中で、パパママわくわく子育て教室というのが実施されていますけれども、この中で参加人数のところに男性がなかったのが、対象者を見たら3歳までの子供を持つ母親というふうになっているんです。パパママわくわく子育て教室なのに、なぜここが母親と限定されたのか、そこを伺いたいと思います。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えをいたします。

基本母親の方に来ていただいておりますが、都合のつく方あれば、父親の方にも参加していただこうということで、この名前にしてございます。対象はあくまでも実際子育てをしている母親を対象としておりましたが、実際、ネーミングとしてはパパにも、父親にも実際来ていただけるようにこういう形でしておりました。実際的には男性の参加者、父親の参加者はいませんでした、そのようなことで取組を進めておりました。

以上です。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 お父さんのほうにも参加をしていただくと今お話ありましたけれども、対象者の中に入っていないと、男性の方は来ないんじゃないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えをいたします。

保護者の方にもそれぞれ通知をしておりますが、都合のつく限りで父親の参加ということで実際はいたしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 できれば、パパママわくわくということで、子育ては2人でされていくのではないかなというふうに思いますので、ぜひお父さんのほうも参加できるような日程設定というのも大事なかなと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 勤めとかもございますので、そういう日程的なことも含めて来年度の事業に生かせればと思っております。

ありがとうございます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 では、同じ事業の中で分室のほうでちょっとお伺いしたいと思います。

259ページになります。3感がっこうというのが館岩小学校児童対象者になってあるんですけれども、本当に実施回数も18回というふうに多くなっていますし、また参加人数も323人ということで、とても何か多いのかなというふうに思うんです。この内容について何かとても面白い感覚だなと、体感、感動、感謝という3感を育むことを目的としているということですので、少し詳しく教えていただければというふうに思います。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えいたします。

この事業につきましては、夏休み中に館岩地区の子供たちを対象に実施しておる事業で、例えば中身については宿題をやる日もございますが、地域の方々に来ていただいていろいろな体験をしたり、あとは学校の先生なんかも含めて、宿題のサポートとか、そういった形もしております。1日、ここでおりますので、プールなんかも含めて実施をしておるというところでございます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 夏休み期間中に地域の方々を講師に招いて、自然体験とか芸術文化活動をしているということは、地域の方々と関われる子供にとってとても成長の過程で必要なことだと思いますので、ぜひ続けていっていただきたいというふうに思います。

次なんですけれども、同じページなんですけど、成人の欄で婚活支援事業みなみ愛's 出逢いフェスタという事業名なんですけれども、6名の参加で2組のカップルが誕生したと、すごい何か成果が出たというふうに感じるんですけれども、この方々は今南会津町に住んでいらっしゃる

るというか、方々ということでよろしかったんですか。県のほうに出ているとかということではなくて、南会津町に実際に暮らしているという方々でよろしかったでしょうか。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 すみません、その辺のデータの把握はしておりませんが、男性の方はたしか南会津で、女性が町外、町内含めてでございました。昨年度は実施回数1回でここに記載のとおり、2組のカップルが誕生しております。しかし、その後の状況につきましてはなかなか個人的なこともあって実行委員会のほうで把握できるものとできないものがございまして、なかなかその後どう進んでいるのかということまではちょっと踏み込めないところがございますが、過去にはこれまで実績として結婚されたのが4組ございます。今回、この中で報告しました2人のカップルにつきましてもこうなっていたけるといいなということでございます。

ただこの4組につきましても、実行委員会で把握している方のみということになってございますので、これ以外にもひょっとしたらいるかもしれないということで、正確な数字は把握してございません。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 ぜひ見守っていただきたいというふうに思います。

あと、申し訳ありません。今、図書館のほうの項目でも聞かせていただきたいと思います。

261ページです。この中でお楽しみ袋企画ということで、15袋用意して、10冊程度のお楽しみ袋を作っているんですけれども、利用者の方へ提供ということなんですが、この15袋は全部提供できたということで、よろしかったでしょうか。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えをいたします。

令和5年度初めて実施した事業でございました。いろいろ周知をしておりましたが、その配布当日に全て希望する方に持って行っていただいております。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 本当に図書に触れることはすごく大事だと思いますので、これからもこの贈呈というか、本を頂けることはすごい何か楽しみでもありますので、ぜひ継続してやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

13番、湯田哲君に申し上げます。昼食休憩にしたいので、午後に質問、再質問ということでよろしゅうございますか。

○13番 湯田 哲議員 いいです。

○山内 政議長 ほかに質問ある方も午後ということで、お願いいたします。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

なお、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで総務課長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。

総務課長。

○月田 啓総務課長 総務課長、月田です。

既に配付をしております令和5年度事務報告につきまして、新たな修正箇所が発見されました。修正箇所につきましてご説明させていただき、議長の許可をいただければ、職員により正誤表の配付により、訂正をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

訂正をお願いする箇所でございますが、令和5年度事務報告、主要な施策の成果をご用意いただきたいと思います。

229ページでございます。

南郷総合支所、農林建設係、林政のほうの所管となりまして、1の有害鳥獣対策事業ということで表が載っております。この表の中への追加でございます。今現在表が1段、有害鳥獣被害防止対策事業ということで1段ございますが、この上に1段の追加をお願いしたいと思います。事業名が鳥獣被害対策実施隊事業、事業費が180万3,377円、事業内容につきまして鳥獣被害対策実施隊を編成し、地域内の巡視パトロールを実施しました。隊員数23名（南郷分隊15名、伊南分隊8名）、実施期間5月から11月、出役日数78人日の追加をお願いしたいと思います。この事務につきましては伊南総支所、南郷総合支所が交互に担当する業務でございまして、令和5年度の担当でありました南郷総合支所の記載から抜けていたものでございます。重ね重

ねの修正で大変申し訳ございません。

以上、お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 ただいまの総務課長説明のとおり、令和5年度事務報告主要な施策の成果の一部に訂正がありますので、正誤表の配付について、これを許可します。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時04分

再開 午後 1時06分

○山内 政議長 お手元に配付の正誤表のとおり、令和5年度事務報告主要な施策の成果の一部を訂正しますので、ご了承願います。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 それでは質問させていただきます。

239ページ、学校教育の中の239ページと、240ページの2ページにわたって質問させていただきます。

これは毎回聞かせていただいているんですけども、タブレットGIGA構想によって1人1台のような形で、後ろのほうのページには台数とか書かれていますが、まずは、コンピューターリース料と書かれている限り、コンピューターのリース料なので、上の分の表、台数、小中合わせて311台のリース料だと思うんですが、100万円とか、年数がたてばリース料も下がってくるのかもしれないけど、昨年のも見せてもらったら少し下がってはいたんです。この1,600万円、私はいつも気にしているのがタブレットが入ってくる目的違うと言えばそうなんですけれども、タブレットが子供たちに配布されて、プログラム教育とかいろいろやっっているながら、PCももちろん存在しながら、2つのあれでやっているのが、すごく整理しなきゃならない時期じゃないかなと思っているんですが、確認です。この台数、上の1,600台という数字はこのコンピューターのほとんどですか。そのリースの確認です。どうですか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

まず、239ページの上の表2つでございますけれども、今、議員おただしのように、コンピューターのリースで入れているものでございます。311台で合計1,655万4,360円です。こちらについては平成30年と令和元年に整備したものでございまして、児童生徒用のツー・イン・ワンのパソコンになります。それとは別に、240ページに記載のものにつきましては、上の段でございますが、令和2年度にGIGAスクール構想によって配置したパソコンでございまして、合計で生徒用が647台ということになりました。そうしますと、令和2年当初、GIGAスクール構想で入れたのが647台ということなんですが、その時点での児童生徒数が1,000人近くいまして、239ページで入れました311台のリースのものについては、低学年に配置させました。GIGAスクール構想ではそれ以外の、それに足りない部分をGIGAスクール構想で購入の形で入れましたので、このような形に分かれているというのが今の状況です。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 そういう意味では、タブレットとPCというのは僕は全く別のものとしか感じないものだから、それを低学年に向けたという、今答弁あったんですけども、ぜひその1,600というの何でしょう。例えばこの使用頻度を僕はまた聞きたいんですけども、授業で使っているのは自治体によって、学校によって違うところがあるので、それで子供たちの教育の差が起きちゃいけないというような記事時々読みます。要するに、先生陣とか指導陣がそれに長けていれば、これはもちろん成績が上がっているようなというのも結構記事で読むことが多いので、そういう意味ではこれをいかに使いこなせる先生がいらっしゃるかが僕は気にしているところなんです。その辺のPCを低学年にしたからと説明があれば、タブレットとその違いも含めて使い分けをしていたと思うんですけども、その使い分けの何でしょう、それで事足りているというか、多分低学年に回したPCの部分の役割とタブレットの役割また違うと思うんだけど、その辺は効果として上がっているんでしょうか。その辺の確認というか。分かる範囲でいいです。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

先ほど239ページのものにつきましては、児童生徒用のツー・イン・ワンのパソコンといいですか、タブレットにキーボードが別についている。取り外しができたりするものでございますので、形上で言いますと、もうタブレットと同じような仕組みのものでございます。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 分かりました。

その性質、一回聞いたかもしれないけれども、タブレットの要素もかなりあるから問題がないということで分かりました。あと確認です。かつてタブレットの持ち帰りをやらなかった時代で僕ちょっと質問したことがあったんですけど、最近はまだタブレット持ち帰りが始まったという聞いたことあるんです。タブレットの持ち帰り開始しています。その中の効果とか、あのとき個人のWi-Fi環境がどうで問題があるから、そのために貸出しができなかった。自宅学習です。持ち帰り学習の状況はどうでしょうか。うまくいっているのか、既に毎週のようにやっているのか、その辺は。持ち帰り授業、自宅タブレットの授業の内容はどうでしょうか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

一律に持ち帰りを進めているというわけではございませんで、中には学校に登校できないお子さんがいたり、そういった場合には保護者のほうからの申請といいますか、申出に基づいて、学校のほうからタブレットのほう貸し出して、行っているということがございます。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 つまり限定的だから、事業的に全員持ち出しているというイメージで聞けたものだから、自宅学習だから、今回はみんな持ち帰って、ここを予習してきなさいとか、もう一回勉強してきなさいというイメージで持ち帰りがあったんだけど、今の説明ですと、限定というか、欠席ぎみの方とか、そういう子供たちにターゲットを当てているとか、特別なケースの場合のみ使っていること分かりました。

では、これは理解しました。

もう一つ、中段、239ページの中段にある電子黒板、これも初回の頃は一、二台だったんですけど、ほとんど1部屋に入っているこの部分の使い勝手、これに関しては使用状況はどうなんでしょうか。例えば授業は先生が手によって書いていた時代、今でももちろん黒板があるんですけども、この電子黒板の使用頻度というか、この効果について、どんな手応えというか、効果についての考えもちょっとお聞かせください。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

電子黒板については私も学校のほうで見せていただきましたけれども、全ての授業に使っているかというところでもないとは思いますが、使っている授業を見ましたところ、先生方も慣れて使っていってました。タブレットに表示させたものを大写しにさせて、さら

に、電子黒板には記入もできるものですから、黒板に書くのと同じように、電子黒板の映し出した先に、黒板といいますか、ホワイトボードのような形になりますけれども、そちらに文字を先生が書き足すことができたり、そういったところでうまく利用されているように感じました。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 皆さん、ご存じかもしれませんが、電子黒板が最近、黒板そのものに映すの結構話題になっていると思うんです。ある自治体だと、もうその上で学校に全部配付したというところもあります。つまり黒板の長いところに中央にやって、プロジェクターでほとんど影が映らない状態、つまり黒板の真上辺りでするプロジェクターがあるんですけども、今その時代になりつつあるらしいです。つまり今みたいなホワイトボードじゃなくて、そのまま黒板に投影される、文字もそのままあの広さで投影されるので、先生が書いても、このラインでもう光が来るものですから、全然関係なく書けたり、要するにあの黒板がそのままデジタル黒板になっているので、そういう部分のことを僕上げると、それを買うとかじゃなくて、気になるのがこの台数、七十何台、これ全部買取じゃなく、これもリースの考え方で買っていますね、この予算、どの辺に上がってくるんでしょうか。教えていただければ。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

議員のおただしの部分につきましては239ページの(2)のICT機器の整備状況についての部分だと思います。こちらの合計の電子黒板の合計が73台というところなんです、その下に②というところでICT機器の賃借料、リースというところという表があります。一番下の表になりますが、これが全てのリース料になります。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 書いてありました。でもひとつ気になりましたのは、こんな安くてというのはおかしいんだけど、七十何台のリース料が年間12万円というのは、普通だと台数割したら、ひとつ分かりますね。割り算すればいいんですけども、この金額でリース可能なんでしょうか。間違いないですか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

こちらの機器につきましては、導入したのが平成28年と平成29年ということになっておりまして、こちらもう既に再リースの期間に入っている関係で、この値段でリースが可能になって

いるということでもあります。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 リース料の残で、1割ということで、それでやっているということで、じゃ、この百何十万円が当時かかっていたんでしょうけど、もう一つ、先ほどのP Cの部分とこのリースの分でちょっと聞いたかったのが理屈は分かりました。その中の1割を処理しているんですけども、いずれ、そういう意味では黒板が替わったり、先ほど僕が紹介した、そのメーカーのあれではないんですけど、ほとんどの部分で言うと、黒板がそのままなるということはすごく有効ですね。その中に書けるので、黒板のチョークとともにありながらそれがプロジェクター的に映るので、すごく評判がいい製品なので、こういうのもいつか導入するということは考えるかどうか分かんけど、それは行く行くほかの自治体入れたりして、すごく先生方が本当に重宝する部分ではかなりすばらしいツールみたいですので、その辺は後にあれなんですけど。

この分で言うと、P Cの分の部分でもう一回戻りますけど、これもリースだと言いながら、1,200万円とはほんとうにいいですけど、その分の整理というのはいつかリース来ますけど、今みたいなことが起きます。その後、どう考えるんですか。上の1,200万円というのはリースの5年なら5年のリース期間がまだ継続中だからだけど、間もなく終わる部分、そうしたときにそのP C部分にはかなりコストの値段が今下がっていますので、その辺の更新時の考え方はどうするんでしょう。このまま、そのまままた新しい製品に替えるんでしょうか。その辺の精査の仕方を教えていただきたい。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 お答えいたします。

令和2年に入れました、G I G Aスクール構想で配備しましたタブレットでございますけれども、来年で丸5年ということになりまして、再来年には入替え時期になってきます。今、国のほうから県を通していろいろな調査やなどがありますけれども、台数の調査などなんですが、今度の、次の入替えの際にはこのG I G Aスクール構想と同じような形の買取りで全て同じものに一律替えていきたいというふうに考えております。そうしますと、以前からリースをしているものについてはリースをその時点で終了するということになると思います。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 今の部分つまり新しい製品になってリース料は当時よりは下がっている部分が世の中の常なので、買取りをするときは気になりますけど、そういう今の段階での

計画だとそうなんですけど、ぜひ更新時に整理して800人を切っていく今児童生徒数になっていて、その分で言うと、気になったのが、中学の児童数とこのタブレットの台数の分で合わないんだ。要するに中学生徒数何人でタブレットを見ると半分のところも学校によってはあるんですけど、その分のバランスは大丈夫なんですか。1人1台のつもりで数字をちょっと見たんですけど。

補足します。児童生徒数例えば南郷小学校だと、児童数が67人で今回53人なんですけれども、伊南小学校だと35人で21台というふうになっております。この辺のバランスは大丈夫なんでしょうか。あと中学校にも言えると思います。1人1台になっているんでしょうか。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 今、議員がおただしのところは240ページのG I G Aスクールで入れた導入台数についてだと思います。ちょっと私、今ここでお答えする資料が持ち合わせておりませんので、大変申し訳ございません。お答えできません。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 全然問題ない。更新が目の前みたいなので、今度はこういうタブレット1つの種類とか何かに必ず精査しながら、有効な使い方、効果的なもの、あるいはほかの評判聞きながら、いいものを選んでほしいと思います。

質問を終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定をしました。



◎議案第89号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第11、議案第89号 令和5年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第90号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第12、議案第90号 令和5年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

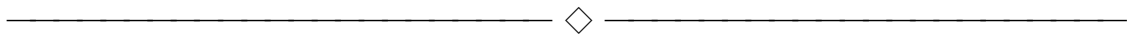
お諮りします。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第91号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第13、議案第91号 令和5年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第92号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第14、議案第92号 令和5年度南会津町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 それでは、事務報告にある表について、お聞きしたいと思います。

171ページに水道事業の分ありますが、この（１）の給水の状況であります。1日の平均使用量、まあただしたときには年間の有収水量を割るべきだろうということでした。今年はその数字になっているというふうに確認しました。ただ、舘岩地域の1日の使用料、有収水量を割って390、他地域の数字に比べると1日当たり1人100リットルぐらい多い。この理由というか、お聞きします。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 こちらについては確かに極端に多いように見られますが、舘岩地域についてはアストリアホテル等々の観光施設が多くあってそこで消費される水が多いと。そのため、それを人口で割ってしまうので、こういった現象が起きてしまうというふうに分析しております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

有収率が43.9%と半分以下なんですけれども、これはちょっと低過ぎるような気がするんですけども、この理由はどうでしょう。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

こちら、上郷、それから岩下で漏水がありましてその関係で極端に低くなっているような状況でございます。こちらについては一応今、復旧はしておりますが、漏水についてはいちごっこでありまして、やはり断水にならなければ、しばらくそのままというのがありますし、地下漏水ですので、なかなか発見できないというのもあって、有収率が上がっていないというのもございます。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。

◇

◎議案第93号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第15、議案第93号 令和5年度南会津町下水道事業会計決算の認定につ

いてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 それでは決算書の15ページから質問をしたいと思います。

1 概要（2）の経営指標に関する事項、その表の3段目、経費回収率について質問したいと思います。

経費回収率が71.8%であり、汚水処理にかかる費用が使用料以外の収入によって賄われているというような現状です。また執行部から提示された資料におきましても、このままいきますと、令和9年度には資金不足に陥る見通し、そういったご報告もあります。

そういった中で質問をさせていただきます。

経費回収率が令和3年度には95.43%あったものが、令和4年度71.94%、令和5年度71.81%、令和4年度、5年度に関しては3年度に比べ約24%ほど下がっているわけですが、算出方法を見ますと、分母の部分が汚水処理費、人口減ってきている中でこちらが増加しているとはちょっと考えられにくい中で、分子部分、下水道使用料ということで、これだけ回収率が下がっていることに関して、町のほうでは原因をどのように捉えていますか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

令和3年度につきましては人件費のほうを公営企業会計、下水道企業会計で見るべき人数の人件費を見ていなかったということがありまして、本当の姿を把握するために令和4年度から下水道事業に従事する職員の人件費をこちらの会計で見るようにしたということでございます。それでこれだけ経費回収率が落ちたということになります。

○山内 政議長 6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 今ほどの説明ですと、実際に令和4年度、5年度が実際の使用料に対する回収率であるというようなご説明でしたが、実際に7割の回収ということで今後下水料金の値上げも検討されているということなので、ただ単純に値上げをするということだと、通常どおり支払っている人から不満の声が出るでしょうし、回収するところを回収する。そういったことも併せてやっていかないと下水道料金の値上げを提示したときに、町民の理解が得られないのではないかと思うのですが、その点に関してはいかがでしょうか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

回収するところから回収するというのが徴収率の関係になるかと思いますが、滞納対策、徴収対策については強化しておりまして、過年度分の収納額も昨年より上がっておりますし、収納率も僅かですが上がっているというところで、負担の公平性という面からも、ちゃんとその徴収についてはしっかり行っていく。その上での料金改定ということで考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 使用料の回収も少しずつ上がっているということで、値上げについても今後住民が納得できるようなやり方で対応の方進めていっていただきたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第94号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第16、議案第94号 令和6年度南会津町一般会計補正予算（第3号）を

議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

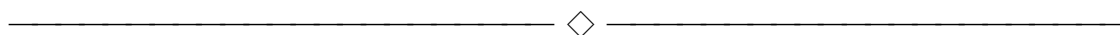
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第95号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第17、議案第95号 令和6年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第96号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第18、議案第96号 令和6年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第97号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第19、議案第97号 令和6年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第98号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第20、議案第98号 令和6年度南会津町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

議会運営委員会を中会議室２で開催します。

再開の放送は５分前に行います。

休憩 午後 １時３７分

再開 午後 ２時１５分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

◎日程の追加

○山内 政議長 先ほど議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。



◎議員派遣の件について

○山内 政議長 追加日程第1、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件についてはお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。



◎閉会中の継続調査について

○山内 政議長 追加日程第2、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。



◎町長の発言

○山内 政議長 ここで町長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○渡部正義町長 令和6年第3回議会定例会に提案いたしました全議案につきまして慎重審議の上、議決を賜り、誠にありがとうございました。

厚く御礼申し上げます。

さて、町有観光施設評価結果報告書につきまして住民説明会を令和6年6月24日から27日にかけて実施し、評価結果報告書に対する意見募集を同年6月24日から8月9日の期間で行ってまいりました。説明会での口頭による意見、書面による意見など多数のご意見をいただいております。町では、この間、説明会で出された意見、音声データを文字起こしにするという作業、さらには膨大な住民の方から寄せられた書面での意見をデータにするというような作業を行ってまいりました。本来であれば議会全協のときにお示しできればよかったんですが、その作業が間に合いませんでした。何とか最終日までにはまとめて配付できるようにというふうに事務方に指示していたところですが、それらの意見を整理したものを本日、配付させていただきましたので、ご参考に見ていただきたいと、このように思います。

この内容につきましては町の方針が示された中ではなくて、評価結果の意見書に対する町民の方の意見ということで、議員の皆さんにもそういう視点を踏まえた中でご覧いただきたいと、このように思います。

今後とも町政運営につきまして、議員各位のご理解とご支援をお願い申し上げまして、説明に代えさせていただきます。何とぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 ただいまの町長からの説明のとおり、ご了承願います。



◎閉会の宣告

○山内 政議長 以上で会議を閉じます。

令和6年第3回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 山 内 政

署 名 議 員 湯 田 剛 正

署 名 議 員 楠 正 次